設置の趣旨等を記載した書類

目次

1	設置の趣旨及び必要性	2
2	研究科,専攻等の名称及び学位の名称	
3	教育課程の編成の考え方及び特色(カリキュラム・ポリシーを含む)	11
4	教育方法,履修指導,研究指導の方法及び修了要件	27
5	多様なメディアを高度に利用して,授業を教室以外の場所で履修させる場合	33
6	入学者選抜の概要	34
7	教員組織の編成の考え方及び特色	35
8	施設・設備等の整備計画	38
9	2以上の校地において教育研究を行う場合	39
1	O 管理運営	40
1	1 自己点検・評価	42
1	2 情報の公表	43
1	3 教育内容等の改善のための組織的な研修等	44

1 設置の趣旨及び必要性

(1)背景と経緯

社会が急激に変化し複雑な課題を抱えるなかで、高等教育、とりわけ大学院教育には、高度な専門知識と倫理観に基づいて主体的に行動して新たな知や価値を創造し、社会の様々な分野で活躍することのできる人材の育成が求められている。

このような社会の要請に対して、2019年1月に中央教育審議会大学分科会がまとめた「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿~社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策~」では、現在の大学院教育の問題点として、諸外国と比較して修士・博士学位取得者の割合が低いこと、大学の強みや特色を踏まえた人材育成が為されていないこと、カリキュラムと社会・企業の期待との間にギャップが生じていることが挙げられ、早急な大学院教育の体質改善が必要であるとされた。その具体的な改善策として、学位プログラムとしての大学院教育を確立するために「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」を学内外に明確に提示し、基礎的素養と専門知識の応用力を培うコースワークの充実、研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムの活用、国際共同学位プログラムの推進等によって大学院教育を実質化するとともに、人材育成目的に即して教育研究組織を柔軟に見直すことなどが提言されている。

一方,総合研究大学院大学の大学院教育については、大学共同利用機関法人との緊密な連係協力によって教育を実施していることに関連して、2018 年 12 月に科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会がまとめた「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」(以下、「審議まとめ」と記す。)の中で、「人材育成機能の強化」の観点から以下のような提言が纏められた(審議まとめ p. 11~12 からの抜粋及び一部改変)。

- 総合研究大学院大学全体の入学定員充足率は横這い傾向にあるものの、博士後期課程及び博士課程3年次編入学の入学定員充足率については、昨今、減少傾向にあり、専攻によっては、優秀な学生を継続して獲得することが困難になりつつある。このため、総合研究大学院大学の人材育成機能を強化するための改革を進め、教育の質及び知名度の向上を図ることが急務となっている。
- 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関がその優れた研究環境を活用して主体的に当該分野の後継者を育成するという特色を踏まえた上で、どのような人材を育成するかを明確化し、他大学における大学院教育との差別化を図り、自らの強みを社会に向けて分かりやすく発信するとともに、伸ばしていくことが必要である。具体的には、人材育成の目的を「他の大学では体系的に実施することが困難な研究領域や学問分野における研究者人材の育成」とした上で、設置する学位プログラムを当該領域・分野に対応するものとし、かつ、個々の学生のニーズにきめ細かく対応し得るものとすることが考えられる。
- 総合研究大学院大学及び各大学共同利用機関法人で構成する新たな組織を設けることが 適当である。その「連合体」において、総合研究大学院大学の主導のもと、各法人の枠を 越えて、例えば、学位プログラムを設置すべき領域・分野や、教育課程、教員組織、国内 外に向けた広報活動、学生の就学環境の改善、ファカルティ・ディベロップメント活動の

強化,学生の就職支援等の重要事項についての方針を決定し、必要な取組を進めていくことが考えられる。

これらの背景を受けて、総合研究大学院大学は2019年8月から大学院教育改革に関する検討を開始し、2021年3月に教育課程・教育組織の再編・改組に関する基本方針を学内決定した上で、2023年4月の設置に向けて本計画を策定した。

(2) 総合研究大学院大学が目指す大学院教育

本設置構想では、一部の教育課程・教育組織の再編・改組ではなく、総合研究大学院大学の全ての研究科を統合してひとつの教育組織を設置する、全学的な教学体制の再編を計画している。さらに、この再編に伴って、全ての大学共同機関が総合研究大学院大学の教学に参画する、大学共同利用機関法人との新たな連係協力体制を構築する。

このような構想に至るには、大学を取巻く社会の情勢や学術の動向のみならず、総合研究 大学院大学の特殊な設置形態とそれに由来する本学特有の課題が大きく関係している。そこ で、設置の趣旨を述べるに先立って、大学の沿革と現状を簡潔に説明する。

(2-1)大学の沿革と特徴

総合研究大学院大学(以下,適宜「総研大」と記す。) は,大学共同利用機関との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行う,我が国で最初の国立大学院大学として 1988 年 10 月に創設され,1989 年 4 月から学生の受入を開始した。設立当初は後期 3 年の課程のみを置く 2 研究科 8 専攻で構成されていたが,その後,新たな大学共同利用機関の参画に伴う研究科・専攻の設置と改組,2004 年 4 月の国立大学及び大学共同利用機関の法人化を経て,現在は 4 つの大学共同利用機関法人(人間文化研究機構,自然科学研究機構,高エネルギー加速器研究機構,情報・システム研究機構)及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下,適宜「機構等法人」と記す。)が設置する 18 の大学共同利用機関と研究機関に 5 研究科 19 専攻を置き,大学本部が所在する葉山キャンパスに 1 研究科 1 専攻を置く全 6 研究科 20 専攻の体制で,5 年の一貫制課程及び後期 3 年の課程による大学院教育を実施している。教育課程の規模は,入学定員 100 名 1,収容定員 382 名である。

総研大の最大の特徴は、教育研究上の基本となる組織の編成方式にある。文化科学研究科・物理科学研究科・高エネルギー加速器科学研究科・複合科学研究科・生命科学研究科の各専攻は、学則に「基盤機関」として定めた大学共同利用の研究所その他の研究機関に設置され、各基盤機関の教員を専攻の担当教員に任命することで教員組織を編成している。基盤機関は、国立大学法人とは異なる大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人に属し、それぞれが地理的にも分散した各所在地において高い自主性・自律性をもって運営されている研究機関であることから、総研大は、機構等法人との間で締結した「国立大学法人総合研究大学院大学と大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との連係協力に関する協定書」(2010年3月31日発効)(以下、「連係協力に関する協定書」と記す。)の下で大学運営及び大学院教育の円滑な実施を図っている。

このような国内外でも他に類を見ない設置形態をもつ大学院大学として,総研大は「機構等法人との緊密な連係及び協力の下に,世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して,文化の創造と発展に貢献する」ことを理念に掲げ,「基礎学術

分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者を育成し、 学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な 学問分野の開拓を目指す」ことを目的としている(学則第1条及び第2条)。

1) 入学定員の内訳は,5年一貫制課程85名(1年次入学定員41名,3年次編入定員44名), 後期3年制課程15名である。

(2-2)総研大の大学院教育-現状と課題-

総研大の大学院教育を支えている基盤機関は、当該分野の研究者コミュニティの要望を踏まえて設置された共同利用・共同研究の中核拠点として、個々の大学では整備できない大規模な施設・設備、大量のデータや貴重な資料等の研究資源を全国の大学の研究者に提供するとともに、国内外の研究者との多彩な共同研究を通じて、我が国の先端学術を牽引する研究拠点の役割を担っている。総研大は、そのような基盤機関の優れた研究環境を教育の場として、分野に結集した研究者集団を教授陣とする高度な専門教育と研究指導を行っている。これらの専門教育と並行して、ディプロマ・ポリシーに掲げた「高い専門性」「広い視野」「国際的な通用性」の涵養に向けて、入学定員 100 名の小規模であることを活かしたユニークな全学教育や教育支援プログラムを実践している。例えば、総合教育科目「フレッシュマンコース」は、全専攻の新入生を対象に入学直後に開講される合宿形式の集中講義で、研究者が身につけるべき技術や社会との繋がりの中で考えるべき問題について学ぶとともに、専門分野が異なる他者との繋がりを築くことを学修目的としている。また、学生が主体的に行う国内外での研究活動を重点的に支援する「SOKENDAI 研究派遣プログラム」によって、年間で在学生の 10%以上を学外に研究派遣するなど、特色ある取組を実施している。

総研大では、1988年の設立以降、これまでに3,633名の学生が在籍し、2,256名が学位を取得少している(2021年5月現在)。2000~2008年度に修了した者の10年後調査に拠れば、修了者の70%以上が国内外の高等教育機関・研究機関や民間企業の研究職に就いている。修了後の就職状況から、基盤機関がカバーする基礎学術分野を継承・発展させる研究者人材を育成し輩出するという観点からは、総研大の大学院教育は相応の実績を挙げてきたと言える。

一方で、昨今の学術分野の動向や社会の変化に対応して、次世代を担う博士人材を育成する大学院教育においては、複数の領域にわたる高度な専門的知識の修得、コミュニケーション能力等の普遍的なスキル、リテラシーや様々な場面で通用するトランスファラブルな力の涵養が求められており、そのための施策として、従来の縦割り・細分化された研究科・専攻に固定した教育課程から、学位の取得を目指す学生の学修の視点に立った「学位プログラムを中心とした大学制度」への転換が必要とされている。

総研大は,第3期中期目標期間において,2017年度に全学教育支援組織として「教育開発センター」を設置,翌2018年度には自己点検・評価に関する学内規程を策定して内部質保証体制を整備し,2019年度には全学・研究科・専攻の全レベルで3つのポリシーを策定して学修の視点から教育課程を明示化するなど,大学院教育の改善に向けた取組を行ってきた。2022年度から始まる第4期中期目標期間では,前章1(1)の審議まとめの提言も踏まえて,以下の課題を解決して大学院教育のさらなる強化を図る必要がある。

- 大学共同利用機関に専攻を設置する現行の教学体制 3)は、教員組織・教育課程・学生の所属が一体となっており、特定分野の研究者人材を育成する上では相応の強みを発揮している。その反面、教学活動が専攻に閉じがちであり、複数の分野が関連する複合的な領域の人材育成や分野を跨ぐ教育プログラムの実施に適した体制とはなっていない。さらに、専攻を置く基盤機関のそれぞれが地理的に分散した独立性の高い研究機関であることから、一般の大学と比較しても「専攻間の壁」は高いと言わざるを得ない状況にある。
- 教員組織と教育組織を一体とする体制を維持する限り,総研大の専攻は必然的に機構等法人/大学共同利用機関の構成に従って編成される 4)。しかし、様々な経緯で現在の形となった機構等法人/大学共同利用機関の構成をそのまま大学院教育に持ち込むことが、次世代の博士人材の育成に最適な教育体制の構築に繋がるとは限らない。今後の大学院教育の改善・強化には、総研大設立の経緯や機構等法人/大学共同利用機関の構成に捉われて形式的に研究科・専攻を編成するのではなく、大学共同利用機関の高度な研究を基盤としながらも、学術や社会の将来を見据え、次世代の博士人材を育成するためにより適した教学体制の構築と教学運営が必要となっている。
- 大学共同利用機関は、全国の研究者に共同利用・共同研究の場を提供して当該学術分野の 先端研究を推進することを主務とする研究機関であり、高等教育機関ではないため、幅広 い基礎的素養を培うためのコースワークに必要な教育体制とそのための教育リソースは、 一般の大学に較べて脆弱である。大学院教育課程のコースワークの充実が求められるなか で、限られた教育リソースを全学でより広く活用できるような教育体制・教育課程の編成 が必要である。
- 現行の各専攻は、入学定員 3~10 名、収容定員 9~38 名と極めて小規模である。2004~2006 年度に研究科・専攻を再編して以来、専攻単位に細分化された少数の定員を維持・管理してきたが、そのような定員配置では、最早、社会の動向や学生のニーズに対応できない状況になっている。社会の要請や学生のニーズ、年度毎の入学志願者の分布の変動に対応して柔軟に定員を運用できる仕組みを早急に導入する必要がある。
- ²⁾ 専攻分野ごとの学位取得者の内訳は、文学 125 名、理学 1,395 名、工学 161 名、医学 15 名、学術 316 名、情報学 190 名、統計科学 54 名である。
- 3) 総研大は、国立大学法人法 別表第一 備考二で「総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び国立開発研究法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする」と規定され、大学共同利用機関が大学院教育を担う方式のうち、「研究科の専攻を編制する際に、大学共同利用機関を基盤機関として、その一部の教員が総研大の教員として、専攻全体が構成されるもの」と整理される(「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」参考資料 p. 67)。

実態としては、基盤機関の教員が総研大担当教員として研究の現場で指導を行い、学 位論文研究や授業履修等の学生の日常的な学修活動が基盤機関で行われており、「大学 共同利用機関に専攻が設置され、当該機関が専攻運営の責任母体となる」方式で運営さ れている。 4) 現行の組織では、概ね、文化科学研究科⇔人間文化研究機構、物理科学研究科⇔自然科学研究機構、高エネルギー加速器科学研究科⇔高エネルギー加速器研究機構、複合科学研究科⇔情報・システム研究機構、生命科学研究科⇔自然科学研究機構の対応関係にある。

(2-3) 大学院改革の基本方針

前節で述べた現状と課題を踏まえ、総合研究大学院大学は、第 4 期中期目標期間における 法人の基本的な目標を「大学共同利用機関を基盤とする大学院大学として、大学や研究者コ ミュニティはもとより、より広く社会の駆動力となる研究開発人材を包含する学術コミュニ ティを主たるステークホルダーに位置づけ、長期的な視点に立って真に人類社会に資する学 術のあり方を見据え、学問分野の継承・発展や高度な研究開発を担う博士人材を育成し輩出 することを本学の主たる目標とする。(「国立大学法人総合研究大学院大学 第 4 期中期目標・ 中期計画」前文から抜粋)」と定め、その目標を達成するための措置として、大学院教育改革 に関する以下のような中期計画を策定した。

1 社会との共創に関する目標を達成するための措置

【1】主たる目標に掲げた博士人材の育成・輩出に向けて、基礎学術分野の先端研究を担う 大学共同利用機関が本学の教育研究の場としての機能を最大限に発揮できる連係及び運営 体制を構築し、教学マネジメントの機能を強化する。

2 教育に関する目標を達成するための措置

- 【2】学術コミュニティや社会の変化に応じて機動的に教育プログラムを実施するために、 教育組織を1研究科1専攻体制とし、学生定員の柔軟な運用を行うことにより、学術コミュニティや社会の需要に人材供給をマッチングさせる。
- 【3】学術コミュニティ等に輩出すべき人材像や修了生に求められる能力を踏まえ、個々の学生が自身の研究テーマ等に沿った学習を主体的に行い、テーラーメイドの研究指導を受けることができる柔軟な実施体制を導入する。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーで学生に求める能力等を明確にしたうえでの多面的・総合的な評価による入学者選抜や本学を知る多様な機会の提供により、優秀な学生の確保に取り組む。

本設置構想は、これらの目標・計画に沿って実施するものであり、より具体的には次のような方針に基づいて教育課程・教育組織の再編を行う。

- 多様な学術領域にわたる先端研究の現場を擁し、他に類を見ない組織編成をもつ大学院大学として、個々の基盤機関の研究面での特性、強みや自主性を活かしながら、これまで行ってきた分野に特化した研究者人材の育成に加えて、複数の分野が関連する複合領域の研究者人材の育成を目指す。そのために、できる限り「研究科・専攻」の壁を取り払って、分野を跨いだ授業科目の履修や分野が異なる複数教員による横断的な研究指導の円滑化と促進を図り、基盤機関の多彩な教育リソースを全学で活用できる教育体制を構築する。
- これまで総研大が人材育成の目標としてきた「高い専門性・広い視野・国際的な通用性を 兼ね備えた博士人材」が身につけるべき能力やスキルをより具体的に整理したディプロ

- マ・ポリシーを策定し、その実現に向けた教育課程編成・実施の方針に基づいて、既存の授業科目の区分を大胆に整理・統合する。
- 学生数が少ないことのメリットを活かした総研大ならではのテーラーメイド型教育プログラムによって、複合的な課題に挑戦し、これからの学術分野や将来の国際社会を担うことのできる次世代博士人材の育成を目指す。そのために、学生が自らの専攻する学問領域に捉われずに複数の基盤機関で学位論文研究を行う共同指導制度や海外の大学との国際共同指導制度を採り入れた柔軟な教育プログラムの実施を可能とする。
- 教育研究上の基本組織を大括りにすることによって、入学定員・収容定員を細分化せずに 全体として管理しつつ、社会の要請や学生のニーズに即して各専門領域が適切な学生数を 受入れることのできるシステムを構築する。

(3) 新たな教育課程・教育組織の概要

改革の基本方針に基づいて,現行の6研究科・20 専攻を統合して新たに設置する教育課程・教育組織の概念を下図に示す。

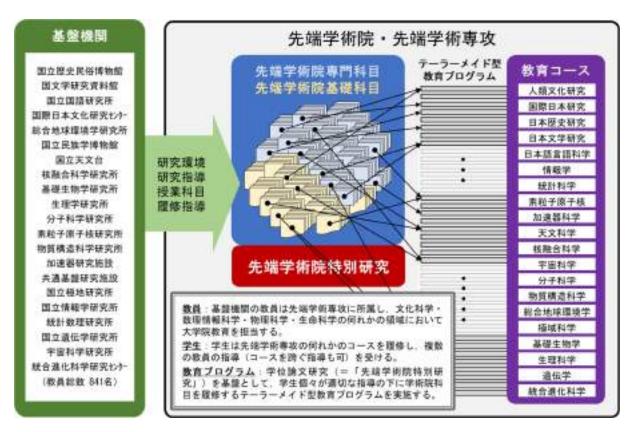


図 1.1 新たに設置する教育課程・教育組織の概念図。統合後の「ひとつの研究科・専攻」に相当する組織は「先端学術院・先端学術専攻」とする(詳細は第2章に記述)。なお、教員数は本計画で設置する課程の修業年限に相当する期間が満了する年度(5年一貫制課程は2027年度、後期3年制課程は2025年度)での総数である。

教育課程・教員組織の編成の考え方や内容は第3章以下で詳述する。ここでは編成のポイントとなる概要のみを述べる。

- 1)4機構法人に所属する全ての大学共同利用機関及び宇宙科学研究所が「基盤機関」として総研大の大学院教育に参画する。
- 2) 各基盤機関を教員の所属研究組織と位置づけ、教育組織として全学に「ひとつの研究科・専攻」に相当する基本組織を置く。
- 3) 基盤機関の教員は「ひとつの研究科・専攻」の担当教員として,文化科学・数理情報科学・ 物理科学・生命科学の何れかの領域で研究指導・授業科目の開講・履修指導を行う。
- 4) 学生は「ひとつの研究科・専攻」に所属し、専門領域ごとに区分されたコースを履修する。
- 5) コースでは、基盤機関において学生が主体的に行う学位論文研究を柱として、適切な履修 指導の下に学生個々の学修目的や研究の進捗に合わせて、「ひとつの研究科・専攻」に置 かれた多様な授業科目から必要とするものを履修選択できるテーラーメイド型教育プロ グラムを実施する。

(4) 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

ひとつの研究科・専攻に置く5年の一貫制博士課程及び後期3年の区分制博士課程は、何れも博士の学位取得を目的とする課程であり、何れの課程を修了したかに依らず、修了者は博士人材として同等の能力を身につけているべきことから、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)はひとつに定める。本構想の教育課程の再編に伴って新たに策定するディプロマ・ポリシーでは、これまで本学で掲げてきたディプロマ・ポリシーの3つの柱である「高い専門性」「広い視野」「国際的な通用性」をより具体的に咀嚼し、修了者が身につけているべき5つの<自立した研究者としての力量>として明示する(表1.1)。

課程の下に履修区分として置かれるコースでは、学生がより明確に学習目標を意識することができるよう、ディプロマ・ポリシーに掲げた<自立した研究者としての力量>を専門領域に即した具体的な内容として学生に提示する。

表 1.1 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

(総合研究大学院大学は、) 本学の教育課程における修了要件を満たし、自らが専門とする学問分野の基本的な知識と教養を修得したうえで、以下に掲げる<自立した研究者としての力量>を身につけ、審査及び試験に合格した者に学位を授与する。							
専門力	自らが専門とする学術領域に蓄積された知見と方法論を修得し、それらを応 用して高度な研究を推進することができる。						
独創性	研究を通して事象を深く理解し、自由な着想に基づいて未踏の課題に挑戦 し、新たな知的価値を生み出すことができる。						
学際性	自らの専門性に立脚しつつ、学際的な視点から周辺領域の課題に取組み、幅 広い学術の進展に資することができる。						
国際力	国・地域・言語・文化・性別・宗教などに捉われない理解と協働に基づき, 高い普遍性をもつ学術成果を発信することができる。						
倫理性	自らが行う学術研究の社会的な意義や位置づけを認識し、研究者としての倫理観と責任感をもって行動することができる。						

2 研究科, 専攻等の名称及び学位の名称

(1)教育研究上の基本となる組織の名称

本設置構想では、教育研究上の基本となる組織として研究科に相当する「院」を置き、一個の専攻をもって「院」を構成する。設置の趣旨に基づいて、その名称の考え方を以下に述べる。

本構想の教育研究上の主たる狙いは、前章「設置の趣旨及び必要性」で既述のように、本学の基盤となる大学共同利用機関及び機構等法人の組織の枠組みを超えて、専門領域を跨ぐ柔軟な大学院教育プログラムを実施することにより、学術及び社会の様々な複合的課題に挑戦できる博士人材を育成・輩出することにある。そのような教育課程のよりよい実現に向けて、特に本学教員の本来の所属が地理的に分散し高い自律性をもつ大学共同利用機関であるという特殊な事情を踏まえ、所属機関・所属法人の枠組を大学組織に持ち込まないことによって、教学の制度面においても、教員・学生の意識面においても、可能な限り組織間・分野間の壁を取り払うことを目指している。そのための施策が、一個の専攻に教育課程を置き、その課程を支える20の基盤機関を専攻の下に並置する本構想の組織編成である。

基本組織の名称について、大学院設置基準上定められている「研究科」を用いない事由は 以下である。

- 1) 一般に、研究科は専門分野に応じて教育研究上の目的から組織され(大学院設置基準第5条)、例えば「法学研究科」「理学研究科」のように、当該組織の分野に応じて名称を付すことが慣例となっている。本構想の基本組織は、専門分野の種類及び教員数等の観点からは研究科に相当する規模・内容を有するものであるが、分野に応じた名称を冠した「〇〇研究科」とすることは、上述の組織編成の考え方に馴染まないことから、名称として「研究科」以外を用いることとする。
- 2) 国立大学法人総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関を学則上で「基盤機関」と位置づけ、基盤機関との連係及び協力の下に教育研究活動を行っている。一般の大学の大学院に置かれる「研究科」が学内に閉じた"研究教育組織"であることと比較して、本学においては基盤機関そのものが"研究組織"であり、大学院の組織が"教学組織"であるとの見方をするならば、教教分離の観点からも「研究科」とは異なる名称を用いることで、外形的にも本構想の基本組織の特色を明示することが望ましい。
- 3)「研究科」以外の名称として、複数の大学において「研究院」「教育院」「学術院」などの名 称が用いられていることを考慮し、また、本学が大学院大学であることの呼称上の親和性 に配慮して、本構想の基本組織については「院」を付すことが相応しいと判断した。
- 一方,「院」を構成する専攻については、研究科に専攻を置くことが常例(大学院設置基準第6条)とされていることから、本設置計画においても、一つの専攻を置くこととする。一般に、専攻は「それぞれの専攻分野の教育研究を行うため」の組織であることから、本設置で構想している上述の組織に「専攻」の名称を用いることについては、若干の違和感を指摘される可能性もある。しかし、大学院教育課程を置き、その履修区分として設けられた「コース」を学生が専攻する(=ある学術分野の研究に専念する)ための組織として、教員・学生が最も所属意識を共有することができる大学組織の名称として、学士課程であれば「学科」、

大学院課程であれば「専攻」が広く定着しているとの考えから、本設置構想においても「専攻」の名称を用いることとする。

(1-1) 院の名称

総研大は、学則第1条で「世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献する」ことを理念として謳っている。また、総研大の基盤となる大学共同利用機関のそれぞれは、国公私立全ての大学の共同利用・共同研究の拠点として、最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を全国の研究者に提供することを通じて大学の枠を越えた共同研究を推進し、関連する研究分野の研究水準の向上を図るための中核的かつ先端的な研究拠点の役割を果たしている。

総研大の理念とその教育研究を支える基盤機関の役割を勘案したうえで、先端研究の現場を活かして、学術の継承・発展や高度な研究開発の担い手として学際分野・新分野の創成にも資する人材の育成を目指す教育組織として、本構想で設置する「院」に冠する名称を「先端学術」とする。これにより、教育研究上の基本となる組織の具体的な名称は「先端学術院」とする。なお、英語名称については、国際通用性も踏まえて Graduate Institute for Advanced Studies とする。

(1-2) 専攻の名称

先端学術院に置く専攻については、履修区分として複数のコースを設けつつ、柔軟にテーラーメイド型の教育プログラムを実施する教育組織として、特定の分野・領域を想起させる名称を避け、かつ大学院そのものの造りが「1院・1専攻」であることを勘案して「院」と「専攻」の教学理念を一致させるとの観点から、具体的な名称を「先端学術専攻」(英語名称:Department of Advanced Studies)とする。

なお、研究科・専攻に相当する正式名称が「先端学術院・先端学術専攻」となり、「先端学術」という語の重複使用によって冗長となることについては、正式名称を必要とする場合を除き、日常的な通称として「先端学術院」のみを使用する等の工夫を図ることとする。

(2) 学位の名称

先端学術院・先端学術専攻の大学院課程が包含する学問領域は、これまでの 6 研究科と同様である。したがって、授与する学位の種類・名称は現行のものを継承する。学位の英文表記は何れも "Doctor of Philosophy"とする。

授与する学位	当該学位を授与している現行の研究科							
博士 (文学)	文化科学研究科							
博士 (理学)	物理科学研究科,高エネルギー加速器科学研究科,複合科学研究科 生命科学研究科,先導科学研究科							
博士 (工学)	物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科							

表 2.1 先端学術院で授与する学位の種類と名称

博士 (医学)	生命科学研究科
博士(学術)	文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科
	複合科学研究科,生命科学研究科,先導科学研究科
博士 (統計科学)	複合科学研究科
博士 (情報学)	複合科学研究科
博士 (脳科学)	生命科学研究科

3 教育課程の編成の考え方及び特色(カリキュラム・ポリシーを含む)

(1)教育課程の編成の考え方

総研大は「基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成」(学則第2条)を目的とする,博士課程のみを置く大学院大学である。現行では,物理科学研究科・高エネルギー加速器科学研究科・複合科学研究科・生命科学研究科・先導科学研究科に5年の一貫制課程を置き,文化科学研究科に後期3年の課程を置いている。本構想による改組再編後も,博士人材を育成・輩出する教育目的は不変であり,上記の6研究科を統合して新たに設置する先端学術院に置く課程は,「修業年限を5年とする一貫制博士課程」(以下,適宜「5年一貫制課程」と記す。)及び「修業年限を3年とする博士後期課程」(以下,適宜「後期3年制課程」と記す。)とする。

5年一貫制課程及び後期3年制課程に履修区分として下表3.1に掲げるコースを置く。コースは、先端学術専攻に所属する学生が専攻する専門領域ごとに区分された教育プログラムに相当する。

課程	5 年一貫制	後期3年制		
	情報学	人類文化研究		
	統計科学	国際日本研究		
	素粒子原子核	日本歴史研究		
	加速器科学	日本文学研究		
	天文科学	日本語言語科学		
	核融合科学	情報学		
コース	宇宙科学	統計科学		
	分子科学	素粒子原子核		
	物質構造科学	加速器科学		
	極域科学	天文科学		

表 3.1 課程に置くコース (教育プログラム)

核融合科学 宇宙科学

分子科学

基礎生物学

生理科学 遺伝学

統合進化科学	物質構造科学
	総合地球環境学
	極域科学
	基礎生物学
	生理科学
	遺伝学
	統合進化科学

(2) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに掲げた<自立した研究者としての力量>の涵養・習得を目指す教育課程として、先端学術院・先端学術専攻の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を以下のように定める。履修区分として置かれるコースでは、学生自らが身につけるべき<自立した研究者としての力量>を意識して、自身に適した履修計画を立てることができるよう、履修モデルを提示する等によってカリキュラム・ポリシーをより具体的な内容として学生に周知する。

表 3.2 カリキュラム・ポリシー

(総合研究大学院大学は、) ディプロマ・ポリシーに掲げた研究者として備えるべき力を養い、研究を進めるうえで必要となるリテラシーを修得するための教育課程として、先端的な研究環境に立脚した授業科目群や教育プログラムを展開し、少人数教育の優位性を活かした研究指導を実践する。

学生個々の学修成果は、コースにおける学習活動及び研究活動の集大成として提出される 学位論文の厳格な審査により評価する。

専門力	専門分野に蓄積された知見や方法論に関する講義,研究課題に関連する実践あるいは討論を行う演習,学生個々のニーズに即した論文作成指導を通じて,自らの研究課題への理解を深め,高度な研究を推進する力を養う。
独創性	蓄積した文化資源と研究ネットワーク,大規模な実験施設や先端機器,極地などの特殊なフィールドを活用して分野を先導する研究が行われている環境の中で,複数教員体制による指導の下で主体的に学位論文研究に取り組むことによって,新たな着想をもって未踏の課題に挑戦する力を養う。
学際性	基盤機関で日常的に行われている学際的な研究活動や取組を実践的な学習機会として広く学生に提供するとともに、学位論文研究の課題に即して、コースの枠組みを越えた柔軟な単位修得や研究指導を可能とするテーラーメイド教育を実践し、学際的な視野を涵養する。
国際力	先端研究の現場で実施される国際的な研究活動や取組に学生が積極的に参加する学習機会として,海外研究派遣プログラム,国際共同指導制度,海外研究者との交流プログラム等を設置し,国際的に通用する研究力を育む。
倫理性	学位論文作成に係る日常的な研究指導,研究機関が提供する実践的な研究倫理 教育プログラムを通じて,学術の社会的意義や社会における研究者の役割と責 任について考察する学習機会を提供し,人類社会における学術研究者としての 倫理観を涵養する。

(3)教育課程の内容

大学院の教育は「授業科目の授業及び研究指導によって行う(大学院設置基準第 12 条)」とされるが、博士の学位の取得を目的とする課程においては、適切な研究指導に基づく学生の主体的な学位論文研究活動が教育・学修の根幹である。先端学術院の教育課程では、基盤機関の先端的な研究現場における on-the-job education 形式のリサーチワークを土台として、個々の学生が取組む多様な研究課題や入学前の学修履歴に応じてコースワークを組む、テーラーメイド型教育プログラムを実施する。そのために、「先端学術院特別研究科目」「先端学術院基礎科目」「先端学術院専門科目」の科目区分を置く。

(3-1)科目区分の概要

【先端学術院特別研究科目】この科目区分には、先端学術院・先端学術専攻の共通科目として「先端学術院特別研究 IA~VB」を置く。先端学術院特別研究 IA~VB は、基盤機関において学生が行う学位論文研究活動に対して、学年の進行とともに何を学修目的として何を行うかを明示し、日常的な研究指導の中で指導教員と学生双方が学期ごとに学位論文研究の実施状況、進捗状況や学修成果を確認・評価するための授業科目である。

5年一貫制課程では $IA\sim VB$,後期 3年制課程では $IIIA\sim VB$ を必修とする。各年次・学期の授業科目の概要は表 3.3 のようである。

表 3.3 「先端学術院特別研究 IA~VB」の概要

年次· 学期	授業科目の概要
IA	受講者は指導教員と協働し各自の研究課題を設定した上で、当該課題の学術背景を調査し、基礎となる関連学理を理解する。実際の課題において初期的な検討を開始し、課題研究を遂行する上で必要な基盤的手法を習得していく。
IB	受講者は課題の基礎的検討を進めながら、解決すべき研究上の問題点を整理し、指導教員との議論を重ねながら中期的な研究計画を立案しその解決に取り組む。問題解決に向けた研究上の適切な方法論(データの整理や解釈、研究課題の拡張や選択・集中の進め方など)を習得する。
IIA	受講者は各自の研究課題の進捗によって研究課題の選択・集中に注力する。また指導教員と議論を重ねながら、必要に応じて研究課題の設定を見直し研究計画を適切に修正し、柔軟かつ合理的に研究検討を深めていく。さらに当該研究課題の周辺領域との連関を理解する。
IIB	受講者は各自の研究課題において得られた成果やデータの一般性や深度・精度を, 客観的な評価に資する高質な水準へと向上させる。受講者は研究課題に関して, ここまでの理解や研究成果を整理する。
IIIA	【5年一貫制課程】初動2年間の研究課題への取り組みに立脚し、より学問的に高度な博士学位研究課題を設定する。必要に応じて、課題の再設定や研究方向の大幅な見直しを行う。設定された研究課題に対して、受講者が主体的に研究計画を立案

し,研究を推進する。 【後期3年制課程】各自固有の学術背景を活かしつつ指導教員との協働によって博 士学位研究の課題を設定した上で、当該課題の研究領域における学術背景を調査 し、基礎となる関連理論を理解する。実際の課題において初期的な検討を開始する とともに、課題研究を遂行するうえで必要な調査・研究手法や言語など身につける 必要のある知識・技能を確認したうえで具体的な履修計画をたて、実行に着手す る。 【5年一貫制課程】研究課題に集中し、国際的水準に照らして十分に評価されるレ ベルの成果に到達する。その上で各自の研究課題をさらに拡張あるいは深掘りし、 より高度な研究へと進む。研究計画通りに進捗が見られない場合には、その問題点 を合理的に整理し、問題解決に道筋をつける。 IIIB 【後期3年制課程】研究課題をさらに拡張あるいは深化させ, 関連学術領域の国際 的水準に照らして十分に評価されるレベルの博士学位研究課題を設定する。設定 された研究課題に対して,受講者が主体的に研究計画を作成するとともに,必要な 準備等を進める。 【5 年一貫制課程】引き続き研究課題を集中的に遂行する。本講までに国際的な学 術論文あるいは国際的な学会・シンポジウムなどにおいてその成果を公表し周辺 学術領域からの客観的な評価を得ることを目安とする。課題研究の進捗や展開に 応じて外部(国内外)の関連研究チームとの協働やインターンとしての研究参加を IVA 主体的に進める。 【後期3年制課程】自ら設定した研究課題を関連学術領域の方法論に基づき集中的 に遂行する。その上で、必要に応じて、課題の再設定や研究方向の見直しを行う。 研究計画通りに進捗が見られない場合には、その問題点を合理的に整理し、問題解 決に道筋をつける。 【5 年一貫制課程】博士学位の取得に向けて成果を集積し、その総合的意義を客観 的に自己評価した上で、未踏の研究課題を探索し、その先導的な研究に挑戦する。 あるいは集積してきた成果を取りまとめ,大きな枠組みでの成果発表(総合論文や IVB 総合講演など)を行う。 【後期3年制課程】集積した成果を演習等で発表することで、多角的で独創的な議 論を展開することを目指す。また博士学位研究の全体を構想するとともに, 各自の 研究成果の周辺領域や社会における学術的意義付けを理解する。 【5 年一貫制課程】ここまでに集積してきた研究成果が自身の研究領域にもたらす 新たな価値を理解し,その向上に資するさらに先導的・先進的な研究を推進する。 また博士学位研究の全体を俯瞰し、各自の研究成果の周辺領域や社会における学

VA

術的意義付けを理解する。

【後期3年制課程】ここまでに集積してきた研究成果が自身の研究領域にもたらす 新たな価値を理解し,その向上に資するさらに先導的・先進的な研究を推進する。 本講までに自身の研究領域の学術論文あるいは共同研究会・シンポジウム・学会な

	どにおいてその成果を発表し、周辺学術領域からの客観的な評価を得ることを目
	安とする。
	【5年一貫制課程】博士学位論文の作成に集中的に取り組み、作成上必要なデータ
	の整理や文献の調査を実施する。さらに学位論文を補強する研究データの獲得に
	取り組む。論文作成においては論理的記述手法や論文作成上の学問倫理を習得す
	る。必要に応じて優れたプレゼンテーション方法も習得する。
VB	【後期3年制課程】博士学位論文の作成に集中的に取り組み、作成上必要なデータ
	の整理や文献の調査を実施する。さらに学位論文を補強する研究データの獲得に
	取り組む。論文作成においては論理的記述手法や論文作成上の学問倫理を習得す
	る。

【先端学術院基礎科目】 この科目区分は、先端学術専攻に所属する学生が、①自身が履修するコースの専門領域に関わらず、他の分野/領域の授業科目を幅広く履修することによって、その分野/領域の学問体系を理解し、基礎的な知識を習得することができる入門的な授業科目群、②自身が履修するコースの専門領域、あるいは関連・隣接する分野/領域で学修を進めていくために、基盤として身につけているべき知識を習得するための授業科目群で構成される。それらの基礎的な授業科目に加え、何れの分野/領域を専門とするかに拘わらず、研究者として求められる基本的な知識、教養やリテラシーを身につけることを目的とする授業科目を設置する。

先端学術院基礎科目として約 160 科目を開講する(各授業科目の名称・配当年次・単位数・授業形態・概要等の詳細は「(別記様式第 2 号)教育課程等の概要」及び「(別記様式第 2 号 (その 3 の 1))授業科目の概要」に記載)。それら 160 科目について、学修目的がディプロマ・ポリシーに掲げた 5 つの<自立した研究者としての力量>の何れと関連しているかで分類すると、表 3.4 のようになる。表中では、複数の<自立した研究者としての力量>に関連する授業科目は重複して数えられている。

先端学術院	<自立した研究者としての力量>							
基礎科目	専門力	独創性	学際性	国際力	倫理性			
授業科目開講数	110	30	80	30	20			

表 3.4 <自立した研究者としての力量>と対応する授業科目の開講数

【先端学術院専門科目】 この科目区分は、先端学術専攻に所属する学生が、③自身が履修するコースの専門領域において研究を遂行するために身につけているべき標準的な知識を習得するための授業科目群、④自身が履修するコースの特定の領域において研究を遂行するために必要となる、より専門性の高い知識を習得するための授業科目群、⑤自身が履修するコースの専門領域において研究を遂行するために必要となる情報収集・分析・解析・成果発表・

注) 開講数は1の位を四捨五入した概算で示してある。

議論の手法やリテラシーをゼミナールやジャーナルクラブ等の演習を通じて修得するための 授業科目群で構成される。

先端学術院専門科目として約590科目を開講する(各授業科目の名称・配当年次・単位数・授業形態・概要等の詳細は「(別記様式第2号)教育課程等の概要」及び「授業科目等の概要」に記載)。それら590科目について、学修目的がディプロマ・ポリシーに掲げた5つの <自立した研究者としての力量>の何れと関連しているかで分類すると、表3.5のようになる。表中では、複数の<自立した研究者としての力量>に関連する授業科目は重複して数えられている。

· ·		•	· ·					
先端学術院	i院 <自立した研究者としての力量>							
専門科目	専門力	独創性	学際性	国際力	倫理性			
授業科目開講数	460	390	90	110	10			

表 3.5 <自立した研究者としての力量>と対応する授業科目の開講数

(3-2) カリキュラムの構成 (カリキュラム・マップ)

先端学術院・先端学術専攻で実施するテーラーメイド型教育プログラムでは、個々の学生の学修履歴や学修目的(どのような学術領域でどのような力を身につけるか)に応じて、柔軟にコースワークを組むことができる。具体例として、総研大が育成・輩出すべき博士研究者として次のような人材像を想定した教育プログラムのカリキュラム・マップを表 3.6.1~3.6.3 に示す。

- ① 大型ビーム装置による構造解析と分子性物質を対象とする合成化学の双方の専門力を修得し、物質の機能発現メカニズムの分子論的理解に基づく新奇な機能性材料の開発分野において、新たな研究領域を開拓できる博士研究者人材
- ② 高温プラズマ実験やシミュレーション、観測的天文学を通じて、核融合科学、天文科学分野において新たな知見をもたらす能力、複雑なシステムを俯瞰する能力、高い国際力、高度な専門力を持つ博士研究者人材
- ③ 発生生物学分野における重要な課題解決のために分子細胞生物学実験,動物実験とバイオインフォマティクス,バイオイメージングなどの手法を駆使し,統計科学と融合した新たな生物学の研究領域を開拓できる博士研究者人材

注) 開講数は1の位を四捨五入した概算で示してある。

表 3.6.1 カリキュラム・マップ【人材像①】

科			7 11			き力量		配当年次(履修推奨				次)
科目区分	科目名	単位数	専門力	独創性	学際性	国際力	倫理性	1	2	3	4	5
先	先端学術院特別研究 I A	2	0	0	0	0	0	0				
二 学	先端学術院特別研究 I B	2	0	0	0	0	0	0				
術 院	先端学術院特別研究ⅡA	2	0	0	0	0	0		0			
特別	先端学術院特別研究ⅡB	2	0	0	0	0	0		0			
研究	先端学術院特別研究ⅢA	2	0	0	0	0	0			0		
先端学術院特別研究科目	先端学術院特別研究ⅢB	2	0	0	0	0	0			0		
	先端学術院特別研究IVA	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究IVB	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究VA	2	0	0	0	0	0					0
	先端学術院特別研究VB	2	0	0	0	0	0					0
先	フレッシュマンコース	2			0		0	0				
端学	国際インターンシップ	1				0	0	0	0	0	0	0
術院	高エネルキー加速器科学セミナー 1	2	0	0	0	0		0	0	0	0	
基礎	高エネルキー加速器科学セミナー2	2	0	0	0	0		0	0	0	0	
先端学術院基礎科目	英語口語表現演習 1	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 2	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習3	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 4	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 5	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 6	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習7	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習8	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 9	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 10	1				0		0	0	0	0	0
	生体分子シミュレーション	1	0		0			0	0	0	0	
	基礎物性科学	2	0		0			0	0	0	0	0
	基礎生体分子科学	2	0		0			0	0	0	0	0
	基礎錯体化学	2	0		0			0	0	0	0	
	基礎電子物性論	2	0	0	0			0	0	0	0	0
	放射光科学	2	0	0				0	0	0	0	0
	表面分光学 2	2	0					0	0	0	0	0
	放射光応用概論	1	0					0	0			
	結晶の対称性・群論-基礎コース	2			0			\circ	0	0	0	0

Ī	X線吸収分光学概論	2	0				0	0	0	0	0
先	基礎物理化学1	2	0		0		0	0	0	0	
端学	基礎物理化学 2	2	0		0		0	0	0	0	
院	基礎光科学	2	0		0		0	0	0	0	
先端学術院専門科目	構造光科学	2	0	0			0	0	0	0	
科目	構造物性科学	2	0	0			0	0	0	0	0
	構造生体分子科学	2	0	0			0	0	0	0	
	錯体触媒化学	2	0	0			0	0	0	0	
	機能生体分子科学	2	0	0			0	0	0	0	
	量子動力学	2	0	0	0		0	0	0	0	0
	機能物性科学	2	0	0			0	0	0	0	
	凝縮系科学概論	2	0				0	0			
	分子生物学1	2	0	0			0				
	分子生物学 2	2	0	0			0				
	中性子科学概論 1	2	0				0	0	0	0	0
	中性子科学概論 2	2	0				0	0	0	0	0
	動的構造解析論	2	0				0	0	0	0	0
	X 線結像光学	2	0				0	0	0	0	0
	表面分光学1	2	0				0	0	0	0	0
	現代生物学概論	2	0				0				
	生体分子構造解析論 1	2	0	0			0				
	生体分子構造解析論 2	2	0	0			0				
	ミュオン物性科学	2	0						0	0	
	放射光応用医学	2	0				0	0	0	0	0
	分子科学考究 I A	2		0			0				
	分子科学考究 I B	2		0			0				
	分子科学考究ⅡA	2		0				0			
	分子科学考究ⅡB	2		0				0			
	分子科学考究ⅢA	2		0					0		
	分子科学考究ⅢB	2		0					0		
	分子科学考究IVA	2		0						0	
	分子科学考究IVB	2		0						0	
	分子科学考究VA	2		0							0
	分子科学考究VB	2		0							0
	物質構造科学認定研究ⅡA	2	0	0				0			
	物質構造科学認定研究ⅡB	2	0	0				0			
	物質構造科学特別演習IA	2		0			0				

物質構造科学特別演習IB	2	0		0			
物質構造科学特別演習ⅡA	2	0			0		
物質構造科学特別演習ⅡB	2	0			0		

表 3.6.2 カリキュラム・マップ【人材像②】

科		畄		見につ	けるべ	き力量		配当	4年次	(履修技		次)
目区分	科目名	単位数	専門力	独創性	学際性	国際力	倫理性	1	2	3	4	5
先	先端学術院特別研究 I A	2	0	0	0	0	0	0				
端学	先端学術院特別研究 I B	2	0	0	0	0	0	0				
先端学術院特別	先端学術院特別研究ⅡA	2	0	0	0	0	0		0			
特 別	先端学術院特別研究ⅡB	2	0	0	0	0	0		0			
研究科目	先端学術院特別研究ⅢA	2	0	0	0	0	0			0		
科目	先端学術院特別研究ⅢB	2	0	0	0	0	0			0		
	先端学術院特別研究IVA	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究IVB	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究VA	2	0	0	0	0	0					0
	先端学術院特別研究VB	2	\circ	0	0	0	0					0
先	フレッシュマンコース	2			0		0	0				
先端学術院基礎科目	国際インターンシップ	1				0	0	0	0	0	0	0
所 院	科学コミュニケーション入門	2			0			0	0	0	0	0
基礎	観測天文学概論 1	2	0					\circ				
科目	観測天文学概論 2	2	0					0	0	0	0	0
	理論天文学概論	2	0					0				
	光学赤外線望遠鏡概論	2	0					0	0	0	0	0
	光赤外観測システム概論	2	0					0	0	0	0	0
	電波望遠鏡概論	2	0					\circ	0	0	0	0
	電波観測システム概論	2	0					0	0	0	0	0
	電波観測基礎技術概論	2	0					0	0	0	0	0
	天体観測装置概論	2	0					0	0	0	0	0
	プロジェクトマネジメント概論	1			0			0				
	科学技術英語	2				0		0				
	核融合科学概論	2	0					0				
	プラズマ実験学	2	0					0				
	論文演習	2				0		0				
	理工学基礎演習 1	2	0					0				

	理工学基礎演習 2	2	0				0				
	 - 理工学基礎演習 3	2	0				0				
	先端基礎デジタル計測制御演習	1			0		0				
先	英語によるプレゼンテーション	1				0	0	0	0	0	0
端学	光赤外線天文学1	2	0				0	0	0	0	0
先端学術院専門科	光赤外線天文学 2	2	0				0	0	0	0	0
専門	光赤外線天文学3	2	0				0	0	0	0	0
科 目	光赤外線天文学 4	2	0				0	0	0	0	0
'	光赤外線天文学 5	2	0				0	0	0	0	0
	光赤外線天文学演習1	2		0			0	0			
	光赤外線天文学演習 2	2		0					0	0	0
	電波天文学1	2	0				0	0	0	0	0
	電波天文学 2	2	0				0	0	0	0	0
	電波天文学3	2	0				0	0	0	0	0
	電波天文学 4	2	0				0	0	0	0	0
	電波天文学 5	2	0				0	0	0	0	0
	電波干渉計システム	2	0				0	0	0	0	0
	電波天文学演習 1	2		0			0	0			
	電波天文学演習 2	2		0					0	0	0
	一般相対性理論	2	0				0	0	0	0	0
	重力系力学	2	0				0	0	0	0	0
	太陽系天文学	2	0				0	0	0	0	0
	天体核物理学	2	0				0	0	0	0	0
	太陽恒星物理学	2	0				0	0	0	0	0
	天体プラズマ物理学1	2	0				0	0	0	0	0
	天体プラズマ物理学2	2	0				0	0	0	0	0
	宇宙物理学1	2	0				0	0	0	0	0
	宇宙物理学 2	2	0				0	0	0	0	0
	宇宙物理学3	2	0				0	0	0	0	0
	天文データ解析法	2	0				0	0	0	0	0
	天文学のための統計解析	2	0				0	0	0	0	0
	シミュレーション天文学	2	0				0	0	0	0	0
	共通基礎系天文学演習 1	2		0			0	0			
	共通基礎系天文学演習 2	2		0					0	0	0
	系外惑星科学	2	0				0	0	0	0	0
	惑星形成論	2	0				0	0	0	0	0
	重力波天文学	2	0				0	0	0	0	0

			1				1	1		
天文科学基礎演習1	2		0			0				
天文科学基礎演習 2	2		0			0				
天文科学基礎演習3	2		0			0				
天文科学基礎演習 4	2		0			0				
天文科学基礎演習 5	2		0			0				
天文科学基礎演習 6	2		0			0				
総合研究演習 1	4		0						0	
総合研究演習 2	2		0							0
科学英語演習	2				0	0	0	0	0	0
天文科学実習 1	2	0				0				
天文科学実習 2	2	0				0				
光赤外線観測天文学特論	2	0				0	0	0	0	0
電波天文学特論	2	0						0	0	0
プラズマ物理学 1	2	0				0				
プラズマ物理学 2	2	0				0				
核融合システム工学	2	0				0				
プラスマ・核融合科学セミナー I A	2			0	0	0				
プラスマ・核融合科学セミナー I B	2			0	0	0				
プラスマ・核融合科学セミナーⅡA	2			0	0		0			
プラス、マ・核融合科学セミナーⅡB	2			0	0		0			
プラスマ・核融合科学セミナーⅢA	2			0	0			0		
プラスマ・核融合科学セミナー Ⅲ B	2			0	0			0		
プラスマ・核融合科学セミナーIVA	2			0	0				0	
プラスマ・核融合科学セミナーIVB	2			0	0				0	
プラスマ・核融合科学セミナーVA	2			0	0					0
プラスマ・核融合科学セミナーVB	2			0	0					0
プラズマ理工学特論	2	0				0				
核融合炉材料工学	2	0				0				
シミュレーション科学基礎論	2	0				0				
数理物理学	2	0				0				
研究中間レポート	6		0				0	0		
天文科学考究 I	2		0		0	0				
天文科学考究Ⅱ	2		0		0		0			
天文科学考究Ⅲ	2		0		0			0		
天文科学考究IV	2		0		0				0	
天文科学考究V	2		0		0					0
プラズマ・核融合科学考究 I A	2	0	0			0				
a '	•	•				•				

プラズマ・核融合科学考究 I B	2	0	0		0				
プラズマ・核融合科学考究ⅡA	2	0	0			0			
プラズマ・核融合科学考究ⅡB	2	0	0			0			
プラズマ・核融合科学考究ⅢA	2	0	0				0		
プラズマ・核融合科学考究 Ⅲ B	2	0	0				0		
プラズマ・核融合科学考究IVA	2	0	0					0	
プラズマ・核融合科学考究IVB	2	0	0					0	
プラズマ・核融合科学考究VA	2	0	0						0
プラズマ・核融合科学考究VB	2	0	0						0

表 3.6.3 カリキュラム・マップ【人材像③】

科目		出		見につ	けるべ	き力量		配当	年次(履修抄	推奨年	次)
目区分	科目名	単位数	専門力	独創性	学際性	国際力	倫理性	1	2	3	4	5
先	先端学術院特別研究 I A	2	\circ	0	0	0	0	0				
端学	先端学術院特別研究 I B	2	0	0	0	0	0	0				
術院	先端学術院特別研究ⅡA	2	\circ	0	0	0	0		0			
特 別	先端学術院特別研究ⅡB	2	0	0	0	0	0		0			
先端学術院特別研究科目	先端学術院特別研究ⅢA	2	0	0	0	0	0			0		
科目	先端学術院特別研究ⅢB	2	0	0	0	0	0			0		
	先端学術院特別研究IVA	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究IVB	2	0	0	0	0	0				0	
	先端学術院特別研究VA	2	0	0	0	0	0					0
	先端学術院特別研究VB	2	\circ	0	0	0	0					0
先	フレッシュマンコース	2			0		0	0				
第 学	国際インターンシップ	1				0	0	0	0	0	0	0
術 院	時空間モデリング基礎	2	\circ					0	0	0	0	0
先端学術院基礎科	多変量解析基礎	2	\circ					0	0	0	0	0
科目	確率と確率過程基礎	2	0					0	0	0	0	0
	数理統計基礎	2	0					0	0	0	0	0
	計算数理基礎	2	0					0	0	0	0	0
	統計的機械学習基礎	2	0					0	0	0	0	0
	計算推論基礎	2	0					0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 1	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 2	1				0		0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 3	1				0		0	0	0	0	0

	英語口語表現演習 4	1				0	0		0	0	0
	英語口語表現演習 5	1				0	0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 6	1				0	0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 7	1				0	0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 8	1				0	0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 9	1				0	0	0	0	0	0
	英語口語表現演習 10	1				0	0	0	0	0	0
	生命科学リトリートI	1			0	0	0				
	生命科学リトリートⅡ	1			0	0		0			
	生命科学リトリートⅢ	1			0	0			0		
	生命科学リトリートIV	1			0	0				0	
	生命科学リトリートV	1			0	0					0
先	統計モデリング特論	2	0	0			0	0			
先端学術院専門	複雑系統計システム解析	2	0	0			0	0	0		
所院	モデリング特論 2	2	0	0			0	0	0		
専門	モデリング特論 1	2	0	0			0	0	0		
	時系列解析特論	2	0	0			0	0	0		
	確率的モデリング	2	0	0			0	0	0		
	データ同化特論	2	0	0			0	0	0		
	点過程の理論	2	0	0			0	0	0		
	応用確率論	2	0	0			0	0	0		
	マルチメディア情報処理	2	0	0			0	0	0		
	空間統計モデルと確率幾何学	2	0	0			0	0	0		
	ゲノムデータ解析	2	0	0			0	0	0		
	標本調査論	2	0	0			0	0	0		
	調査デザイン論	2	0	0			0	0	0		
	統計的自然言語処理のための 機械学習	2	0	0			0	0	0		
	数理•推論特論 1	2	0	0			0	0	0		
	統計数理セミナー1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	統計数理セミナー2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	統計数理セミナー3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	統計数理セミナー4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	統計数理セミナー5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	統計計算システム	2	0	0				0	0	0	
	プライバシー保護技術概論	2	0	0				0	0	0	
	ベイズ計算	2	0	0				0	0	0	
	環境統計学特論	2	0	0				0	0	0	

ファイナンス統計学	2	0						0	0	
 経時データ解析	2	0	0				0	0	0	
医療統計学特論	2	0	0				0	0	0	
データ科学応用	2	0	0				0	0	0	
ベイズ不確実性定量化の工学 応用	2	0	0				0	0	0	
統計推論	2	0	0				0	0	0	
統計的機械学習	2	0	0				0	0	0	
数理·推論特論 2	2	0	0				0	0	0	
信号処理特論	2	0	0				0	0	0	
パラメトリック統計モデル	2	0	0				0	0	0	
システム最適化	2	0	0				0	0	0	
確率モデル	2	0	0				0	0	0	
推測統計特論	2	0	0				0	0	0	
非正則統計理論	2	0	0				0	0	0	
凸解析と錐最適化	2	0	0				0	0	0	
計算数理特論	2	0	0				0	0	0	
高次元確率統計	2	0	0				0	0	0	
ランダム系の平均場理論	2	0	0				0	0	0	
発生•再生生物学	1	0				0	0	0	0	0
進化環境生物学1	1	0				0	0	0	0	0
進化環境生物学2	1	0				0	0	0	0	0
バイオイメージング	1	0				0	0	0	0	0
バイオインフォマティクス	1	0				0	0	0	0	0
基礎生物学特論 1	2	0		0		0	0	0	0	
基礎生物学特論 2	2	0		0		0	0	0	0	
アドバンストコンファレンス 1	1	0		0	0	0	0	0	0	0
アドバンストコンファレンス 2	1	0		0	0	0	0	0	0	0
アドバンストコンファレンス 3	1	0		0	0	0	0	0	0	0
アドバンストコンファレンス 4	1	0		0	0	0	0	0	0	0
アドバンストコンファレンス 5	1	\circ		0	0	0	0	0	0	0
基礎生物学セミナーI	1	0		0	0	0				
基礎生物学セミナーⅡ	1	0		0	0		0			
基礎生物学セミナーⅢ	1	0		0	0			0		
基礎生物学セミナーIV	1	0		0	0				0	
基礎生物学セミナーV	1	0		0	0					0
統計科学講究1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 2	2	0	0	0	0	\circ	0	0	0	0

統計科学講究3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
統計科学講究 10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基礎生物学プログレスIA	2		0			0				
基礎生物学プログレスIB	2		0			0				
基礎生物学プログレスⅡA	2		0				0			
基礎生物学プログレスⅡB	2		0				0			
基礎生物学プログレスⅢA	2		0					0		
基礎生物学プログレスⅢB	2		0					0		
基礎生物学プログレスIVA	2		0						0	
基礎生物学プログレスIVB	2		0						0	
基礎生物学プログレスVA	2		0							0
基礎生物学プログレスVB	2		0							0
基礎生物学論文演習IA	2	0	0			0				
基礎生物学論文演習IB	2	0	0			\circ				
基礎生物学論文演習ⅡA	2	0	0				0			
基礎生物学論文演習ⅡB	2	0	0				0			
基礎生物学論文演習ⅢA	2	0	0					0		
基礎生物学論文演習ⅢB	2	0	0					0		
基礎生物学論文演習IVA	2	0	0						0	
基礎生物学論文演習IVB	2	0	0						0	
基礎生物学論文演習VA	2	0	0							0
基礎生物学論文演習VB	2	0	0							0

(4)教育課程の特色

本設置構想では、組織間の壁を取り払うことによって、分野/領域を跨いだ複合的な学修や 基盤機関を跨いだ学位論文研究を奨励・促進すると同時に、各基盤機関の教育リソースを全 学で有効に活用することを目的としている。そのために、教育組織を一元化して「先端学術 院・先端学術専攻」とし、全ての授業科目を「先端学術院科目」として開講する。学生は、自 らが専門とする学術領域に従って、先端学術院・先端学術専攻の教育課程の下に置かれたコ ースを履修するが、何れのコースを専攻するかに拘わらず、原則として全ての先端学術院科 目の中から自身の学修に必要な授業科目を選択し履修することができる。

一方で、多くの授業科目は主として当該コースを履修して学位論文研究を行う学生を対象に設計されており、必ずしも全学・他分野の学生が履修することを前提としていない。そこで、新たな教育課程では、全ての授業科目について授業内容の専門性・難易度を 4 段階のレベルで示すことによって、関連分野や近い専門領域の学生が現実的に履修できる内容であるか否かを提示する「レベルによる授業科目の分類」を導入する 5。表 3.7 に、各レベルで授業科目の内容・難易度がどのように設定されているかを示す。また、表 3.8 にレベルごとの授業開講数を示す。

表 3.7 に掲げた設定基準に従って、教員は自身が担当する授業科目に適切なレベル表示を行い(あるいは、レベルの設定基準に適合するように授業科目の内容・難易度を調整し)、かつ履修に必要な要件、例えば"場の量子論に関する基礎的な知識を習得していること"や"既に「○○学概論」の単位を修得していること"等をシラバスに記載する。学生は、他分野/領域の授業科目の履修を検討する際に、レベル表示を参考にして、自身の関心や必要性、学習履歴やそれまでに習得した専門分野の知識に基づき、どの授業科目を履修できるか/履修すべきかを判断することができる。これによって、学生にとって"先端学術院で開講される何れの授業科目も自己の学修に利用可能"な開かれた教育課程を編成する。

「レベルによる授業科目の分類」は、学生個々の学修履歴、興味・関心や必要性に適切に対応し、かつ教育リソースを全学的に活用して授業科目を提供するための方式であり、学士課程を持たない大学院大学として多様な学修履歴をもつ学生を受け入れ、学生が主体的に行う学位論文研究の内容や進捗に応じてテーラーメイド的な教育を実践するうえで、実効的な効果が期待できる。新課程のテーラーメイド型教育プログラムにおいては、学生が適切かつ体系的に授業科目を履修するための履修指導と、コースにおける学習活動及び研究活動の集大成として提出される学位論文の厳格な審査によってプログラムの質を保証する。

現行の教育課程では、入学定員 100 名の小規模な大学であることを活かし、大学院教育課程としてはユニークな全学共通の授業科目「フレッシュマンコース」を開講している。「フレッシュマンコース」は全ての新入生を対象に入学直後に実施される合宿形式の集中講義であり、研究者が身につけるべき技術や社会との繋がりのなかで考えるべき問題について学び、専門分野が異なる他者との繋がりを築くことを目的としている。また、学生が主体的に行う海外での研究活動や将来のキャリア形成につながる国内外での長期の研究活動を重点的に支援する「SOKENDAI 研究派遣プログラム」によって、年間で全在学生数の 10%以上を研究派遣するなど、特色ある取組を実施している。新たな教育課程においても、これらの取組を維持・拡充する。

5)「先端学術院特別研究 IA~VB」等の学位論文の作成あるいは研究指導に係る授業科目には「レベルによる授業科目の分類」は適用されない。

表 3.7 レベルによる授業科目の分類

種別	授業科目の内容・難易度の設定基準
レベル1	当該コースを履修する学生のみならず、他コースの学生も履修することを 想定して、履修者がその分野/専門領域の学問体系を理解し、基礎的な知識 を習得することのできる入門的な授業科目として、内容・難易度が設定さ れている。
レベル2	当該コースを履修する学生あるいは関連・隣接するコースを履修する学生が、当該分野/専門領域で学習を進めていくための基盤として身につけているべき知識を習得するための授業科目として、内容・難易度が設定されている。
レベル3	当該コースを履修する学生が,当該分野/専門領域の標準的な知識を習得するための授業科目として,内容・難易度が設定されている。
レベル4	当該コースを履修する学生が、特定領域の研究を実施するために必要となる、より専門性の高い知識を習得するための授業科目として、内容・難易度が設定されている。

表 3.8 レベルごとの授業科目開講数

先端学術院科目		レィ	ベル	
元 师 子 彻 凡 代 日	1	2	3	4
授業科目開講数	30	130	290	140

注) 開講数は1の位を四捨五入した概算で示してある。

4 教育方法, 履修指導, 研究指導の方法及び修了要件

(1)教育方法

前章で述べたように、先端学術院の教育課程では、基盤機関における on-the-job education 形式のリサーチワーク(=学位論文研究)を土台として、個々の学生が自身の取組む研究課題や入学前の学修履歴に応じて、先端学術院基礎科目・先端学術院専門科目から必要となる授業科目を履修してコースワークを組む、テーラーメイド型教育プログラムを基本とする。

総研大の教育研究の現場は基盤機関であるため、学生は、何れのコースを履修するかに依って、当該専門領域の教員が所属する基盤機関に分散・常駐して学位論文研究を行う。各基盤機関は、大学共同利用機関として大規模な施設・設備、大量のデータや貴重な資料等の研究資源を有し、国内外の研究者との共同研究を通じて先端研究を推進する研究拠点であり、その先端研究の現場で博士人材を育成する on the job education が総研大の教育方法の最大の特色である。現行の教育課程で実施している、複数の基盤機関で学位論文研究を行う「学内共同指導制度」、基盤機関の国際共同研究ネットワークを活用した海外の大学との「国際

共同指導制度」を新たな課程においても継承する。これらの詳細については「(3)研究指導の方法」の項で記述する。

このような特徴的なリサーチワークに加え、全学の教育リソースを活用して分野/領域を跨ぐ人材育成を促進することが本構想による教育組織・教育課程の再編の目的のひとつである。そのための授業科目の全学での活用については、キャンパスの所在地が全国に分散しているため、学生が遠隔地で開講される授業科目を履修する際には、移動経費を支給する予算措置やオンデマンドでハイフレックス/ハイブリッド型授業を実施する等によって学修活動の促進と支援を図る(「9 2以上の校地において教育研究を行う場合」に再掲)。また、留学生比率が比較的高い(2021 年度 5 月現在で 30%)ことから、殆どの授業科目で使用言語を「日本語あるいは英語」「原則として英語。必要に応じて日本語を併用」等とする。

なお、留学生については、入学からの一定の期間、日本人学生をチューターとして学習面や生活面でのサポートを行う「留学生チューター制度」を設けるとともに、学業以外の日常生活を支援するために、課外活動として広く日本語を学習する機会を提供する。

(2) 履修指導の方法

現行では、各研究科が定める履修規程において「学生は、主任指導教員の指導を受けて履修科目を決定し、指定の期間内に所定の方法により届け出なければならない」と規定し、学生は、年度開始前に指導教員と相談して年間の履修計画を策定し、その上で履修登録を行うこととしている。新課程においても、このプロセスを踏襲することに加えて、レベルによる授業科目の分類、各授業科目の学修目的とく自立した研究者としての力量>との対応関係を授業シラバスに記載する等によって、学修の視点に立った履修を促す。

総研大では、2019年度に受審した大学機関別認証評価を契機に、教育の内部質保証の一環として、学期毎に学生の履修動向と単位取得の状況、及び教員の成績評価の状況を専攻単位で点検している。新課程においても、学期毎にコースレベルで学生の学修状況を点検し、その結果を履修指導にフィードバックすることで学修目的に即したコースワークの実施を図る。

本計画で構想するテーラーメイド型教育プログラムでは、同じコースを履修する場合でも、 学生個々の学位論文研究の課題や学修履歴に依ってコースワークの具体的な内容が異なる。 学生に対しては、コースごとに典型的な履修モデルを提示し、入学時の履修ガイダンス等を 通して入学から修了までの学修プロセス、身につけるべき力量をイメージさせることによっ て体系的な学修を促す。そのうえで、個々の学生の学位論文研究の進捗状況やそれまでの学 修成果を踏まえた丁寧な履修指導を行うことによって、教育課程の質を保証する。

(3) 研究指導の方法

現行では、大学学則において「研究指導は、学生1人ごとにその内容が定められるものとし、その研究指導については、原則として2人以上の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする(第31条)」「研究指導を担当する教授又は准教授のうち1人は、主任指導教員とする(同条第2項)」と規定し、主任指導教員を中心とする「複数指導体制」を採っている。これは、学生収容定員382名に対して約1,000名の担当教員を擁する総研大の構造にも由来しており、新課程においても同様の複数指導体制を維持する。

また、大学院設置基準第14条の2「大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする」に従って、年度毎に指導教員と学生とが相談のうえで研究指導計画書(あるいは研究計画書)を作成し、専攻委員会で当該年度の研究指導計画(あるいは研究計画)を確認することとしており、新課程においてもコース単位で同様の措置を継続して実施する。

新課程においては、先端学術院特別研究科目「先端学術院特別研究 IA~VB」を全学共通に設置することによって、学生が行う学位論文研究活動に対して、学年の進行とともに何を学修目的として何を行うかを明示し、日常的な研究指導の中で指導教員と学生双方が学期ごとに学位論文研究の実施状況、進捗状況や学修成果を確認・評価する(「3(3)教育課程の内容」に記述)。これによって、研究指導及びそれに基づく学位論文研究の着実な実施を図る。

上述の研究指導の方法に加え、複合的あるいは国際的な人材育成に係る研究指導の取組と して、以下のような「学内共同指導制度」「国際共同指導制度」を設置する。

【学内共同指導制度】 昨今の新分野創成や異分野融合の流れの中で、博士人材育成においても、複数の分野を跨ぐ教育プログラムの構築に向けた実効的な施策が求められている。総研大では、学際的な視野を涵養し、幅広い学術の進展に資する人材を養成する観点から、大学共同利用機関を基盤とする構造を活かしながら複合領域の研究者人材を育成する施策として、学生の所属や専攻する学問領域に捉われずに、複数の基盤機関で研究指導を行う「学内共同指導(co-supervision)制度」を設置している。この制度は、地理的に分散した 18 の基盤機関に教員が所属する組織構造の中で、学生のモビリティを高めることで基盤機関の枠組を越えた研究指導の促進を目指す取組である。

新課程においても、同様の制度を整備・拡充して、複合的・融合的な研究課題に取り組む 学生のニーズに応える柔軟な研究指導を実施する。在学中の一定期間に異なる研究分野・研究環境・研究指導の下で主体的に学位論文研究を行う取組は、ひとつの学問分野のディシプリンや研究手法に加えて、異なる分野の考え方や手法を身をもって体験し、新分野創成や異分野融合の原動力となる可能性を秘めた研究者人材の育成に繋がることが期待できる。

資料1:「学内共同研究指導の手続きについて」(2020年3月25日学長裁定)

【国際共同指導制度】 総研大は、国際的な学術コミュニティで活躍できる研究者人材の育成 に向けて、基盤機関の豊富な共同研究のネットワークを活かした国際共同学位プログラムと 国際共同研究指導の推進を重点課題のひとつとしている。

国際共同学位については、平成26年11月に中央教育審議会が策定した「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」に沿った実施が求められている。一方で、欧州を中心とする学術コミュニティでは、"Cotutelle"(複数の高等教育機関に所属する教員による共同指導)を基本とする国際共同学位が主流であり、海外からの優秀な学生の確保を含めて大学院教育の強化を図るには、Cotutelle方式に柔軟かつ機動的に対応していく必要がある。

表 4.1 に、総研大が現行で実施している国際共同学位プログラム及び国際共同研究指導の類型を示す。新課程においても同様の取組を促進する。ここでは、特に本学に特徴的なCotutelle 方式の概要を述べる。

Cotutelle では、ひとりの大学院生に対して、異なる国の高等教育機関に所属する 2 名の教員が共同で学位論文指導を行う。学生は国内・国外の 2 つの大学に同時に学籍をもち、大学間の交流協定及び共同指導の契約に基づいて、2 名の正式な指導教員(1 名は国内の大学の教員、もう 1 名は国外の大学の教員)の下で学位論文研究を行う。双方の大学の合意に基づいて予め設定された修了要件を満たした学生に対して、1 つの学位論文に対して合同で審査を行い、学位を授与する。学位授与に際しては、学位の質保証の観点から、「1 つの学位・2 つの学位記(1 degree・2 diplomas)」の考え方に従って、双方の学位記に学位の種類、学位論文のフルタイトルと共に、Cotutelle での学位取得であること及び相手の機関名を明記する。資料 2 : 「SOKENDAI 国際共同学位プログラムに関するガイドライン」(2021 年 3 月 16 日全学教育委員会承認)

表 4.1 国際共同研究指導及び関連する学位プログラム

プログラム類型	プログラム期間	修了要件	学位請求論文 論文審査	学位	
ダブル・ディグリー Double Degree	3年以上 双方の大学で定められた修業年限を満たす必要がある。相手大学への派遣期間を対象をできる。 対学への派遣期間を対している。 は、対策を対している。	双方の大学で定 められた修了要 件を満たす必要 がある。	2本 双方の大学にお いてそれぞれ1回 の論文審査	2つ 双方の大学がそ れぞれの学位を 授与	
デュアル・ディグリー (コチュテル) Dual Degree (Cotutelle)	原則として3年 双方の大学で定めれた学で限を満たすでを業年をある。相手を必要の派遣期間を大学を見なけると、関門として3年 ができたができる。原則として3年 がではかける。原則として4年 がでは4年 がでは4年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がでは5年 がいまたがでは5年 がいまたができた。 は5年 がいまたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができたができた。 は5年 がいまたができたができた。 は5年 がいまたができたができたができた。 は5年 がいまたができたができたができた。 は5年 がいまたができたができたができた。 は5年 がいまたができたができたができたができたができたができたができたができたができたができ	双方の大学で定 められた修了要 件を満たす必要 がある。	1本 両大学による1回 の合同論文審査	1つ 双方の大学が共 同で単一の学位 を授与	
国際共同論文指導 Joint Supervision	3年 所属大学で定められ た修業年限を満たす 必要がある。原則とし て,相手大学に通算1 年以上滞在し,研究指 導を受ける。	所属大学で定められた修了要件 を満たす必要が ある。	1本 両大学による1回 の合同論文審査	1つ 所属大学が学位 を授与	

(4)修了要件

先端学術院に置く5年一貫制課程及び後期3年制課程の修了要件は表4.2とする。これらの修了要件は、5年一貫制と後期3年制のそれぞれの課程について、教育課程としての最低要件を示すものである。学生が履修する各コースにおいては、履修ガイダンスや個別の履修指導等によって、学生が当該専門領域に応じて履修すべき授業科目や修得すべき単位等の具

体的な内容に関して十分な認識を持つように指導し、ディプロマ・ポリシーに掲げた博士人 材に向けた学修プロセスを経て修了に至る。

課程 修了要件 5年以上在学し,先端学術院特別研究 IA~VB の 20 単位を含む 42 単位以 上を修得し,かつ,博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし, 学位「博士(医学)」の取得には、4年以上在学し、先端学術院特別研究 IA~IVB の 16 単位および臨床病態生理学 1, 2, 臨床医学特論, 腫瘍医学特 5年一貫制 論,社会医学特論,臨床社会医学セミナー1,2 から合わせて 6 単位を含む 38 単位以上を修得すること。 在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3 年以上在 学すれば足りるものとする。 3年以上在学し,先端学術院特別研究 IIIA~VB の 12 単位を含む 16 単位 以上を修得し、かつ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。 後期3年制 在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在 学すれば足りるものとする。

表 4.2 5年一貫制課程及び後期3年制課程の修了要件

修了要件に含まれる「先端学術院特別研究 IA~VB」は、"学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定する"授業科目に相当する。先端学術院特別研究 IA~VB の単位数は、大学設置基準第 21 条を踏まえて、各学期 2 単位と設定する(前学期・後学期の 2 学期制によって、年次につき 4 単位)。5 年一貫制課程では、修士課程に相当する 2 年間で先端学術院特別研究 IA~IIB の履修によって 8 単位を修得し、大学院設置基準に定める修了要件 30 単位以上のうち 22 単位以上を先端学術院基礎科目・先端学術院専門科目の履修によって修得することになる。大学院教育課程としてのコースワークの比重等を考慮して、特別研究科目の単位数の設定は妥当と考える。また、後期 3 年制課程については、先端学術院特別研究 IIIA ~VB の履修によって 12 単位を修得することを考慮して、表 4.2 のように修了要件を定める。

(5) 学位論文審査体制, 学位論文及び学位論文に係る評価の基準の公表方法

学位論文の審査の手続き及び審査体制等は、大学が定める「学位規則」及び先端学術院が 定める「課程博士の学位授与にかかる論文審査に関する規程(仮称)」によって規定し、それ らの規程類をはじめ、学位論文審査の申請に係る要綱、学位論文に係る評価の基準、審査委 員の氏名を含む審査結果報告書及び学位論文を大学ホームページ、学術機関リポジトリ等を 通じて公表あるいは学生に明示することによって、審査の透明性を確保する。

また、審査の過程に予備審査や公開の論文発表会を組み入れるとともに、学位規則第5条に規定される「他の大学院又は研究所等の教員等の協力」によって審査委員会に当該分野を専門とする学識者を加えることで、審査の厳格性を担保し、学位の質を保証する。

これらの学位論文審査に係る手続き及び方法は、現行の 6 研究科で実施している手続き及び方法を基本的に踏襲するが、授与する学位の種類が多岐に亘ることから、先端学術院に 4

つの領域(文化科学・数理情報科学・物理科学・生命科学)ごとに「領域教育会議」(先端学 術院教授会の代議員会に相当する会議体)を設置することによって、学位の授与に関する事 項を審議することとする(詳細は「10 管理運営」の項で述べる)。

【学位論文審査体制】 博士論文の予備審査及び最終審査を行うため、4 つの領域教育会議(以下、「教育会議」という。) に学位審査委員会(以下、「審査委員会」という。) を置く。審査委員会は、受理した学位論文等の審査の出願毎にその都度設置するものとし、論文の主題に適合する学術領域を専門とする主査 1 名及び審査委員 2 名以上で構成する。これらの審査委員に加えて、他の大学の大学院、研究所等の教員等を審査に加えることができ、通例として 5 名程度をもって審査委員会を構成し、論文の審査及び関連ある専門分野に関する試験を実施する。審査委員会は、学位論文の審査及び試験の結果に学位授与の可否に関する意見を添え、コース委員会の議を経て領域教育会議に報告する。先端学術院の長は、課程修了の認定について、審査委員会から報告された学位論文の審査及び最終試験の結果に基づき、領域教育会議の議を経て学長に報告する。学長は、当該報告に基づき、課程修了の認定を行い、博士の学位を授与する。

なお、学位規則(昭和28年文部省令第9号)に基づき、学位論文は、論文要旨及び審査結 果報告書とともに学術機関リポジトリを通じて公表する。

【学位論文に係る評価の基準】 学位論文に係る評価の基準は、概ね以下のように定める。文言の詳細は、今後の推敲により変更する可能性がある。評価の基準は、新課程の設置に伴って、審査の方式や手続きとともに学生便覧及び大学のウェブサイト等において公表する。

学位論文に係る評価の基準

- 当該学問分野における理論的あるいは実験的研究であること
- 当該分野において独創的で、新たな知見を付け加える研究であること
- 学位申請者が単独で遂行した研究,あるいは複数で遂行した場合であっても,学位申請者が主たる寄与をした研究であること
- 学位論文研究の内容が査読のある学術雑誌に主著者で発表されている,あるいは学位授 与後1年以内に発表されること

(6) 研究の倫理審査体制

大学共同利用機関を基盤とする特異な組織構成に起因して、総研大の研究活動は他の国立 大学とは極めて異なる側面をもつ。葉山キャンパスに設置された研究科・専攻を除き、本学 の研究活動を担っている担当教員は大学共同利用機関法人が雇用する教員であり、制度的に は国立大学法人総合研究大学院大学との雇用関係をもたない。そのため、研究活動及びそれ に係る諸々の事項、例えば科学研究費補助金等の競争的研究資金の申請・受入、他大学・他 研究機関・民間企業等との共同研究、他機関からの受託研究の受入、教員の職務発明等に係 る取扱やライセンス契約等はすべて大学共同利用機関において実施あるいは管理されている。 したがって、基盤機関で実施される研究については、教員の指導の下に遂行される総研大の 学生の学位論文研究も含め、その倫理審査は基盤機関の審査体制によって実施される。本設置計画による組織再編後も同様の状況が維持される。

葉山キャンパスに設置される研究組織において、総研大が直接雇用する教職員によって実施される研究活動については、その研究内容に即して「動物実験研究ガイドライン」等を制定し、当該規定で定められた委員会等の審査体制によって、研究倫理審査を実施している。これについても、組織再編に伴って規程の一部を改訂したうえで、同様の状況を維持する。

研究活動の不正行為に関しては,「国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の 不正行為への対応に関する規程」に基づき,同規程中で「大学共同利用機関法人及び国立研 究開発法人宇宙航空研究開発機構の長の申し出に基づき,研究科の教員に任命された者が行 う研究活動に係る特定不正行為については,原則として機構等法人の定めによるものとする」 として,対象とする研究活動を総研大に雇用された教職員及び学生に限定して,不正の防止 及び不正行為が発生した場合の対応を行っている。これについても,組織再編に伴って規程 の一部を改訂したうえで,同様の状況を維持する。

資料3:総合研究大学院大学動物研究ガイドライン

資料4:総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程(案)

資料5:国立大学法人総合研究大学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程(案)

資料6:国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程(案)

5 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

総研大は、校地が地理的に分散していることもあり、これまでも幾つかの授業科目については「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修できる」 (大学設置基準第25条2項)授業を実施してきた。

新たな教育課程では、表 5.1 に掲げる授業科目について、「多様なメディアを高度に利用した授業」として同時双方型あるいはオンデマンド型の何れかで授業を実施する予定である。これらの授業科目の授業では、例えば、教員が授業終了後すみやかに適切な方法で学生の理解度をチェックする、当該授業の内容に関して学生の意見交換の機会を確保する等によって、平成 13 年文部科学省告示第 51 号に掲げられた要件を満たすものとする。

衣 5.1 「多様なメケイナを尚及に利用した授業」の一見						
授業科目名	授業の類型	備考など				
総合書物論	同時双方向	複数箇所による同時接続				
高等表現能力演習	同時双方向	複数箇所による同時接続				
日本語情報処理演習	同時双方向	複数箇所による同時接続				
英語発信力実習	同時双方向	複数箇所による同時接続				
観測天文学概論 2	オンデマンド	オムニバス形式 e ラーニング				
宇宙科学概論	オンデマンド	オムニバス形式 e ラーニング				
教育用小型加速器を用いた加速器演習	同時双方向	複数箇所による同時接続				

表 5.1 「多様なメディアを高度に利用した授業」の一覧

分子細胞生物学1	同時双方向	複数箇所による同時接続
分子細胞生物学 2	同時双方向	複数箇所による同時接続
発生・再生生物学	同時双方向	複数箇所による同時接続
進化環境生物学1	同時双方向	複数箇所による同時接続
進化環境生物学 2	同時双方向	複数箇所による同時接続
基礎生物学特論 1	同時双方向	複数箇所による同時接続
基礎生物学特論 2	同時双方向	複数箇所による同時接続
脳科学 e-learning	オンデマンド	e ラーニング教材による学習

6 入学者選抜の概要

先端学術院・先端学術専攻の入学定員は、5年一貫制課程 58 名、後期 3 年制課程 62 名の計 120 名とする。文系から理系にわたる広範な学術領域を包含する教育課程であることから、先端学術院・先端学術専攻の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」は、以下に記すように、研究者人材の育成を目的とする大学院大学としての大枠の方針を示すに止め、専門領域ごとの履修区分として置かれるコースにおいて、受け入れる学生に求める学力の要素や能力をより具体的に提示する。

先端学術院・先端学術専攻の入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

求める学生像

総合研究大学院大学は、研究に対する強い興味を持ち、学問の全体を俯瞰的に捉えながら、新しい時代を切り開く研究を目指して、豊かな知性と感性を絶えず研磨し、国際的に活躍する意志と熱意を持った学生を求める。

入学者選抜の基本的な考え方

総合研究大学院大学は、入学者を選抜するにあたって、我が国の先端学術を牽引する大学共同利用の研究所その他の機関が担う学術分野において、自立的に研究を推進することのできる基礎学力と論理的な思考力を重視する。そのような力を適正に判定するために、それぞれの専門領域に応じた多様な選抜を実施する。

アドミッション・ポリシーに則した入学者選抜を実施するために、大学院入学者選抜実施 要項(平成20年5月29日20文科高第168号文部科学省高等教育局長通知)及び学則に基づ き、募集人員、出願資格、試験期日、出願手続、入試方法、入学者選抜実施体制等の詳細を定 めた「入学者選抜実施要項」に従って入学者選抜を実施する。

5年一貫制課程及び後期3年制課程の履修区分として専門領域ごとに置かれるコースの学問的な特性によって、入学者に求める学力の要素や能力は異なるが、入試の類型や方法は共通して以下とする。

【入学者選抜の類型】 入学者の選抜は、以下の2つの類型によって実施する。

- ① 一般選抜:法令の規定及び学則に規定する大学院の入学資格を有する者及び大学院入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者,若しくは学修履歴等により本学の出願資格認定審査を経た者を対象として,5年一貫制課程及び後期3年制課程ごとに入学者選抜を実施するもの。募集人員は、学則に規定する所定の入学定員とし、10月入学を実施する場合の募集人員は若干名とする。
- ② 海外から出願する私費外国人留学生特別選抜:一般入試と同様の出願資格に加え,(i)海外に居住する外国籍の者(滞在等の査証により日本に滞在する期間が90日を超えない者を含む),(ii)入学する月の初旬までに渡日が可能である者,(iii)日本における大学院教育について心身ともに支障がない者,(iv)日本語又は英語が堪能な者を対象として,5年一貫制課程及び後期3年制課程ごとに入学者選抜を実施するもの。募集人員は若干名とする。

【入学者選抜の方法】 入学者の選抜は、履修区分の専門領域ごとに設置する入学者選抜委員会が、次の各項目による審査結果を合理的に総合判定することにより実施する。

- (1) 面接による学力検査
- (2) 5年一貫制課程においては、「成績証明書」「志望理由書」及びその他先端学術院が適当と認める資料による書類審査
- (3) 後期3年制課程においては、「成績証明書」「志望研究内容」及びその他先端学術院が適当と認める資料による書類審査
- (4) 前項(1) に規定するものの他の学力検査(筆記試験等)を実施する場合はその結果

7 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

屡述のように、総研大は、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関を学則で「基盤機関」と定め、研究科の専攻を編成する際には「基盤機関の一部の教員が総研大の教員として、専攻全体を構成するもの」とされている(「第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)」参考資料 p. 67)。本設置計画においても、新たに国立国語研究所及び総合地球環境学研究所を基盤機関に加える点を除いて、同様の方式によって教員組織を編成する。

基盤機関は、大学共同利用機関法人が設置した研究機関として、それぞれ独自の研究目的を定め、国公私立全ての大学の共同利用・共同研究の拠点として大学の枠を越えた共同研究を推進し、関連する研究分野において中核的かつ先端的な研究拠点の役割を果たすことを本務としている。制度面においても、関連分野の研究者コミュニティを存立の基盤とし、その意見を反映して運営を行う自律的な仕組みを有している。したがって、総研大が基盤機関の研究マネジメントに直接に関与することはない。

一方,総研大の教育研究は基盤機関を現場として行われていることから,基盤機関が大学 共同利用機関として実施する研究活動と総研大の研究科・専攻として実施する研究活動は不 可分一体の関係にある 6。そのため,先端学術院・先端学術専攻の目的を定めるにあたって は、基盤機関が掲げる大学共同利用機関としての目的に抵触することなく、かつ大学院教育を通した人材育成に重点を置いたものとする(現行の学則第14条の2及び17条の2)。

そのような総研大の組織編成及び大学運営のあり方を踏まえて、本設置構想では、基盤機関を教員が本来所属する研究組織と位置づけ、先端学術院・先端学術専攻を基盤機関の教員が大学院教育を担当する教育組織と位置づける(図 1.1)。基盤機関の教員は、何れの研究組織=基盤機関に所属しているかに拘わらず、全員が教育組織としての先端学術院・先端学術専攻に所属し、文化科学・数理情報科学・物理科学・生命科学の何れかの領域で教育課程を担当し、履修区分としてより細分化された専門領域=コースで学生個々の研究指導・履修指導に当たる。このような教員組織の編成によって、所属機関・所属法人の組織の枠組や分野間の壁を出来るだけ取り払い、これまでの専門領域における人材育成に加え、専門領域を跨ぐ柔軟な大学院教育プログラムの実施に適した教学組織を編成する。

6) この考え方に基づいて、例えば、これまでの国立大学法人評価において、4機構等法人は 大学共同利用機関を現況分析単位として研究評価を受け、総研大は大学共同利用機関(= 基盤機関)を大学の現況分析単位(=研究科)に括り直して研究評価を受けている。換言 すれば、大学共同利用機関の研究活動実績は、大学共同利用機関法人と国立大学法人総 合研究大学院大学の両方の側面から重複して評価を受けている。

(2) 担当教員の配置の考え方

新たな教員組織に移行した後も、現行と同様の「連係協力に関する協定書」に定める手続きに従って、基盤機関の教員を先端学術院・先端学術専攻の担当教員に任命することで教員組織を編成する。なお、現行で葉山キャンパスに設置している先導科学研究科生命共生体進化学専攻に所属する教員は、2023年4月に「統合進化科学研究センター」(2022年4月に全学研究センターとして設置)に配置転換のうえで、先端学術院・先端学術専攻を兼務する。これにより、すべての担当教員が基盤機関あるいは全学研究センター等の研究組織に所属し、任命あるいは兼務によって先端学術院・先端学術専攻を担当する組織構成となる。本設置計画による担当教員の配置は表7.1のようである。

表 1.1 教員配直の状況(2023年4月予足)							
基盤機関等	教員配置数				主として担当する領域		
左 盗傚渕守	教授	准教授	講師	助教	土として担目りる関域		
国立歴史民俗博物館	18	10			文化科学		
国文学研究資料館	8	8			文化科学		
国立国語研究所	9	7			文化科学・数理情報科学		
国際日本文化研究センター	17	2			文化科学		
総合地球環境学研究所	4	7		1	文化科学・物理科学・生命科学		
国立民族学博物館	15	22			文化科学		
国立天文台	25	35	1	51	物理科学		
核融合科学研究所	14	23			物理科学		
基礎生物学研究所	15	13		34	生命科学		

表 7.1 教員配置の状況 (2023年4月予定)

生理学研究所	13	16		26	生命科学
工坯于研究例	10	10		20	工即付于
分子科学研究所	15	14		31	物理科学・生命科学
素粒子原子核研究所	27	33	23	9	物理科学
物質構造科学研究所	15	20	2	12	物理科学・生命科学
加速器研究施設	24	36	12	6	物理科学
共通基盤研究施設	13	10	2	7	物理科学
国立極地研究所	10	17		16	物理科学・生命科学
情報学研究所	29	17		13	数理情報科学
統計数理研究所	17	21		2	数理情報科学
国立遺伝学研究所	19	9		17	生命科学
宇宙科学研究所	20	39		15	物理科学
統合進化科学研究センター	4	7	3	2	生命科学・文化科学
計 (総計)	331	366	43	242	(982)

先端学術院・先端学術専攻の文化科学・数理情報科学・物理科学・生命科学の4つの領域及び履修区分として置く20コースは、元より基盤機関が担っている先端学術分野に基づいて構成されている。したがって、本設置計画の教員配置は「教育上主要と認める授業科目に専任の教授または准教授を配置していること」に十分に配慮したものとなっている。また、表7.1 に示すように、教員数は「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」(平成15年3月31日文部科学省告示第49号)で必要とされる条件を十分に満たしており、支障なく教育課程を実施できる状況にある。

(3) 教員組織の年齢構成等

基盤機関の教員を総研大担当に任命することで教員組織を構成することから、教員組織の年齢構成は概ね基盤機関の教員の年齢構成と同じである。なお、機構等法人によって定年に関する規程が異なるため、総研大では担当教員の定年を定めず、「基盤機関の常勤の専任教員」であることを担当任命の前提としている。統合進化科学研究センター教員については、職員就業規則で定年を65歳と定める。

本計画で設置する課程の修業年限に相当する期間が満了する年度(5年一貫制課程は2027年度,後期3年制課程は2025年度)での専任教員の年齢構成を表7.2に示す。当該年度末までに退職する教員については、他の専任教員が担当科目等を担当する等によって支障なく教育課程を実施できる状況にある。

資料7:国立大学法人総合研究大学院大学職員就業規則

資料8:機構等法人における教員の定年年齢

表 7.2 専任教員の年齢構成

職位	29 歳 以下	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65~69 歳	70 歳 以上	小 計
教 授	0	0	9	115	96	14	1	235
准教授	0	3	86	197	49	5	0	340
講師	0	0	11	23	6	0	0	40
助教	0	30	117	60	18	1	0	226
合 計	0	33	223	395	169	20	1	841

8 施設・設備等の整備計画

総研大は、これまでに述べてきたとおり、基盤機関の研究現場で大学院教育を行っている。 そのため、教育上の配慮に基づいて「機構法人は、研究科の各専攻を担当する大学共同利用 機関の判断により、その施設・設備を無償で当該専攻の利用に供する」(連係協力に関する 協定書第9条)とし、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の 施設・設備を必要な範囲で教育研究に使用している。

本設置計画は、既設 6 研究科を改組再編するものであり、新たに設置する先端学術院においても、既設の研究科が使用してきたすべての施設・設備をこれまでと同様に使用することで教育研究を実施する。新たに加わる国立国語研究所及び総合地球環境学研究所についても、連係協力に関する協定書に基づく施設・設備の使用を予定している。

このような考え方と方策に従って、以下に述べる「校地及び校舎等の整備」「図書等の資料及び図書館の整備」「大学院生の研究室(自習室)の整備」の何れについても、機構等法人との連係協力に基づき、教育研究上必要とする規模・内容の施設・設備等を確保できる状況にある。

(1) 校地及び校舎等の整備計画

前文で述べた状況により、総研大の外形上の校地・校舎は、本部が所在する葉山キャンパスの校地・校舎と基盤機関の土地面積・建物面積を以って構成される(詳細は「(別記様式第2号・別添3)2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況」を参照のこと)。各基盤機関の土地面積・建物面積は、大学共同利用機関として先端研究を推進するに必要な規模・内容を有しており、それらを教育上の配慮に基づいて総研大の大学院教育に利用できることから、教育研究に必要となる校地及び校舎は実質的に確保されている。

新たに加わる国立国語研究所(土地面積 23,980 ㎡,建物面積 14,523 ㎡)及び総合地球環境学研究所(土地面積 31,401 ㎡,建物面積 11,927 ㎡)についても同様の措置をとる。

(2) 図書等の資料及び図書館の整備計画

前項(1)と同様の理由から、総研大附属図書館は本部図書館(葉山キャンパス)と各基盤機関の図書館(室)で構成されており、それらが保有する図書等の資料及び施設のすべてを教育研究に利用することができる。総体として、蔵書200万冊以上、学術雑誌6万種類以上、

閲覧座席 600 席以上が利用可能な状況にある。また、総研大と各基盤機関が連帯して電子ジャーナルや書誌・引用データベースを購入・整備する等、スケールメリットを活かした取り組みによって 1 万種を超える電子ジャーナルが閲覧可能であり、教育研究に十分に資する整備が為されている。これらの状況は、本設置計画による組織整備の後もこれまで同様に維持される。

(3) 大学院生の研究室(自習室)の整備計画

葉山キャンパス及び各基盤機関において、例えば実験系・理論系等のそれぞれの研究スタイルに応じて、個々の学生が研究・学修に専念できるスペースや設備が確保されている。それらの整備状況(部屋数、机、パソコン等の台数等)は組織整備後も同様の状況を維持する。新たに加わる国立国語研究所及び総合地球環境学研究所についても、個々の学生が研究・学修に専念できる部屋を用意する。

資料9:国立国語研究所及び総合地球環境学研究所内の大学院生研究室

9 2以上の校地において教育研究を行う場合

総研大の教育研究は実質的に基盤機関で行われるため、学生は、何れのコースを履修するかに依って、当該専門領域の教員が所属する基盤機関に分散・常駐して学位論文研究及び学修活動を行う。それぞれの校地における学生の最大受入人数、専任教員の配置状況は表 9.1 のようである。

表 9.1 各校地における学生の最大受入人数及び専任教員数

校地	学生最大受入人数	専任教員数
つくばキャンパス (加速器研究施設・共通基盤研究施設・物質構造科学研究所・素粒子原子核研究所)	59 人	215 人
佐倉キャンパス (国立歴史民俗学博物館)	9 人	25 人
東京一ツ橋キャンパス (国立情報学研究所)	76 人	50 人
三鷹キャンパス (国立天文台 (観測所含む))	28 人	98 人
立川キャンパス(統計数理研究所・国立極地研究所・ 国文学研究資料館・国立国語研究所)	56 人	98 人
相模原キャンパス (宇宙科学研究所)	29 人	58 人
葉山キャンパス	18 人	13 人
三島キャンパス (国立遺伝学研究所)	36 人	32 人
土岐キャンパス (核融合科学研究所)	21 人	33 人
岡崎キャンパス(分子科学研究所・基礎生物学研究所・ 生理学研究所)	117 人	159 人
京都上賀茂キャンパス(総合地球環境学研究所)	6 人	10 人
京都桂坂キャンパス(国際日本文化研究センター)	9 人	15 人
吹田キャンパス(国立民族学博物館)	12 人	35 人

上表に示すように、各校地には学生に対して十分な教員数が配置され、かつ教育研究に必要な施設・設備が整備されている。新たな教育課程において、学生は、他校地で開講される授業科目を履修する場合や学内共同指導制度によって他校地に所属する教員から研究指導を受ける場合、2箇所以上の校地に赴いて学修及び研究活動を行うことになる。その場合に学生・教員の移動等の負担を軽減するために、以下のような支援を行う。

① 他校地で提供される授業科目を履修する場合

先端学術専攻で開講する授業科目の殆どは、オンキャンパスでの対面による実施を想定しているが、校地の異なる学生が履修する場合には、学修に必要な支援を行う。

講義科目については、移動による過度の負担を避ける等の理由によって学生本人が遠隔での受講を希望する場合、web 会議システムを用いたハイフレックス/ハイブリッド型授業を実施する等、学生の要望に応じた支援を行う。実験・実習を含む演習科目など、教育・学修効果の観点から対面・実地での履修が必要となる授業科目については、全学の予算措置によって学生に移動経費を支給する等により、履修に必要な支援を行う。

② 学内共同指導制度によって他校地で研究指導を受ける場合

学内共同指導制度によって、長期間に亘って他校地で研究指導を受ける場合には、年間 1,000 千円を上限として移動経費や滞在経費を支給する「SOKENDAI 研究派遣プログラム」事業の申請対象とし、全学予算によって経費を支援する。これにより、学生個人の経済的負担を可能な限り圧縮し、学生が主体的に学位論文研究を進めるうえで、他校地・他基盤機関においても教育や研究指導を受け易い学修環境を整備する。

総研大は,第4期中期目標期間において「学内資源配分について、学生支援に重点を置いた最適化を進めるため、効率的かつ弾力的な予算編成と、きめ細かな執行管理に努める」ことを中期計画に掲げており、上記の①、②に係る措置は、この中期計画の一環として実施する学生支援の取組である。

10 管理運営

新たな教育組織・教育課程では、全学でひとつの院・専攻の下に20の教育コースを置く体制となる。そのため、一般の大学のように「全学ー研究科―専攻」の階層をもつ管理運営体制を必要としない。教学面において先端学術院・先端学術専攻を一体的に管理運営できる利点を活かし、教学体制を簡素化することによって、大学の運営方針を決定する役員会と教育の現場とが、より近接した管理運営体制を構築する(図 10.1)。教学面における管理運営で重要となる会議・審議体は以下である。

【運営会議】 学長,理事,副学長,学長補佐,先端学術院長,コース長,事務局長,その他学長が指名する職員で構成する「運営会議」を置き,役員会が定めた大学の運営方針に基づき,大学運営に係る重要事項を審議し,その処理に当たる。原則として月1回開催する。

【先端学術院教授会】 教学面の管理運営を担う審議体として,学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 第 93 条の規定に基づく「先端学術院教授会」を置く。先端学術院教授会は,先端学術

院に所属する教授をもって構成し、教育研究に関する事項について審議して、学長が決定を 行うにあたり意見を述べる。審議し意見を述べる事項は以下とする。開催頻度は年1~2回と する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 担当教員の選考に係る教育研究業績の審査に関する事項
- (5) 教育研究上の重要な組織の改廃に関する事項
- (6) 学生の身分の異動等在籍に関する事項
- (7) 規程等の制定及び改廃に関する事項
- (8) 名誉教授候補者の推薦に関する事項
- (9) 代議員会に関する事項

なお、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第143条に基づき、先端学術院教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する以下の代議員会を置き、別途定める事項については代議員会の議決をもって先端学術院教授会の議決とする。

【先端学術院代議員会】先端学術院長、コース長及び先端学術院教授会構成員から必要数を選出し、先端学術院教授会が審議し意見を述べる事項として掲げたもののうち、(3)教育課程の編成に関する事項、(6)学生の身分の異動等在籍に関する事項、(7)規程等の制定及び改廃に関する事項、(8)名誉教授候補者の推薦に関する事項等を審議する。開催頻度は年4回程度とする。

【領域教育会議】文化科学・数理情報科学・物理科学・生命科学の4領域について、当該領域を専門分野とする先端学術院教授会構成員から必要数を選出し、先端学術院教授会が審議し意見を述べる事項として掲げた(2)学位の授与に関する事項のうち、以下に掲げる事項を審議する。開催頻度は年2~4回とする。

- (ア) 学位授与の議決に関する事項
- (イ) 修士学位取得資格認定の議決に関する事項
- (ウ) 学位授与の取消に関する事項
- (エ) 学位授与に関する規程等の制定・改廃に関する事項

上述の教授会及び代議員会に加え、先端学術専攻に履修区分として置くコースの教育を管理運営するために、コースごとに「コース委員会」を設置する。コース委員会は、先端学術院・先端学術専攻に所属して当該コースの教育を担当する教員をもって構成し、学生が日常的に学位論文研究や学修活動を行うコースレベル(=専門領域ごと)の教学に関する事項を審議し、その処理にあたる。

その他に、「全学教育委員会」「全学入試監理委員会」「全学学生支援委員会」を運営会議の下に設置し、年2~4回の頻度で開催することによって、教育課程の編成、学生の入学及び課程の修了、学生の在籍及び学位の授与方針、学生の円滑な修学等を支援するために必要な指導、援助等に係る全学的な方策を審議する。

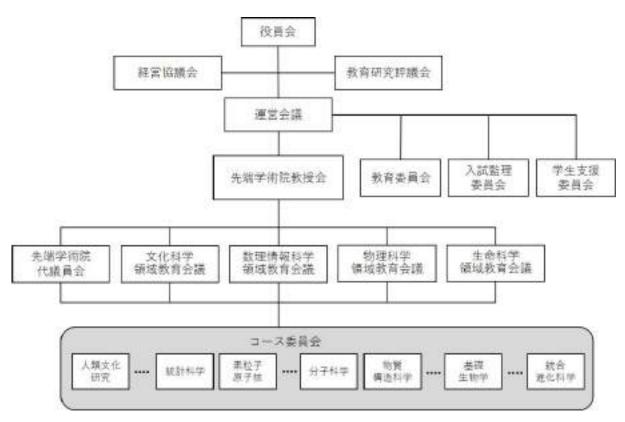


図 10.1 教学面における管理運営体制

11 自己点検・評価

総研大は、2019 年度に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価を受審した際に、大学評価基準に基づいて内部質保証体制を見直し、併せて大学評価に係る規則類を整備した。具体的には、「全学評価委員会」「全学評価実施委員会」を設置し、「大学評価規則」を定めて、全学の自己点検・評価、専攻における自己点検・評価、外部評価の実施、結果の公表及び評価結果に基づく改善の実施体制とプロセスを明確にし、教育課程の質を保証する全学体制を構築した。新たな教育組織・教育課程においても、これらの体制及び取組を維持・継続する(図 11.1)。

内部質保証に係る取組の一環として、総研大を本務とする常勤の教員については「教員評価実施規程」に従って、毎年度、教員個人の教育研究活動等の業績評価を実施する。業績評価では、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」における個々の教員の活動状況を所属組織の長が確認・評価する。基盤機関を本務とする教員については、当該機関で実施する教員評価において、総研大担当教員としての教育活動の点検・評価が行われる。

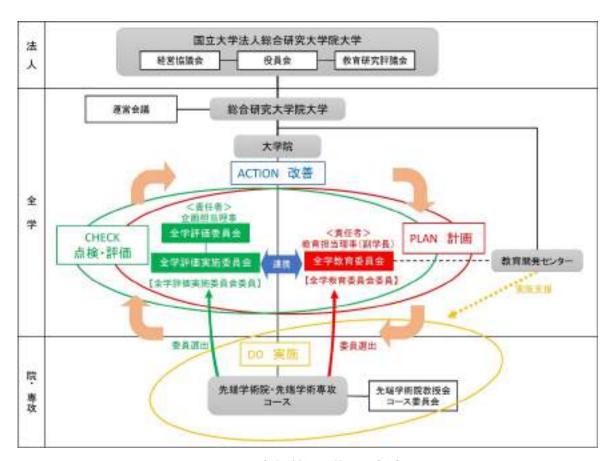


図 11.1 内部質保証体制の概念図

12 情報の公表

総研大では、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育研究活動等の状況に関する 以下の情報を大学ウェブサイトに公開している。先端学術院の教育についても同様の内容を 公表することとしている。

- 1) 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2) 教育研究上の基本組織に関すること
- 3) 教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8) 授業料,入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 9) 大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 10) 学位論文に係る評価に当たっての基準に関すること

● 教育情報の公開

https://www.soken.ac.jp/outline/education/educational_activities/

その他,大学ウェブサイトでは,公的な教育機関として広く社会に情報を提供するととも に説明責任を果たし,また教育の質を向上させ保証する観点から,以下についても,情報を 発信している。さらに,広報誌の発行等を通じて,広く社会へ情報を提供している。

- 申期目標・中期計画等
 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/operation/
- 学則等各種規程 http://kitei.soken.ac.jp/doc/gakugai/taikeibetsu.html
- 自己点検・評価報告の結果、認証評価の結果、外部評価の結果等 https://www.soken.ac.jp/outline/disclosure/audit/

13 教育内容等の改善のための組織的な研修等

掲題に関連して、総研大は「第3期中期目標期間(4年目終了時評価)に係る業務の実績に関する評価結果」において、授業評価やファカルティ・ディベロップメント(FD)の組織的実施の状況に関して「基盤機関教員を総合研究大学院大学の担当教員に任命しているため、授業評価の実施やFD等に組織的な取組が進んでいるとは言えない。この点に関して、第3期中期目標期間に抜本的な改善を図る必要がある」との指摘を受けた。そのため、新たな教育課程では全学的なファカルティ・ディベロップメントの取組を強化する。大学院課程では(研究室レベルでの)学位論文研究が学修活動の主体となることを踏まえ、特に研究指導・履修指導の改善のための全学講習、学生のメンタルヘルス・ケアやアカデミック・ハラスメントに関する講習を定期的に実施し、例えば3年毎の研修への参加を義務づけ、教員の受講状況を確認する等によってFDの徹底を図る。

設置の趣旨等を記載した書類(資料)

目次

- 資料1 学内共同研究指導の手続きについて
- 資料 2 SOKENDAI 国際共同学位プログラムに関するガイドライン
- 資料3 総合研究大学院大学動物研究ガイドライン
- 資料4 総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程(案)
- 資料 5 国立大学法人総合研究大学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程(案)
- 資料 6 国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程(案)
- 資料7 国立大学法人総合研究大学院大学職員就業規則
- 資料8 機構等法人における教員の定年年齢
- 資料 9 国立国語研究所及び総合地球環境学研究所内の大学院生研究室
- 参考資料 第4期中期目標期間における大学共同利用機関の在り方について(審議のまとめ)【抜粋(P67)】

資料9は校舎内の図面であるため、安全上の観点から省略する。

令和 2 年 3 月25日 学長裁定 一部改正 R3. 3. 23

(趣旨)

第1条 この裁定は、総合研究大学院大学学則(平成16年学則第1号。以下「学則」という。)第31条第5項の規定に基づき、総合研究大学院大学(以下「本学」という。)の学生に対し、当該学生の所属する専攻と所属する研究科の他の専攻又は所属する研究科以外の研究科(以下「他研究科等」という。)において共同研究指導(以下「共同研究指導」という。)を行う手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(共同研究指導の手続き)

- 第2条 共同研究指導を実施しようとする当該学生の主任指導教員は、共同研究指導を実施する他研究科等の受入教員(以下「受入教員」という。)の承認を受けた上で、共同研究指導計画書(別記様式1)を所属する専攻長を経由して所属する研究科長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 前項に規定する申請が、所属する研究科以外で共同研究指導を実施する場合には、前項の許可に際し、当該 他研究科等の研究科長の許可を併せて受けなければならない。

(共同研究指導期間)

第3条 共同研究指導の実施期間は、原則として、1年以上とし、当該学生の所属する専攻の標準の修業年限から、当該学生の共同研究指導開始時までの在学年数を減じた期間を上限とする。ただし、教育上有益と認められる場合には、1年ごとにその延長を許可することができる。

(共同研究指導状況報告書)

第4条 当該学生の主任指導教員及び受入教員は、各年度終了時及び当該学生が所定の研究指導を終了したとき は、共同研究指導状況報告書(別記様式2)を作成し、当該学生の所属する研究科長に提出しなければならない。

(論文審査委員)

第5条 当該学生が本裁定に基づき他研究科等との共同研究指導を受けた後、総合研究大学院大学学位規則(平成元年4月1日規則第2号。以下「学位規則」という。)第6条に規定する博士論文の審査を受けようとする場合は、学位規則第9条に規定する審査委員に当該他研究科等に所属する教員を含めるものとする。

(共同研究指導の許可の取消し)

- 第6条 研究科長は、当該学生が次の各号の一に該当する場合は、共同研究指導の許可を取り消すことができる。
 - (1)研究指導計画の完了の見込みがないと認められるとき。
 - (2)当該他研究科等の規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
 - (3) その他共同研究指導の趣旨に反する行為があると認められるとき。

附 則(令和2年3月25日学長裁定)

この学長裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月23日学長裁定)

この学長裁定は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式1

別記様式2

SOKENDAI 国際共同学位プログラムに関するガイドライン

令和3年3月16日 全学教育委員会承認

本学は「高い専門性」「広い視野」「国際的な通用性」を教育目標に掲げ、国際的な学術コミュニティで活躍する研究者人材の育成を目的としている。とりわけ、大学院教育の強化に向けた学生の国際流動性(international student mobility)に関して、国際的な研究力をもつ基盤機関の豊富な共同研究のネットワークを活かした国際共同学位プログラムの推進を重点課題に位置づけている。

国際共同学位プログラムの実施に当たっては、教育の質保証の観点から、平成26年11月に中央教育審議会が策定した「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」に沿った運用が求められている。本学でも、平成30年度から、同ガイドラインに準拠したダブル・ディグリー・プログラムを開始している。

一方,欧州を中心とする学術コミュニティでは、フランス発祥の"cotutelle" (コチュテル:複数の高等教育機関に所属する教員による学位論文研究の共同指導)を基本とする国際共同学位が主流であり、近年、その流れはアジア諸国にも及んでいる。今後、本学が欧州・アジア諸国の研究大学との間で国際流動性の拡大を図っていくうえで、コチュテル方式の導入は必須である。同時に、多彩かつ豊富な国際共同研究のネットワークをもち、少人数を対象として大学院教育を行っている本学にとって、コチュテルは大きな利点をもつ方式でもある。

本ガイドラインは、上述の観点や本学の現状に即して、今後、本学で国際共同学位プログラムを実施するに当たって参照すべき新たな指針を提示するものである。よって、本ガイドラインの策定に伴い、「本学博士後期課程におけるデュアル・ディグリー・プログラムの実施にあたって(質保証に関するガイドライン)」(平成23年10月13日運営会議承認)及び「アジア工科大学大学院と合同で博士の学位を得る教育プログラムの実施に伴う検定料、入学料及び授業料の取扱いに関する裁定」(平成24年3月30日学長裁定)は廃止する。

1. プログラムの目的

本学は以下の目的のための国際共同学位プログラムを実施する。

- 海外研究経験を通じて本学院生の研究力を培う。
- 海外の研究環境を活用することで、本学院生の学位論文研究の幅を広げる。
- 本学院生を海外へ送り出すとともに、海外の大学院生を本学の研究環境に受け入れ、若手人材の国際流動性を高める機会を提供する。
- 海外の教育研究機関との連携・協力を拡充し、本学の国際的なプレゼンスを高める。

2. 定義

本ガイドラインにおける国際共同学位プログラムの定義は以下のとおりとする。なお、「ダブル・ディグリー」「デュアル・ディグリー」等の呼称は、国や大学によって使われ方に違いがあることや異なる制度を意味することがある。したがって、本学と海外の大学との間で以下に定義するプログラムを実施する際には、相手校との協議のうえで、その他の適切な呼称を用いることを妨げない。

(1) ダブル・ディグリー

ひとりの大学院生が、本学及び国外の高等教育機関に同時に学籍をもち、同等のレベルの2つの学位プログラムの修了を目指して、それぞれの機関に所属する2名の教員から学位論文指導を受けるプログラムである。協定の締結を通じた連携によって、修学期間と学習量を緩和して2つの学位を得ることがプログラムの趣旨であり、異なる内容の学位論文をそれぞれの機関に提出し、個別の学位審査によって2つの学位が授与される。

(2) デュアル・ディグリー (コチュテル)

ひとりの大学院生が、本学及び国外の高等教育機関に同時に学籍をもち、それぞれの機関に所属する2名の教員から共同で学位論文指導を受けるプログラムである。従来の指導委託とは異なり、機関間の包括協定及び共同指導の個別契約(協定)に基づいて、2名の正式な指導教員の下で学位論文研究を行う。双方の機関の合意に基づいて予め設定された修了要件を満たした学生に対して、1つの学位論文に対して合同で審査を行い、1つの学位が授与される。本学が実施するコチュテル方式では、それぞれの機関から学位記が交付される(1 degree、2 diplomas 方式)。

(3) 国際共同論文指導

ひとりの大学院生が、本学及び国外の高等教育機関に所属する2名の教員から共同で学位論文指導を受けるプログラムである。学生は、本来の所属校(当初入学した機関)のみに学籍をもち、相手校には非正規生として所属するが、機関間の包括協定及び共同指導の個別契約(協定)に基づいて、2名の正式な指導教員の下で学位論文研究を行う。所属校における学位審査要件に従って、1つの学位論文に対して合同で審査を行い、1つの学位が授与される。本学及び国外の高等教育機関が共同で論文指導を行なったことを証明する連名の修了証書が発行される。

3. プログラム設置の要件

プログラム設置及び実施には、以下の要件が満たされている必要がある。

- 学位及び教育の質保証の観点から、大学院教育に係る関連諸規則や質保証に関するガイドラインに則ったプログラムとなっていること。
- 相手校が当該国の学校教育制度上で高等教育機関に位置づけられており、我が国の大学相当の教育機関であって、当該国において必要となる公的な質の保証、例えば認証評価等を受けていること。
- 本学と相手校との間に大学間学術交流協定が締結されており、プログラムの基盤となる実質的な研究交流が実施されていること。プログラムの設置には、本学と相手校との間で組織的な研究交流が実施されている状況が望ましいが、研究者個人の共同研究に起因してプログラムを設置する場合には、プログラムの実施に関して、関係する研究科・専攻等が組織として責任を担うことを前提とする。
- プログラムの実施が当該院生の学位論文研究の進捗や発展に資するものであるとともに、本 学の教育研究の質の向上、国際学術コミュニティにおける本学のプレゼンスの向上に繋がる ものであること。

4. プログラムの設置及び実施

プログラムを設置する研究科・専攻は,前項の要件が満たされることを確認した上で,相手校との間でプログラムの実施内容に関する十分な協議・調整が行い,プログラム設置に関する包括協定を締結する。本学においては、関係する諸会議・委員会での審議を経て包括協定の締結が承認されたことを以って,プログラムの設置を認可したものとする。

ダブル・ディグリー・プログラムを実施するにあたっては、指導の対象となる学生毎にプログラム実施委員会を設置し、研究指導計画を策定する。プログラム実施委員会で策定された研究指導計画が当該学生・指導教員の所属する専攻委員会で承認されたことを以って、プログラムの実施を認可したものとする。

デュアル・ディグリー・プログラム及び国際共同論文指導プログラムの実施にあたっては,本学及び相手校で研究指導を行う教員及び指導の対象となる学生が研究計画及び研究指導に関する十分な調整を行った上で,学生毎にプログラム実施の詳細を定めた個別協定を締結する。本学においては,関係する諸会議・委員会での審議を経て個別協定の締結が承認されたことを以ってプログラムの実施を認可したものとする。

なお、各協定に含めるべき事項の詳細やプログラムを実施するに際して順守すべき要件・手順に

ついては、プログラムごとの詳細なガイドラインを参照のこと。

5. 評価·点検

国際共同学位プログラムを実施する研究科・専攻は、本学における教育の内部質保証の諸規則に従って、適切な期間ごとにプログラムの実施状況に関する点検・評価を行うものとする。

6. 情報の公開

国際共同学位プログラムの取組や教育の成果を本学のウェブサイト等において広く公開する。

【別紙資料】

- 1. 総合研究大学院大学における国際共同学位プログラムの類型
- 2. 学術交流協定覚書のテンプレート

【添付資料1】総合研究大学院大学における国際共同学位プログラムの類型

プログラム類型	各大学が満たす べき要件	相手大学 における 身分	学費	プログラム期間	修了要件	学位請求 論文	論文審査	学位	学位記
ダブル・ディグリー Double Degree	双方の大学が, 国や地域におい て公的に学位授 与権を認定され た高等教育機関 であること	正規生	相互不徴収 原則として,所属 大学においての み徴収する。	3年以上 双方の大学におい て定められた修業年 限を満たす必要が ある。ただし,相手 大学への派遣期間 を所属大学における 在学期間と見なすこ とができる。	双方の大学において定められた修了要件を満たす必要がある。	2本	2回 各大学におい て実施する。		2つ 双方の大学が, そ れぞれ学位記を交 付する。
デュアル・ディグリー (コチュテル) Dual Degree (Cotutelle)	双方の大学が, 国や地域におい て公的に学位さ 与権を認定され た高等教育機関 であること	正規生	相互不徴収 原則として,所属 大学においての み徴収する。	原則として3年 双方には後述の 大学にを必ずたす。 大学にを必ずれたする。 大学にを必ずる。 大学にでいる。 大学にの大学と見ない。 大学を在とがでは、 原連のでは、 原連のでは、 原連のでは、 原連のでは、 原連のでは、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	双方の大学におい て定められた修了要 件を満たす必要があ る。	1本	1回 両大学による 合同論文審査	1つ 双方の大学が 共同で単一の 学位を授与する。	2つ 双方の大学が、それぞれ学位記を交付する。学位記には両大学の共同論文指導によるものである旨の付記をする。
国際共同論文指導 Joint Supervision		非正規生	相互不徴収 原則として, 所属 大学においての み徴収する。	3年 所属大学において 定められた修業年 限を満たす必要が ある。 原則として相手大学 に通算1年以上滞 在し,研究指導を受 ける。	所属大学において 定められた修了要件 を満たす必要があ る。	1本	1回 両大学による 合同論文審査	1つ 所属大学が学位を授与する。	1つ 所属大学が学位 記を交付する。学 位記には両大学の 共同論文指導によ るものである,まを 付記大学連名 である。また は両大学発行するこ とができる。

MEMORANDUM OF UNDERSTANDING ON ACADEMIC EXCHANGE

Between	
The Graduate University for Advanced Studi	es, SOKENDAI (JAPAN)
And	
(NAME OF)	PARTNER INSTITUTION) (COUNTRY)
(hereinafter referred to as SOKENDAI), Japareferred to as), the other party,	the Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAL can, one party, and (herein after both institutions being convinced that academic exchange and research and other academic activities in each institution.
Article 1. The parties hereto agree to promot followings. 1. Exchange of faculty members, 12. Exchange of graduate students 3. Conducting joint supervision of 4. Conducting joint research activity 5. Holding lectures and symposia 6. Exchange of information and activity of the parties of the promote following students are supervised by the parties of the parties o	f thesis ities
Article 2. Matters pertaining to the implemen agreed upon between both parties.	tation of the above mentioned in Article 1 shall be negotiated and
and which is rightfully acquired by the institu	y) arising from collaborative research activities under this MoUntions, shall in principle be shared between both institutions, and anding as to ownership and other property interests that may arise.
indicated below by the parties hereto. Its period	period of five years starting from the later date of the signing od of validity may be extended by mutual agreement. Either party he other party, terminate this MoU during its period of validity.
Article 5. This MoU is prepared in English signed by the President of SOKENDAI and t	(two identical copies). Each party holds one original copy duly he President of
The parties hereto establish this MoU by duly	y signing as of the respective dates written below.
Dr. Mariko HASEGAWA President The Graduate University for Advanced Studies, SOKENDAI	Dr. President
Date:	Date:

総合研究大学院大学動物研究ガイドライン

平成 26 年 4 月 1 日学長裁定 一部改正 H26.7.11/R1.10.1/R3.3.23

I. はじめに

本ガイドラインは、葉山キャンパス構成員が行う放飼場や動物園など飼育下の動物の研究と野生動物の研究を対象とする。なお、葉山キャンパスにおいて、研究のために飼育する動物については、環境安全管理協議会[1]での合意に基づいて行うものとする

Ⅱ. 飼育下動物の研究

大学外での放飼場(オープン・エンクロージャー)や、動物園、水族館など閉鎖環境内の飼育下の動物を対象とする。学外の研究機関等において活動する場合には、当該研究機関で制定されたガイドラインに従う必要がある。たとえば、動物園や水族館等で行う研究に関しては、当該施設における規則及び、世界動物園水族館協会(WAZA)による「動物園・水族館による動物研究の実施に関する倫理指針」に準拠しておこなうことが求められる。また動物の取り扱いについては分類群によって大きく異なるため、対象となる分類群に関する指針・ガイドラインなどがある場合は、そうしたものも十分に考慮に入れることが望ましい(例えば、霊長類については京都大学霊長類研究所の「サル類の飼育管理及び使用に関する指針」など)。

Ⅲ. 野生動物の研究

一般に野外研究は研究対象とする動物個体群やその生息環境に対する影響が少ないと考えられているが、改変や破壊を少なからずあたえる可能性がある。また、一時的にせよ捕獲や実験的操作を導入することによって、動物個体に苦痛をあたえる可能性がある。このガイドラインは、野生動物を対象とした研究が、研究の途上で引き起こすかもしれない動物虐待や自然破壊を、研究者自身が最小限に抑えることを目的としている。すなわち、研究対象である動物個体を大切に扱うことと、研究対象である種または個体群の適切な保全を念頭に置いている。また、研究者が野外で野生動物を研究するときに注意すべき事柄のマニュアルとしての役割を担うことも目指している。

このガイドラインでいう野生動物とは、餌づけ個体群をふくむ野生個体(free-ranging animals)を指す。野生動物が意味する範囲は広いため、分類群や生息地、体サイズなどによって動物に対する適切な配慮は異なるべきである。このため研究者は本ガイドラインだけでなく、それぞれの対象動物の研究コミュニティにおける慣例や研究指針などにも十分配慮し、それぞれの種に応じた取り扱いを行うことが望ましい。

研究の遂行上、研究対象へのいくらかの苦痛や環境の改変が避けられないとしても、研究の成果や研究の途上で得られた知識を対象個体群または種の維持と保存、環境の保全に役立てる方向で、研究者は努力すべきである。したがって、研究対象の野生動物だけでなく、環境全般にも視野を広げて対処することが望まれる。

世界の野生動物の中には、すでにその存続が困難な状態にあるか、放置すれば絶滅に向かって進む状況に置かれている種も多い。特にそういった絶滅に瀕した種を対象に研究を

行う場合、研究計画立案に際し、その研究が野生下の個体群を対象とするのが適切かどうかをまず検討すべきである。野生下の個体群を対象とすることが必須ではなく、かつ、研究対象へ大きな影響を与える実験研究などは、なるべく飼育下で繁殖した個体(または集団)を対象として行うべきである。また、研究対象である動物に苦痛を与えたり、著しい改変を与えたりするような行為は、研究遂行に必要な最小限にとどめる配慮が必要である。行動観察などの非侵襲的な研究においても、対象種の特性に配慮しながら、観察者から対象個体への病気感染防止に努め、行動への過度な干渉を回避するように努力しなければならない。なお、野外調査における注意点、動物標本・サンプルの入手、扱いについては、総合研究大学院大学・葉山キャンパスにおける「実験安全ガイドブック」の関連事項を参照のこと。

Ⅲ.1 研究ガイドライン

Ⅲ.1.1 観察による影響

個体群や個体の自然な行動を攪乱しないように、離れて静かに観察すること。集団繁殖 地等、個体密度の高い場所を歩く場合は、最小限の移動で済むようにする。設置型の観察 装置 (ビデオ等) を用いる際は、動物に影響の無いサイズ、形状のものにする。

Ⅲ.1.2 生息地への影響

対象種だけでなく、その生息環境への攪乱にも配慮すべきである。植生調査のためのマーキングやシードトラップの設置、調査路の設置のための植物の伐採などは、調査地の生態系を大きく攪乱しないように配慮しなければならない。観察に必要な移動手段(車・船舶など)が生息環境に与える影響も十分に考慮しなければならない。また、研究のために設置した人工物は、調査終了後にできるだけ回収し、元の状態に戻すべきである。

Ⅲ.1.3 法の遵守

野生動物の入手、行動観察など、調査遂行のすべての段階において、国内法、国際法を 遵守しなければならない。

Ⅲ.1.3.a 国内法

日本では、再放逐を目的とした捕獲も「鳥獣保護および狩猟に関する法律」の上では捕獲である。事前に都道府県知事による学術捕獲許可を得なければならない。麻酔薬として使用されるケタミンは麻薬指定されており、その使用にあたっては関連法規を遵守しなければならない。捕獲個体を捕獲後 30 日以上続けて飼育する場合及び他に譲渡する場合には飼養許可が必要である。違法捕獲鳥獣の譲り受けは禁止されているので、譲渡を受けた動物を飼育する場合、研究者側は元の捕獲許可を確かめることを怠ってはならない。天然記念物や国立公園地域(自然保護地域)内での捕獲には、「文化財保護法」による文化庁長官の現状変更許可、管理者である環境庁長官、あるいは都道府県知事の特別保護許可などが別に必要である。海外で調査を行う場合は、国ごとに規制内容が違うことに留意し、その国の国内法を遵守しなければならない。

Ⅲ.1.3.b 国際法

ワシントン条約 (CITES) 付属書 I または II にリスト・アップされている野生動物 (死体・死体の一部を含む) を研究対象として導入する場合、正規の手続きで輸入許可証等を取得しなければならない。また、動植物の DNA は生息国の知的財産であると考える動きが

あるため、DNA (DNA が抽出できるサンプルを含む)を国内に持ち帰る場合は、生息国における正規な手続きを済ませて持ち帰らなければならない。

Ⅲ.1.4 有害鳥獣捕獲

有害鳥獣捕獲によって捕獲された野生動物の提供を受けて研究に利用する場合には、捕獲が被害防除の上で真に有効であるか、地域個体群の保全に重大な影響を与えていないか、有効な代替手段はないか、などの顧慮が、捕獲許可取得に当たって払われたことを確認しなければならない。これらの顧慮が払われていない捕獲個体は、たとえ適法であっても引取りを控えるべきである。望ましくない捕獲と取引によって野生動物が海外に流出しそうな場合、直接的にも間接的にも流出を促進するような行為に関与すべきではない。

Ⅲ.1.5 捕獲

たとえ再放逐を前提とした一時的な捕獲であっても、その研究に捕獲が必須であるかどうかをまず検討しなければならない。捕獲をせずに目的を達成できる研究ならば、捕獲は慎むのが望ましい。以下に、捕獲が必須であると判断された場合の、捕獲に関する注意を述べる。

捕獲には普通、ワナが使われる。捕獲ワナの機構は安全で動物の収容に有効なものでなければならない。ワナの見回りは頻繁に行う必要がある。従って、設置するワナの数は、見回りできる人数と労力ならびにその地域の条件に基づいて決めるべきである。また、捕獲した動物がパニックを起こしたり、怪我をしたりしないように、できるだけ早く次の操作にはいる。

麻酔銃や弓矢、吹き矢を用いて麻酔を打ち込み捕獲する際に、対象個体を殺さないように、かつ麻酔剤の効果が表れるまで確実に動物を追跡する必要があるので、薬に関する的確な知識と適当なサポート体制が肝要である。この捕獲方法を使用するには、野生動物に詳しい獣医師の指導と助言を受け、十分な経験を積む必要がある。

Ⅲ.1.6 捕獲個体の留め置きと輸送

捕獲後の拘束や取り扱いは、他の動物に無用な反応を生じさせぬように彼らの眼の届かない場所で行い、痛みや外傷、ストレスを最小限に留めるよう努力する。特に捕獲直後の個体で、激しい運動とストレスにより体温の上昇や呼吸、心拍の著しい増加をきたしている場合には、呼吸が安定するまで落ち着かせた後、次の操作に入ることが望ましい。

捕獲個体を短時間留め置いたり、実験室に輸送したりする際には、適当な換気があり十分なスペースを持つケージに収容する。咬傷を防ぎ、水や食物を十分摂取できるように、捕獲個体1頭ずつを個別に収容する。麻袋などの袋類に動物を収容することは、呼吸運動を妨げたり、他個体や調査者に咬みついたりする危険性があるため、極力避けることが望ましい。捕獲個体が母子の場合でも、母親が麻酔されているときには子供が母親の体重によって圧死する恐れがあるので、個別に収容することが望ましい場合がある。動物を収容したケージは適切な温度下におき、直射日光、風、雨などにさらすことなく、また可能な限り頻繁に観察する。長時間にわたる輸送や留め置きの際には、十分な水と食料を与え、「動物の愛護及び管理に関する法律」の精神を遵守し、適正に管理しなければならない。一時的特獲個体を長時間図め置くことは望ましくないが、下一やむを得ないときには、海

Ⅲ.1.7 生体からの材料収集

生きた野生動物からの血液や組織の採取は必要最小限に留め、訓練され習熟した調査者によって行われることが望ましい。感染を防ぐために、できるだけ清潔な環境下で十分に消毒・滅菌した器具を用いて行う。採取に伴う局所的な痛みを最小にするため麻酔を必要とする場合もある。痛みが少ないか一時的なものならば、麻酔剤を使わずその個体をできるだけ早く解放するほうが妥当である。麻酔するか否かは、十分検討して決める。全身麻酔を施した場合には、覚醒までの間、綿密な監視を行い、麻酔から十分回復するまで解放すべきではない。

Ⅲ.1.8 標識・機器の装着

標識は野外または再捕獲時において再同定を可能にするためのものである。分類群によって、耳タグや足環など様々な標識が使われる。また、野生動物の位置確定、移動の監視、活動リズムの測定のためには、発信機や GPS 等の工学機器が装着される。マイクロチップ等を体内に埋め込む場合もある。標識や機器の装着に当たっては、可能な限り痛みを与えないこと、身体を損傷しないこと、正常な活動と生活を制限しないこと、を原則とする。特に、以下の3点に細心の注意を払うこと。

Ⅲ.1.8.a 標識・装着機器のサイズ、形状

過去に対象動物で用いられた標識・装着機器のサイズを十分に吟味し、正常な活動を制限しないとされる重量以下のものを使用すること。また、移動コストを過度に増大しない形状のものを使用すること。

Ⅲ.1.8.b 装着、脱落・回収

皮膚等の身体損傷に伴う細菌汚染に注意すること。特に体内に埋め込む場合には、麻酔 使用や手術手順が適切かよく吟味すること。長期に渡る装着は生存や繁殖に影響を与える ことがあるため、適切な装着期間を設定し、調査終了後に取り外すか、やがて脱落するよ うにすること。

Ⅲ.1.8.c 影響評価

装着個体と非装着個体の間で行動や繁殖成功などを比較し、可能な限り、装着によって 生じる影響を評価すること。

Ⅲ.1.9 捕獲を伴う実験的操作

野生動物を捕獲して一時的に移動を制限したり(なわばり個体の排除など)、動物の外見や内的な状態を変化させたりする(体色やホルモンの操作など)などの、人為的な干渉の大きな手法が用いられることがある。このような操作は、個体や個体群に大きな影響を与える可能性があるため、細心の注意が必要である。また、分類群や生息状況によって許容される程度が異なるため、それぞれの対象動物の研究コミュニティにおける慣例や研究指針などにも十分配慮しなければならない。

Ⅲ.1.10 捕獲した動物の解放

捕獲調査の終了後や、標識個体や工学機器などを装着した個体の追跡などのため動物を解放する場合、解放した個体の生存を保証すること、そして解放する地域の同種個体群に影響を与えないことに努めなければならない。捕獲した場所以外では解放しないことを原則とする。手術、治療等を除き、できるだけ作業が終了次第すぐに放すこと。長く飼育した動物の解放は、動物の行動が既に変化している可能性があり、原則として行うべきでは

ない。

Ⅲ.1.11 安楽死の方法

どうしても動物を殺す必要がある場合には、迅速かつ可能なかぎり無痛的に行わなければならない。また、材料採取後の死体は他の研究者が有効に利用できるように、凍結や液浸固定等により保存されることが望ましい。

Ⅲ.1.12 標本の保管

死亡個体は、将来の研究に利用する資料として大きな価値をもつ可能性がある。そこで、 最終的には標本として保存し、他の研究者が使えるように、しかるべき資料館、博物館ま たは研究機関で保管されるよう措置することが望ましい。

Ⅲ.1.13 健康に対する配慮

これまでに、いくつかの人獣共通伝染病が知られている。調査者は潜在的な感染の危険性に対して適当な注意を払うべきである。動物体との直接接触のみならず、採取した血液、組織材料や排泄物の取扱いにおいても、素手で触れないなど動物体に対する時と同様の注意が必要である。注射針による穿刺や動物に咬まれた場合には速やかに傷口を水で洗い、ヨードチンキ等で消毒する。その後可能な限り速やかに医師の診断を受けることが望ましい。また、調査者から、捕獲した動物への病気の感染防止にも留意する。

IV. 動物研究検証委員会の設置

申請された研究計画が、総合研究大学院大学動物研究ガイドライン(本指針)に則り実効的に履行されることを検証するために、学長は研究計画の妥当性を評価し、その実施を監督する役割を有する組織として、動物研究検証委員会(以下、委員会)を設置する。委員会は、(1)動物研究等に関して優れた識見を有する者 2 名、(2)実験動物に関して優れた識見を有する者 1 名、(3) その他学識経験を有する者 1 名、(4) その他学長が必要と認めた者若干名によって構成され、委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。また、委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。なお、委員会が必要と認めた場合、委員以外の者から意見を求める場合もある。委員会委員長は、申請された研究計画が、本指針及び関連法規に即しているかを委員会に諮問し、委員会の審議結果に基づき適切な研究計画に関して承認し、不十分な研究計画に関しては指導・助言を行う。

なお、委員が研究責任者または研究実施者に含まれている場合は、当該審査には加わることができない。

V. 研究計画の立案、審査、手続

研究責任者は、必要に応じて、上記の研究を行う場合、事前に様式1「研究計画書」を 学長に提出し、委員会の許可を得るものとする。

なお、行政機関に提出した各種申請書がある場合及び他機関において倫理審査を受けた場合には、申請書及び承認された結果のコピーを提出することが求められる。また、捕獲の際に動物に対する損傷防止策や、周辺住民への周知についての方法についても具体的に説明する。

また、研究責任者は、承認された研究計画について、毎年度3月31日までに様式2「研究(年度)報告書」により、計画の変更の有無等について学長に報告しなければならない。

但し、承認された研究計画を変更(研究実施者の変更・追加、研究実施期間の6ヶ月以内の変更等の軽微な変更を除く)する場合は、改めて様式1「研究計画書」を学長に提出し、委員会の許可を得るものとする。なお、研究を終了し、または自ら中止したときは、様式3「研究(終了・中止)報告書」により、学長に報告しなければならない。

VI. 教育訓練等の実施

学長は、以下の事項に関する所定の教育訓練を実施し、動物研究責任者、動物研究実施 者及び飼養者に受けさせるものとする。

- ① 関連法令、指針等、本学の定める規程等
- ② 動物実験等の方法に関する基本的事項
- ③ 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
- ④ 安全確保、安全管理に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存するものとする。

VII. 自己点検・評価

学長は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第七十一号)への適合性に関し、委員会に自己点検・評価を行わせるものとする。委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。委員会は、研究責任者及び研究実施者に自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

VII. 情報公開の原則

学長は、本学における動物研究に関する情報(本ガイドライン、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価及び動物研究検証委員会の構成等の情報)を、情報公開の原則に基づいて、個人のプライバシーと研究上の利益を侵さないと委員会が判断した範囲で、毎年1回程度公表する。

IX. 公衆への啓発・宣伝

どんなに有意義な研究であっても、そのままでは一般社会に理解されることは少ないと 覚悟しなければならない。特に、野外における研究は人目に触れることが多く、また人の 疑いを招きやすい行動を取らざるを得ないことが多い。このため、調査地付近の住民には、 研究と活動内容の説明を行う機会を設けるように努めることは大切である。

例えば、身近に理解者を作ることはもちろん、近隣の小中学校において映画やスライドを用いた講演会を開くことは、よい啓発活動にもなる。地域全体に自らの研究を伝える有効な手段である上、思わぬところから研究対象に関する情報が寄せられることにもつながる。学術捕獲をする場合には、捕獲措置を行う場所のそばに捕獲許可証のコピーを貼った説明板を立てるなど、細心の注意が必要である。野外で採血や計測などを実行する場合にも、同様の配慮が必要である。

X. 関連法規、指針、参考文献

動物の研究に関し、以下の関連法規、指針等を遵守する。

- EuropeanBiomedical Research Association, 1996. The supply and use of primates in the EU. EBRA Bulletin. (http://www.ebra.org/bulletin/july02_96.html) Animal Care and Use Committee, the American Society of Mammals, 1998. Guidelines for the Capture, Handling, and Care of Mammals as Approved by the American Society of Mammalogists. (http://www.mammalsociety.org/committees/commanimalcareuse/98acucguidelines.pdf)
- · Anonimous, 2006. Guidelines for the treatment of animals in behavioral research andteaching. Animal Behaviour, 71: 245-253.
- ・ 池田啓・花井正光 1988. 野生鳥獣の捕獲と関連法令上の手続きについて. 哺乳類科 学 28:27-38.
- ・京都大学霊長類研究所、1986. 「サル類の飼育管理および使用に関する指針」
- ・ (社) 大日本猟友会、2000. 「鳥獣保護および狩猟に関する法令集」(鳥獣保護法、種の保存法等関連資料を詳述、各年度毎に改訂される)
- ・環境省、2007.「クマ類出没対応マニュアル -クマが山から下りてくる-」
- ・環境省、2006.「動物の愛護および管理に関する法律」
- ・環境省、2005. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・通産省、1987. 絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引に関する条約(通称:ワシントン条約)に係わる輸出入手続き等について(特集). 通産省公報 1987 年 11 月 16 日 号.
- ・日本哺乳類学会、2009. 哺乳類標本の取り扱いに関するガイドライン(2009 年度改訂版). 哺乳類科学 49: 303-319.
- ・「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物の愛護管理法)(昭和48年10月1日、法律第105号)
- ・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(飼養保管基準) (平成 18 年 4 月 28 日、環境省告示第 88 号)
- ・「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成 18 年 10 月 31 日、環境省告示第 140 号)
- ・「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第七十一号)
- ・「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(ガイドライン)(平成18年6月1日、日本学術会議)
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日、法律第75号)
- ・「動物実験に関する指針」(昭和62年5月22日、日本実験動物学会) 霊長類に関しては以下の指針も遵守する。
- ・「サル類を用いる実験遂行のための基本原則」(昭和61年6月14日、日本霊長類学会)
- ・「サル類の飼育管理及び使用に関する指針 第3版」(平成22年、京都大学霊長類研究所)

- ・「野生霊長類を研究するときおよび野生由来の霊長類を導入して研究するときのガイドライン」 (平成 20 年 6 月 27 日、京都大学霊長類研究所)
- ・「チンパンジーの飼育管理及び使用に関する指針」(平成19年8月1日、チンパンジー・サンクチュアリ・宇士)

動物園で行われる研究については以下の指針も遵守する。また、諸外国における指針等についてもその主旨をよく知り、取り入れていくことが望ましい。 (米国 NRC ガイドライン等)。

- ・世界動物園水族館協会 「動物園・水族館による動物研究に関する倫理指針」(日本語翻訳:佐藤義明・友永雅己(2010)「動物心理学研究」第60巻2号、139-146)
- [1] 環境安全管理協議会は、葉山町、横須賀市及び湘南国際村運営管理組合、上山口町内会、湘南国際村町内会と総合研究大学院大学で構成し、葉山キャンパスにおける教育研究活動に伴って生じる公害及び災害事故を未然に防止し、地域住民の安全と健康を守り、生活環境を保全するための協議を行うために、葉山キャンパスに置かれている。

附 則(平成26年4月1日学長裁定)

- この学長裁定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
 - 附 則(平成26年7月11日学長裁定)
- この学長裁定は、平成26年7月11日から施行する。
 - 附 則(令和元年10月1日学長裁定)
- この学長裁定は、令和元年10月1日から施行する。 附 則(令和3年3月23日学長裁定)
- この学長裁定は、令和3年4月1日から施行する。

総合研究大学院大学「人を対象とする研究」倫理審査委員会規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、総合研究大学院大学における「人を対象とする研究」の実施に関する規程(令和4年大学規程第15号。以下「実施規程」という。)第4条第2項に基づき、総合研究大学院大学(以下「本学」という。)に置かれる「人を対象とする研究」倫理審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、実施規程第2条の定めるところによる。

(任務)

- 第3条 委員会は、研究責任者から「人を対象とする研究」の実施の適否等について意見を求められたときは、指針及び実施規則に基づき、倫理的観点及び科学的観点から、当該研究に係る研究機関及び研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、前項の規定に基づき審査を行った「人を対象とする研究」について、倫理 的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、研究責任者に対して、研究計画書の変更、 研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- 3 委員会は、第1項の規定に基づき審査を行った「人を対象とする研究」のうち、侵襲 (軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の 適正性及び研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究責任者に対して、 研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるものとする。
- 4 前3項のほか、委員会は、「人を対象とする研究」に係る研究倫理の基本的事項の検討、 個人情報保護の観点の整理その他「人を対象とする研究」に関することについて、意見 を述べるものとする。

(組織)

第4条 委員会は、学長が指名又は委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織し、本学 に所属しない者(以下「学外委員」という。)2人以上並びに男性及び女性各2人以上を 含まなければならない。

なお、第3号から第5号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねること はできない。

- 一 自然科学分野の統合進化科学研究センターの教員 2人以上
- 二 人文・社会科学分野の統合進化科学研究センターの教員 2人以上
- 三 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1人以上
- 四 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1人以上
- 五 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者 1人以 ト
- 六 その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

- 第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって決定する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき若しくは委員長が関係する人 を対象とする研究に係る審議の際は、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、第4条第1項第3号から第5号に掲げる各1名以上の委員が出席し、 かつ学外委員2名以上及び男女両性を含む5名以上の出席しなければ議事を開き、議決 することができない。

(議決)

- 第7条 委員会の議事は、全会一致をもって決定するように努めなければならない。ただし、全会一致による決定が著しく困難な場合は、委員長を除く出席委員による採決で決定することができるものとする。さらに採決で同数の場合は、委員長の意見により決定するものとする。
- 2 委員が関係する「人を対象とする研究」の研究計画に係る審査及び議決については、 当該委員は参加することはできない。この場合、当該委員は前項の出席委員に含めない ものとする。

(研究計画書の審査手続等)

- 第8条 委員会は、研究責任者から意見を求められた研究計画について審査し、その結果 を書面又は電磁的方法により学長へ意見を述べるものとする。
- 2 審査の対象となる「人を対象とする研究」の実施に携わる研究者等は、委員会の審議 及び意見の決定に同席してはならない。ただし、当該委員会の求めに応じて、その会議 に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできる。
- 3 審査を依頼した研究責任者は、委員会の審議及び意見の決定に参加してはならない。 ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会 の同意を得た上で、その会議に同席することができる。
- 4 委員会は、審査の対象、内容等に応じて有識者に意見を求めることができる。
- 5 委員会は、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、 意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について識見を有する者に意見を求めなけ ればならない。

(迅速審査等)

- 第9条 委員長(委員長が審査対象となる研究の責任者等であるときにあっては副委員長) は、次の各号のいずれかに該当する審査については、委員長が指名した委員3名以上に よる審査(以下「迅速審査」という。)を行うことができる。迅速審査の結果は、委員会 の意見として取扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。
 - 一 多機関共同研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理 審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審 査

- 二 研究責任者・研究担当者の変更・追加、研究内容の変更を伴わない研究期間の延長等の「人を対象とする研究」の実施に影響を与えない範囲かつ研究対象者への負担やリスクが増大する可能性がない、研究計画書の軽微な変更に関する審査
- 三 侵襲を伴わない「人を対象とする研究」(個人情報又は機器を取り扱わない研究に限る。) であって介入を行わないものに関する審査
- 四 軽微な侵襲を伴う「人を対象とする研究」(個人情報又は機器を取り扱わない研究に限る。)であって介入を行わないものに関する審査
- 五 研究対象者がその研究の研究者等のみであって、リスクが軽微であると認められる 予備的な実験又は調査の審査

(他の研究機関が実施する研究に関する審査)

- 第 10 条 他の研究機関の研究責任者が、自らの研究機関以外に設置された倫理審査委員会であるところの本学の委員会に審査を依頼する場合には、委員会は、当該研究責任者が所属する研究機関の「人を対象とする研究」の実施体制について十分把握した上で審査を行い、意見を述べなければならない。
- 2 委員会は、他の研究機関が実施する「人を対象とする研究」について審査を行った後、 継続して当該研究責任者から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、 意見を述べなければならない。

(守秘義務)

- 第11条 委員、有識者及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 2 委員及びその事務に従事する者は、審査を行った「人を対象とする研究」に関連する 情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点並びに当該研究の実施上の観点及 び審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長 に報告しなければならない。

(教育・研修)

第12条 委員及びその事務に従事する者は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点 及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければ ならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

(保管)

第13条 委員会が審査を行った「人を対象とする研究」に関する審査資料は、当該研究の終了について報告される日までの期間(侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあっては、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日までの期間)、適切に保管するものとする。

(公表)

- 第 14 条 委員会は、この規程及び委員名簿を倫理審査委員会報告システムにおいて公表しなければならない。
- 2 委員会は、年1回以上、当該委員会の開催状況及び審査の概要について、当該システムにおいて公表しなければならない。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等及びその関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のため非公開とするこ

とが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りでない。

(事務)

第15条 委員会の事務は、総合企画課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、学長が別に 定める。

附則

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、廃止前の総合研究大学院大学先導科学研究科ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理規程(平成16年6月16日学長裁定)第9条第1項各号による委員及び総合研究大学院大学における人間を対象とする研究倫理規程(平成24年4月23日学長裁定)第8条第1項各号による委員は、この規程第4条第1項各号までによる委員とみなし、その任期は従前のとおりとする。

附 則(令和 年 月 日大学規程第 号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人総合研究大学院大学遺伝子組換え実験安全管理規程(案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「法」という。)、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号。以下「規則」という。)、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号。以下「二種省令」という。)、その他法令等及び環境安全協定(平成11年8月26日締結)に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学(以下「法人」という。)における研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の使用等に当たって執るべき必要な事項を定め、もって遺伝子組換え生物等の安全な取り扱いに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)遺伝子組換え生物等 法第2条第2項に定める遺伝子組換え生物等又はデオキシリボ核酸を切断する酵素を用いる方法その他の方法によりゲノム上の任意の塩基配列を改変する技術(以下「ゲノム編集技術」という。)の利用により最終的に得られた生物のうち細胞外で加工した核酸が含まれない生物をいう。
 - (2) 遺伝子組換え実験等 遺伝子組換え生物等の第二種使用等による実験をいう。
 - (3) 使用等 食用、飼料用その他の用に供するための使用、栽培その他の育成、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに附随する行為をいう。
 - (4) 第一種使用等 次項に規定する措置を執らないで行う使用等をいう。
 - (5) 第二種使用等 法第2条第6項に規定する使用等又はゲノム編集技術の利用により最終的に得られた生物のうち細胞外で加工した核酸が含まれない生物の拡散防止措置を執った施設(以下「実験施設等」という。)における使用等をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、国立大学法人総合研究大学院大学基本通則(平成 16年基本通則第 1号)第3条に規定する法人の事務所(以下「葉山キャンパス」という。)において 実施する遺伝子組換え実験等について適用するものとする。

(遺伝子組換え実験等の制限)

第4条 葉山キャンパスにおいては、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による遺伝子組 換え実験等を行ってはならない。

第2章 安全管理体制(第5条-第9条)

(安全主任者)

- 第5条 法人に遺伝子組換え実験等安全主任者(以下「安全主任者」という。)を1人置く。
- 2 安全主任者は、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関して、次の各号に掲げる業務 を行う。

- (1) 次条に規定する実験管理者に対し、遺伝子組換え実験等の計画に際して指導助 言を行うこと。
- (2) 実験管理者及び実験従事者に対し、遺伝子組換え実験等の実施に当たって遺伝子組換え生物等の安全な取扱いが適正に遂行されていることを確認するとともに、指導助言を行うこと。
- (3) その他遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関して必要な事項の処理に当たること。
- 3 安全主任者は、その業務を行うに当たり、第9条に規定する遺伝子組換え実験安全委員会と十分連絡を取り、必要な事項について当該委員会に報告するものとする。
- 4 安全主任者は、統合進化科学研究センターに所属する教授又は准教授のうちから学長 が指名する。
- 5 安全主任者に事故等があるときは、学長は代理者を置き、その業務を代行させるもの とする。

(実験管理者)

- 第6条 遺伝子組換え実験等ごとに、次条に規定する実験従事者のうちから、法令等及び この規程を熟知し、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する知識及び技術に習熟した統 合進化科学研究センターに所属する教員を実験管理者として定めなければならない。
- 2 実験管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1)遺伝子組換え実験等に当たって執るべき拡散防止措置その他の法令等で定める 措置を執ること。
 - (2)遺伝子組換え実験等の計画及び実施に当たっては、法令等及びこの規程を遵守し、当該遺伝子組換え実験等全体の適切な安全管理及び監督に当たること。
 - (3) 実験従事者に対して、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関する教育訓練を 行うこと。
- 3 実験管理者は、その業務を行うに当たり、安全主任者と十分連絡を取り、必要な事項 について安全主任者に報告するものとする。

(実験従事者)

- 第7条 実験従事者は、遺伝子組換え実験等の計画及び実施に当たっては、安全な取扱いについて十分に自覚し、必要な措置を講じるとともに、遺伝子組換え生物等の特性及び使用等の態様に応じ、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに精通し、習熟していなければならない。
- 2 実験従事者は、遺伝子組換え実験等の実施に当たっては、実験管理者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守しなければならない。

(学長の責務)

- 第8条 学長は、法人における遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて総括管理し、 次の各号に掲げる責務を果たすものとする。
 - (1) 文部科学大臣確認実験(二種省令その他の法令等に使用等に当たって執るべき 拡散防止措置が定められていない遺伝子組換え実験等をいう。以下同じ。)に係 る申請があった場合は、文部科学大臣に確認を求めるか否かの取扱いについて次 条に規定する遺伝子組換え実験安全委員会の審査を経て決定するとともに、当該 文部科学大臣の確認に基づいて承認を与えること。
 - (2) 学長承認実験(前号に該当しない遺伝子組換え実験等をいう。以下同じ。) に

係る申請があった場合は、前号の委員会の審査を経て承認を与えること。

(3)遺伝子組換え実験等による事故等の報告があった場合は、第1号の委員会及び 安全主任者と連携して、その状況、経過等を調査し、必要な処置又は改善策等の 指示を行うこと。

(遺伝子組換え実験安全委員会)

- 第9条 法人に遺伝子組換え実験安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、法令等及びこの規程に熟知し、又は遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに 関する専門的な知識及び技術を基に広い視野を有する次の各号に掲げる者で組織し、 学長が任命する。
 - (1) 安全主任者
 - (2) 統合進化科学研究センターに所属する教授又は准教授 2人
 - (3)予防医学の専門家 1人
 - (4) 安全衛生委員会から選出された者 1人
 - (5) 総務課長
 - (6)総合企画課長
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めた者 若干人
- 3 委員(前項第1号、第5号及び第6号の委員を除く。)の任期は、2年とし、再任を 妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残余期間とする。
- 4 委員会は、必要に応じて安全主任者及び実験管理者に対し、遺伝子組換え実験等の安 全確保に関して報告を求め、又は指導助言することができる。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 7 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 8 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。ただし、委員以外の者を議決に加えることはできない。
- 9 委員会に関する事務は、総合企画課において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、学長が別に定める。
 - 第3章 実験施設等及び遺伝子組換え生物等の拡散防止措置

(実験施設等の管理及び保全)

- 第10条 学長は、遺伝子組換え実験等の安全確保のため、法令等に定める拡散防止措置 に従って、実験施設等を設置し、その管理及び保全に努めなければならない。
- 2 実験管理者は、拡散防止措置に従って設置した実験施設等について、定期に、又は必要に応じて随時に点検を行い、法令等に定める基準に適合するように維持しなければならない。

(実験施設等への立入り)

第11条 実験管理者は、実験施設等への関係者の立入りについて、法令等の定める拡散 防止措置の区分に応じて、制限又は禁止の措置を講じなければならない。

(実験施設等への表示)

第12条 実験管理者は、法令等に定める拡散防止措置の区分に応じて、実験施設等の入

口及び遺伝子組換え生物等を遺伝子組換え実験等の過程において保管する実験施設等 に、法令等の定める表示をしなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第13条 実験管理者は、遺伝子組換え実験等の開始前及び当該遺伝子組換え実験等中に おいて、常時、遺伝子組換え実験等に用いられる遺伝子組換え生物等が、文部科学大 臣の確認又は学長の承認を受けた拡散防止措置の条件を満たすものであることを遵守 するとともに、実験従事者に対しても遵守させるものとする。

(遺伝子組換え生物等の保管)

- 第14条 遺伝子組換え生物等の保管に当たっては、次の各号に掲げる拡散防止措置を執 らなければならない。
 - (1)遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、かつ、 当該容器の見やすい箇所に、遺伝子組換え生物等である旨を表示すること。
 - (2) 前号の遺伝子組換え生物等を入れた容器は、所定の場所に保管するものとし、 保管場所が冷蔵庫その他の保管のための設備である場合には、当該設備の見やす い箇所に、遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示すること。

(遺伝子組換え生物等の運搬)

- 第15条 遺伝子組換え生物等の運搬に当たっては、次の各号に掲げる拡散防止措置を執 らなければならない。
 - (1)遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
 - (2) 当該遺伝子組換え生物等の遺伝子組換え実験等又は細胞融合実験に当たって執るべき拡散防止措置が、P1レベル、P2レベル、LSCレベル、LS1レベル、P1Aレベル、P2Aレベル、特定飼育区画、P1Pレベル、P2Pレベル及び特定網室以外のものである場合にあっては、前号に規定する措置に加え、前号に規定する容器を、通常の運搬において事故等により当該容器が破損したとしても当該容器内の遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
 - (3)最も外側の容器(容器を包装する場合にあっては、当該包装)の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること。

第4章 遺伝子組換え実験等の手続

(文部科学大臣確認実験の申請)

- 第16条 文部科学大臣確認実験に該当する遺伝子組換え実験等をしようとする実験管理者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとに、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める部数作成し、学長に申請しなければならない。
 - (1) 二種省令第9条に規定する第二種使用等拡散防止措置確認申請書 正本1部及 び写し1部
 - (2) 関連する文献がある場合は、当該文献 写し2部
 - (3) 実験従事者一覧(様式任意) 正本1部及び写し1部
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員会は、学長から審査の付託があったときは、当該申請が法令等及びこの規程に定める要件を満たし、かつ、遺伝子組換え生物等の使用等に応じ、用いようとする実験施設等及び管理方法が遺伝子組換え生物等の拡散を効果的に防止するものであるか否

かについて審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。

- 4 委員会は、前項の審査の過程において必要に応じ、実験管理者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等必要な措置を講ずることができるものとする。
- 5 学長は、第3項の報告を受けたときは、文部科学大臣確認を申請するか否かの取扱い について決定し、確認することを決定したときは、法令等に定める書類を文部科学大 臣に提出するものとする。
- 6 学長は、前項の申請の可否の取扱いについて決定したときは、速やかに実験管理者に 通知するものとする。
- 7 学長は、文部科学大臣確認の通知があったときは、第1項の申請について承認を決定し、速やかに実験管理者に通知するとともに、委員会に報告するものとする。

(学長承認実験の申請)

- 第17条 学長承認実験に該当する遺伝子組換え実験等をしようとする実験管理者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとに、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める部数作成し、学長に申請しなければならない。
 - (1) 第二種使用等拡散防止措置承認申請書(別紙様式1) 正本1部及び写し1部
 - (2) 関連する文献がある場合は、当該文献 写し2部
- 2 学長は、前項の申請があったときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 3 委員会は、学長から審査の付託があったときは、当該申請が法令等及びこの規程に定める要件を満たし、かつ、遺伝子組換え生物等の使用等に応じ、用いようとする実験施設等及び管理方法が遺伝子組換え生物等の拡散を効果的に防止するものであるか否かについて審査を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 4 委員会は、前項の審査の過程において必要に応じ、実験管理者に対し助言を与え、又は申請内容を修正させる等必要な措置を講ずることができるものとする。
- 5 学長は、前項の報告を受けたときは、第1項の申請について承認するか否かの決定 し、速やかに実験管理者に通知するとともに、委員会に報告するものとする。

(文部科学大臣確認実験に係る変更の申請)

- 第18条 実験管理者は、第16条第7項に規定する文部科学大臣確認の通知を受けた後、 第16条第1項第1号の申請書に記載されている事項に変更が生じた場合は、改めて同 条第1項に規定する書類を作成し、学長に申請しなければならない。
- 2 第16条第2項から第7項までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(学長承認実験に係る変更の申請)

- 第19条 実験管理者は、第17条第5項に規定する学長の承認を受けた後、別紙様式1に 記載されている事項に変更が生じた場合は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定め る部数作成し、学長に申請しなければならない。
 - (1) 第二種使用等拡散防止措置承認変更申請書(別紙様式2) 正本1部及び写し1 部
 - (2) 関連する文献がある場合は、当該文献 写し2部
- 2 第17条第2項から第5項までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(報告)

第20条 実験管理者は、遺伝子組換え実験等を終了又は中止したときは、第二種使用等 に係る実験結果等報告書(別紙様式3)により学長に報告しなければならない。 2 学長は、実験管理者から前項の報告があったときは、速やかに委員会に報告するもの とする。

第5章 教育訓練、健康管理及び緊急事態発生等の措置 (教育訓練)

- 第21条 実験管理者は、学長の監督の下に、遺伝子組換え実験等の開始前に実験従事者 に対し、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行 わなければならない。
 - (1) 遺伝子組換え生物等の安全取扱技術に関すること。
 - (2) 拡散防止措置に係る知識及び技術に関すること。
 - (3) 実施しようとする遺伝子組換え実験等の危険度に係る知識に関すること。
 - (4) 事故発生の場合の措置(大量培養実験においては、遺伝子組換え生物等を含む 培養液が漏出した場合における化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含 す。)に係る知識に関すること。
 - (5) その他遺伝子組換え実験等に係る必要な知識及び技術に関すること。

(健康管理)

- 第22条 学長は、実験従事者に対して、遺伝子組換え実験等の開始前及び開始後1年を超えない期間(病原微生物を取り扱う場合には、6月を超えない期間)ごとに健康診断を実施するとともに、その結果を記録して保存しなければならない。ただし、当該健康診断は、法人が行う一般定期健康診断をもって代えることができる。
- 2 学長は、拡散防止措置区分P3レベルの実験施設等で遺伝子組換え実験等が行われる場合には、遺伝子組換え実験等の開始前に実験従事者の血清を採取し、遺伝子組換え 実験等の終了後2年間はこれを保存しなければならない。
- 第23条 実験管理者は、実験従事者が次の各号のいずれかに該当し被害を受けたときは、直ちに学長及び安全主任者に通報し、その指示を受けるとともに、調査し必要な措置を執らなければならない。
 - (1)遺伝子組換え生物等を誤って飲み込み、又は吸い込んだとき。
 - (2) 遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染されたとき。
 - (3)遺伝子組換え生物等により実施施設が汚染された場合に、その場に居合わせたとき。
 - (4)健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかったとき。

(緊急事態発生時の措置)

- 第24条 実験管理者及び実験従事者は、次の各号のいずれかに掲げる事態が発生したと きは、直ちにその旨を学長及び安全主任者に通報するとともに、実験施設等の立入禁 止その他の応急の措置を執らなければならない。
 - (1) 拡散防止措置に係る実験施設等において破損その他の事故が発生し、当該遺伝 子組換え生物等について二種省令その他の法令等で定める拡散防止措置又は文部 科学大臣の確認を受けた拡散防止措置を執ることができないとき。
 - (2) 地震、火災等の災害により、遺伝子組換え生物等によって実験施設等が著しく 汚染され、又は遺伝子組換え生物等が実験施設等から漏出し、若しくは漏出する おそれのあるとき。
 - (3) 遺伝子組換え生物等によって人体が汚染され、又は汚染されたおそれのあると

き。

- 2 前項の通報を受けた学長及び安全主任者は、直ちに必要な措置を執らなければならない。
- 3 学長は、第1項第1号の報告があったときは、速やかに当該事故及び執った措置の概要を文部科学大臣及び環境大臣に報告しなければならない。

第6章 情報の提供及び記録の保管

(譲渡等に係る情報の提供)

- 第25条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託(以下「譲渡等」という。)して使用等をさせようとする実験管理者(この条において「譲渡者」という。)は、その譲渡等を受けてその使用等をしようとする者(この条において「譲受者等」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、提供すべき情報を譲渡等の都度、提供しなければならない。
 - (1) 遺伝子組換え生物等を委託して運搬をさせようとする場合
 - (2) 譲渡者の遺伝子組換え生物等が、虚偽の情報の提供を受けていたために、遺伝 子組換え実験等に当たって執るべき拡散防止措置を執らずにされている場合
 - (3) 特定遺伝子組換え生物等の譲渡等をする場合
- 2 前項の規定にかかわらず、同一の情報を提供すべき遺伝子組換え生物等の譲受者等に対し、2回以上に渡って譲渡等をする場合において、当該譲受者等が承知しているときは、その最初の譲渡等に際してのみ情報の提供を行うものとする。
- 3 遺伝子組換え生物等を譲渡等して使用等をさせようとする場合の適正使用情報その他 の事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨
 - (2) 宿主等の名称及び組換え核酸の名称(名称がないとき又は不明であるときはその旨)
 - (3) 法人の名称並びに実験管理者の住所及び連絡先
 - (4) その他必要な提供すべき情報
- 4 情報提供の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 文書の交付
 - (2) 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器等への表示
 - (3) ファクシミリ装置を利用する送信
 - (4) 電子メール

(記録の保管)

第26条 実験管理者は、委員会における助言及び指導、遺伝子組換え生物等の使用等の 態様並びに譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管しなけれ ばならない。

第7章 輸入の届出及び輸出に関する措置

(輸入の届出)

第27条 実験管理者は、生産地の事情その他の事情からみて、その使用等により生物多様性影響が生ずるおそれがないとはいえない遺伝子組換え生物等をこれに該当すると知らないで輸入するおそれが高い場合その他これに類する場合であって、法令等に定めるものを輸入しようとする場合は、規則に定める様式により学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の規定による届出があったときは、文部科学大臣に届け出るとともに、 委員会に報告するものとする。

(輸出に関する措置)

- 第28条 実験管理者は、遺伝子組換え生物等を輸出する場合、輸入国に対し、輸出しようとする遺伝子組換え生物等の種類の名称その他の法令等で定める事項について、規則に定める様式により、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタへナ議定書第8条1の輸入締約国の権限ある当局に対して通告しなければならない。
- 2 実験管理者は、当該遺伝子組換え生物等又はその包装、容器若しくは送り状に当該遺 伝子組換え生物等の使用等の態様その他の法令等で定める事項を表示したものでなけ れば、輸出してはならない。
- 3 前項に規定する輸出の際の表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める 様式により行うものとする。
 - (1)輸入国において当該輸入国が定める基準に従い拡散防止措置を執って使用等が行われる遺伝子組換え生物等として輸出されるもの 規則第37条第1号
 - (2)輸入国において飼料用又は加工用に供される遺伝子組換え生物等として輸出されるもの(前号に掲げるものを除く。) 規則第37条第2号
 - (3)前2号のいずれにも該当しない遺伝子組換え生物等として輸出されるもの 規則第37条第3号

第8章 雑則

(雑則)

第29条 この規程に定めるもののほか、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

附則

- 1. この規程は、平成17年11月28日から施行する。
- 2. 総合研究大学院大学組換えDNA実験安全管理規程(平成11年規程第12号。次項に おいて旧規程という。)は、廃止する。
- 3. この規程施行の前に、旧規程第7条に規定する組換之DNA実験安全委員会における 審査及び組換之DNA実験に係る承認行為(当該実験計画の変更承認を含む。)は、 この規程に基づく審査及び承認行為が行われたものとみなす。

附 則(平成18年6月6日法人規程第3号)

この規程は、平成18年6月6日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月14日法人規程第6号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日法人規程第20号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日法人規程第9号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日法人規程第34号)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に第9条第2項第2号から第4号までの委員である者の任期

は、同条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則(令和3年3月23日法人規程第8号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月15日法人規程第28号)

この規程は、令和4年7月15日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

附 則(令和 年 月 日法人規程第 号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

国立大学法人総合研究大学院大学における研究活動の不正行為への対応に 関する規程(案)

(趣旨)

第1条 国立大学法人総合研究大学院大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為を防止するために必要な及び不正行為が発生した場合の取り扱いについては、「研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、その他の関係法令等(以下「法令等」という。)及び総合研究大学院大学倫理綱領(2005年4月5日学長決定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的注意義務を著し く怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
 - ① 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ② 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ③ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文 又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - 二 不適切な行為 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
 - 三 部局 先端学術院、附属図書館、統合進化科学研究センター、教育開発センター、学術情報基盤センター、企画室及び事務局をいい、部局長とはそれぞれの長をいう。
 - 四 研究者 本学において研究活動を行っている研究者をいい、学生を含む。

(適用範囲)

- 第3条 この規程で対象とする研究活動は、研究費のいかんを問わず、本学の活動の 一環として行われるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、大学共同利用機関法人及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構等法人」という。)の長の申し出に基づき、先端学術院の教員に任命された者が行う研究活動上の特定不正行為及び不適切な行為については、原則として当該教員を雇用する機構等法人の定めによるものとする。ただし、事案の内容等を考慮し、当該機構等法人との緊密な連係及び協力の下、別の定めをすることができるものとする。
- 3 研究者が本学に既に在職(在籍)していないときは、原則として、当該研究者が 現に所属する研究機関と合同で対応し、どの研究機関にも所属していないときは、 本学において対応するものとする。

(責任者の設置及び責任と権限)

- 第4条 公正な研究活動を推進するため、本学に最高管理責任者、統括管理責任者、 管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。
- 2 学長は、最高管理責任者として、本学における公正な研究活動の推進について最 終責任を負う。
- 3 研究を担当する理事又は副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補 佐し、本学における公正な研究活動の推進を統括する。
- 4 各部局の長は、管理責任者及び研究倫理教育責任者として、当該部局における公 正な研究活動の推進並びに所属する研究者に対する研究倫理教育について実質的 な責任と権限を有する。

(研究者の責務)

- 第4条の2 研究者は、高い倫理観を保持し、特定不正行為及び不適切な行為を行ってはならない。
- 2 研究者は、研究者倫理に関する知識を定着、更新するため、定期的に研究倫理教育を受講し、研究者としての規範意識の向上に努めなければならない。

(不正防止推進部署)

- 第5条 統括管理責任者の下、本学に不正防止推進部署を置き、国立大学法人総合研究大学院大学における研究費等の不正防止体制に関する規程(平成20年法人規程第9号。以下、「研究費等不正防止規程」という。)の規定による不正防止計画室をもって充てる。
- 2 不正防止計画室は、研究費等不正防止規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 不正行為及び不適切な行為の防止を目的とした研究倫理教育に関すること
- 二 不正行為及び不適切な行為の防止を目的とした啓発活動に関すること
- 三 その他不正行為及び不適切な行為の防止及び不正行為が発生した場合の取扱い に関し必要な事項

(研究倫理教育)

- 第6条 研究倫理教育責任者は、不正防止計画室の協力を得て、その部局に所属する 広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施するものとする。
- 2 先端学術院長は、研究倫理教育責任者(以下本条において同じ。)として、学生に対して、研究分野の特性に応じて、研究者倫理に関する知識及び技術を身につけられるよう、教育課程の内外を問わず、適切な機会を設けるものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、学生に対する前項の研究倫理教育の実施を各コース長に 委任できるものとする。
- 4 前項の規定により委任を受けたコース長は、大学共同利用機関等との緊密な連係 及び協力の下、研究倫理教育を実施するものとする。

(研究データの保存・開示)

- 第7条 研究者は、一定期間研究データを保存し、必要な場合は開示しなければならない。
- 2 前項の保存又は開示するべき研究データの具体的内容やその期間、方法、開示する相手先(次項において「研究データの具体的内容等」という。)については、データの性質や研究分野の特性等を踏まえて、最高管理責任者が別に定める。
- 3 コースの学生に係る研究データの具体的内容等については、大学共同利用機関等 を設置する法人の定めに準じて定めるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第3条第2項に定める教員に係る研究データの具体 的内容等については、当該教員を雇用する機構等法人の定めによるものとする。

(受付窓口の設置)

- 第8条 本学における特定不正行為に関する告発(本学の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)又は告発の意思を明示しない相談を受け付ける窓口(以下「受付窓口」という。)を内部監査室に設置するものとする。
- 2 統括管理責任者は、受付窓口の名称、連絡先、告発等の方法その他必要な事項を 本学内外に周知するものとする。

(告発等の取扱い)

- 第9条 告発は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談などを通じて、前条第1 項に定める受付窓口に対して直接行われるべきものとする。
- 2 告発は、原則として顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項が明示されたもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができる。
 - 一 特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ (以下 「被告発者」という。) の氏名又は名称
 - 二 特定不正行為の態様、事案の内容
 - 三 不正とする科学的な合理性のある理由
- 3 受付窓口の責任者は、告発等及び告発等に関する相談を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 第1項に定めるもののほか、次の各号に掲げる場合、最高管理責任者は、告発があった場合に準じて取扱うものとする。
 - 一 学会、他機関又は報道機関から、不正行為が指摘された場合
 - 二 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていること (第2項各号に掲げる事項が明示されている場合に限る。) を、本学が確認した場合
- 5 最高管理責任者は、当該告発について、他の大学等研究機関(以下「他機関」という。)に所属する者が含まれる場合又は本学が調査を行う権限を有しない場合は、該当する他機関に当該告発を回付するものとする。また、他機関から本学に告発が回付された場合は、本学に告発があったものとして当該告発を取り扱うものとする。
- 6 最高管理責任者は、書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者(匿名の告発者を除く。た

だし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱い。以下同じ。) に、告発を受け付けたことを通知するものとする。

- 7 最高管理責任者は、告発の意思を明示しない相談について、その内容に応じ、告 発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該相 談を行った者(以下「相談者」という。)に対し、告発の意思があるか否か確認す るものとする。ただし、相談者から告発の意思表示がなされない場合にも、最高管 理責任者は、当該事案の調査を開始することができる。
- 8 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしている若しくは不正行為を求められているという告発又は相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、本学がその内容の確認及び精査を行う権限を有しないときは、該当する他機関に当該告発及び相談を回付することができるものとする。

(告発者及び被告発者の取扱い)

- 第 10 条 最高管理責任者は、告発等及び告発に関する相談を受け付ける場合、個室での面談並びに電話及び電子メール等の受付窓口以外の職員の閲覧制限等、告発内容又は相談内容並びに告発者又は相談者の秘密を守るために適切な措置を講じなければならない。
- 2 最高管理責任者は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者及び告発内容、 告発の意思を明示しない相談の相談者及び相談内容並びに調査内容について、当該 調査結果の公表まで、告発者、被告発者又は相談者の意に反して調査関係者以外に 漏洩しないよう、秘密保持を徹底するものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、告発者、被告発者又は相談者の了解を得て、調査中に関わらず調査事案について公に説明するものとする。ただし、 告発者、被告発者又は相談者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者は、悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発を防止するため、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ本学内外に周知するものとする。
 - 一告発は、原則として顕名によるもののみ受け付けること
 - 二 告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること
 - 三 告発者に調査に協力を求める場合があること
 - 四 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名 の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ること
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、 被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不 利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

- 第 11 条 最高管理責任者は、第 9 条の規定により告発を受理したときは、予備調査 委員会の委員長に統括管理責任者又は管理責任者を指名し、次の各号に掲げる事項 について予備調査の実施を命ずるものとする。
 - 一 当該告発がされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - 二 第9条第2項第3号で示された科学的な合理性のある理由と当該告発がなされた研究活動上の不正行為との関連性及び論理性
 - 三 告発がされた研究の公表から告発がされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
- 2 前項の規定により予備調査を命ぜられた統括管理責任者又は管理責任者は予備 調査委員会を組織し、予備調査を実施するものとする。
- 3 予備調査委員会は、委員長が指名する3名以上の委員によって組織するものとする。ただし、調査の公正を確保するため、告発者及び被告発者と直接の利害を有する者は、加わることができない。
- 4 予備調査委員会が必要と認めたときは、前項に規定する者のほか、学外の有識者 を委員に加えることができる。
- 5 最高管理責任者は、第9条の規定による告発が無い場合であっても、同条第2項 各号に掲げる事項に相当する情報又は不正行為があると疑うに足りる事実を把握 した場合は、当該事案に係る予備調査の開始を統括管理責任者又は管理責任者に命 ずることができる。
- 6 予備調査委員会は、予備調査の実施に関し、告発者及び被告発者その他関係者に 対し、必要な協力を求めることができる。
- 7 予備調査委員会は、告発事案について本調査の要否を判断し、告発受付後、原則 として 30 日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。
- 8 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その理由を付記し 告発者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、当該事案に係る資金配分機 関又は告発者の求めに応じ開示するものとする。

(研究活動不正行為調查委員会)

- 第12条 最高管理責任者は、前条第7項の報告に基づき本調査を行うことを決定した場合には、研究活動不正行為調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織するものとする。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 最高管理責任者が指名する当該告発がされた研究分野の専門的知識を有する 者 若干名
 - 三 最高管理責任者が指名する法律関係の専門的知識を有する者 若干名
 - 四 その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 3 調査委員会は、委員の半数以上を本学に属さない外部有識者で構成するものとする。

- 4 委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。
- 5 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。
- 6 最高管理責任者は、特に必要があると認める場合には、第2項第1号の委員に代えて、他の理事又は副学長を委員に指名することができる。この場合、前項の規定 に関わらず、委員長は最高管理責任者が指名した当該理事又は副学長をもって充て る。

(本調査の通知・報告)

- 第13条 最高管理責任者は、本調査にあたって、告発者及び被告発者に本調査を行 うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。なお、被告発者が本学以外に 所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。
- 2 告発された事案の調査にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮するものとする。
- 3 最高管理責任者は、当該告発に係る研究が、文部科学省所管の競争的資金等により行われていた場合は、当該資金を配分した機関(以下「資金配分機関」という。) 及び文部科学省に本調査を行う旨を報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前条第1項の調査委員会を設置したときは、同条第2項の調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者へ示すものとする。
- 5 告発者及び被告発者は、前項の調査委員の氏名及び所属を示された日の翌日から 起算して14日以内に、最高管理責任者に対し書面により調査委員会の委員の指名 に関する異議申立てをすることができる。
- 6 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合、内容を審査し、その内容が 妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させる とともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第 14 条 調査委員会は、最高管理責任者が第 11 条第 7 項の報告に基づき本調査を 行うことを決定した日から原則として 30 日以内に本調査を開始しなければならな い。
- 2 調査委員会による本調査は、当該告発により指摘された研究に係る論文、実験・ 観察ノート、生データその他の資料の精査や、関係者からのヒアリング、並びに必 要に応じて再実験の要請等により行うものとする。
- 3 調査委員会は、前項の調査に際して、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。
- 4 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)に関し最高管理責任者が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行うものとする。その際、調査委員会の指導・監督の下

に行うものとする。

- 5 最高管理責任者は、前3項に関する調査委員会の調査権限について定め、関係者 に周知するものとする。
- 6 調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるときは、告発された事案 に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象に含 めることができる。
- 7 調査委員会は、本調査にあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。なお、当該保全措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しないものとする。
- 8 統括管理責任者は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした 資金配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資 金配分機関等に提出するものとする。
- 9 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(調査協力義務と不正行為の疑惑への説明責任)

第15条 本調査に対して、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続きにのっとって行われたこと、及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

- 第16条 調査委員会は、本調査の開始後、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
- 2 調査委員会は、前条第1項の被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、前項の認定を行うものとする。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定してはならない。
- 3 特定不正行為に関する証拠が提出された場合に、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定するものとする。
- 4 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験資料・試薬等の不存在など、第7条の規定その他の法令等に基づき存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示すことができない場合も特定不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すこ

とができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

- 5 特定不正行為が行われていないと認定される場合であって、調査を通じて告発が 悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認 定を行うものとする。
- 6 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(最高管理責任者への報告)

第17条 調査委員会は、前条の規定による認定が終了したときは、速やかに調査結果を最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

- 第 18 条 最高管理責任者は、前条の調査結果を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ)に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。
- 2 最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関等及び文部科学省に当該調査結 果を報告するものとする。
- 3 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は告発者の所属機関に その旨を通知するものとする。

(不服申立て)

- 第19条 特定不正行為と認定された被告発者は、前条第1項の通知の日の翌日から 起算して14日以内に、最高管理責任者に対して書面により不服申立てをすること ができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返 すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。この場合の認定については、第 16 条第5項を準用する。)は、その認定について、前項を準用して、不服申立てをすることができる。この場合において、「前条第1項」とあるのは、「前条第3項」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の不服申立ての審査は、調査委員会が行う。その際、不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、最高管理責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 特定不正行為があったと認定される場合に係る被告発者による第1項の不服申立てについて、調査委員会(前項の規定により調査委員会に代わる者を含む。以下、本条において同じ。)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。不服申立を却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決

定を通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。当該不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力を求めるものとし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとする。この場合、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知するものとする。

- 5 最高管理責任者は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、告発者に通知するとともに、その事案に係る資金配分機関及び文部科学 省に報告するものとする。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも 同様とする。
- 6 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則として通知の日の翌日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責 任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及 び告発者に通知するものとする。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金 配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 7 悪意に基づく告発と認定された告発者から第2項の不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告白者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。
- 8 第2項の不服申し立てについては、調査委員会は、原則として通知の日の翌日から起算して30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。加えて、最高管理責任者は、その事案に係る資金配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第 20 条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は、速 やかに調査結果を公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則として 調査結果を公表しないものとする。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及 び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものと する。また、悪意に基づく告発との認定があったときは、調査結果を公表する。
- 3 前2項の公表する調査結果の内容(項目等)は、別紙のとおりとする。

(調査中における一時的措置)

第21条 最高管理責任者が本調査を行うことを決定した後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間は、告発された研究に係る研究費の支出を停止するものとする。告発があった事案に係る研究が、文部科学省所管の競争的資金等により行われていた場合は、資金配分機関の求めに応じて対応する。

(特定不正行為が行われたと認定された場合等の措置)

- 第22条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されていないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、学内の規程に基づき適切な処置をとるとともに、特定不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、当該告発者が本学に所属するときは、 最高管理責任者は当該告発者に対し、学内の規程に基づき適切な処置をとるものと する。
- 3 当該特定不正行為を行った者が行為時に学生であった場合には、当該特定不正行 為が行われた状況や教育的配慮の必要性等を考慮するものとする。

(事務)

- 第23条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、関係部局及び関係課の協力を得て総合企画課において処理する。
- 2 不正防止計画室に係る事務は、財務課において処理する。

(雑則)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に 定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月24日法人規程第28号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 29 日法人規程第 18 号)

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 28 日法人規程第 10 号)

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日法人規程第29号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日法人規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日法人規程第21号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日法人規程第 号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

平成16年4月1日

法人規則第4号

一部改正 H17. 3. 18/H18. 3. 14/H19. 3. 14/

H21. 3. 25 / H22. 3. 25 / H22. 6. 30 /

H23. 3. 28 / H24. 3. 29 / H25. 3. 26 /

H26. 3. 27/H28. 2. 22/

H28. 3. 30 (平成28年法人規則第5号) /

H28. 3. 30 (平成28年法人規則第9号) /

H28. 12. 21 / H29. 3. 22 / H30. 3. 28 /

H30. 6. 27/H31. 3. 27 (平成31年法人規則第 4 号)/

H31. 3. 27 (平成31年法人規則第6号) /R元. 12. 18/

R2. 3. 25/R2. 12. 23/R3. 8. 25/

R3. 12. 22/R4. 3. 30

目 次

第1章 任免

第1節 採用(第5条-第9条)

第2節 昇任及び降任 (第10条-第11条)

第3節 異動(第12条-第13条)

第4節 休職 (第14条 - 第18条)

第5節 退職及び解雇 (第19条-第28条)

第2章 給与(第29条)

第3章 服務(第30条-第36条)

第4章 勤務時間、休日及び休暇

第1節 勤務時間(第37条-第44条)

第2節 休日·休暇 (第45条-第58条)

第5章 職員研修(第59条)

第6章 賞罰(第60条-第65条)

第7章 安全衛生(第66条-第72条)

第8章 旅費(第73条)

第9章 福利・厚生(第74条-第76条)

第10章 災害補償(第77条)

第11章 退職手当(第78条)

第12章 知的財産権(第79条-第80条)

第13章 苦情処理(第81条)

第14章 雑則 (第82条)

附 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人総合研究大学院大学基本通則(平成16年基本通則第1号)第14条第3項に基づき、国立大学法人総合研究大学院大学(以下「法人」という。)に勤務する職員の勤務条件、服務規律その他の就業等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「法」という。) その他法 令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、常時勤務に服する職員(以下「職員」という。)に適用する。

(期間業務職員等の非適用)

第3条 期間業務職員及び短時間勤務職員の就業に関しては、国立大学法人総合研究大学院大学期間業務職員等 就業規則(平成16年法人規則第7号)による。

(遵守遂行)

第4条 職員は、この規則を遵守し、法人業務の運営に当たらなければならない。

第1章 任免

第1節 採用

(採用)

- 第5条 法人は、就職希望者のうち次の方法により職員を採用する。
 - (1) 国立大学法人等職員採用試験合格者または国家公務員試験合格者のうちから選考し、適格者と認めた者
 - (2) 本学独自採用試験により選考し、適格者と認めた者

(職員の配置)

第6条 職員の配置は、職務遂行上の必要性及び本人の適性等を考慮し行う。

(労働条件の明示)

第7条 職員に採用された者(在籍出向者、転籍出向者を含む。以下「新規採用者」という。)に対しては、採 用時の給与、労働時間その他の労働条件が明らかとなる書面及びこの規則を明示するものとする。

(提出書類)

- 第8条 新規採用者(在籍出向者及び転籍出向者を除く。)は、次の書類を採用日から14日以内に法人に提出しなければならない。ただし、該当しない書類はこの限りでない。
 - (1) 誓約書
 - (2) 住民票記載事項証明書
 - (3) 前職者にあっては、年金手帳および雇用保険被保険者証
 - (4) 暦年に前職がある場合においては、前職に係る源泉徴収票
 - (5)免許・資格証明書
 - (6) その他の法人が指定するもの
- 2 正当な理由なく、期限までに前項の書類を提出しない場合は、採用を取り消すことがある。
- 3 新規採用者(在籍出向者及び転籍出向者に限る。)若しくは、法人からの出向復帰者については、第1項第 1号及び第2号の書類の提出は要しない。
- 4 提出書類の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届け出なければならない。

(試用期間)

- 第9条 新規採用者については、採用の日から6ヵ月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と認めるとき は、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 2 昇任した者については、昇任の日から6ヵ月間を試用期間とする。ただし、法人が適当と認めるときは、この期間を短縮し、又は設けないことがある。
- 3 昇任に伴う試用期間中に昇任後の職員として不適格と認められた者は、降任する。
- 4 試用期間は、在職年数に通算する。

第2節 昇任及び降任

(昇任)

- 第10条 職員の昇任は選考によるものとする。
- 2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他能力の評定に基づいて行う。 (降任)
- 第11条 職員が次の各号に該当する場合、これを降任することができる。
 - (1) 勤務成績が良くない場合
 - (2) 心身の故障により職務の遂行に支障がある、又はこれに堪えない場合
 - (3)組織の改廃等に基づく過員又は廃職が生じた場合
 - (4) その他その職務に必要な適格性を欠いた場合

(勤務成績の評価)

第11条の2 職員の執務について定期的に勤務成績の評価を行い、その評価の結果に応じた措置を講ずるものとする。

第3節 異動

(配置換·出向等)

- 第12条 法人は職務上必要があると判断した場合、次の各号により配置換又は他の法人への出向を命ずることがある。
 - (1) 法人内における配置換を命ずることがある。この場合は、本人の同意を必要としない。
 - (2) 就業する法人等(他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人又は国の機関等をいう。次号において同じ。)の変更を在籍出向者として命ずることがある。この場合は、本人の同意を必要としない。
 - (3) 職員の就業する法人等の変更を転籍出向者として命ずることがある。この場合は、本人の同意を必要とする。
- 2 配置換又は在籍出向については、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(赴任)

- 第13条 新規採用者又は法人からの出向復帰者に係る赴任の命令を受けたときは、その辞令を受けた日から、次 に掲げる期間内に赴任しなければならない。
 - (1) 住居移転を伴わない赴任の場合は、即日
 - (2) 住居移転を伴う赴任の場合は、最大で7日以内
- 2 赴任に要する経費は、国立大学法人総合研究大学院大学旅費規程(平成16年法人規程第13号。以下「旅費規程」という。)による。

第4節 休職

(休職及び休職の期間)

第14条 職員が次のいずれかの事由に該当したときは、当該期間を休職とすることができる。

	事 由	期間
(1)	職務中又は通勤途中に傷病となった場合	治癒するまでの期間 ただし、3年以内の期間
(2)	私傷病(結核性疾患又は非結核性疾患)となった場合	3年以内の期間
(3)		3年以内の期間

	研究、共同研究、機関設立援助又は行方不明となった 場合	ただし、法人が承認した場合、2年更新可 (最長5年)
(4)	刑事事件に関し起訴された場合	未決期間
(5)	在籍出向者となった場合	復帰までの期間
(6)	大学院修学者となった場合	復帰までの期間
(7)	前各号のほか、特別の事情があって休職させることを 適当と認めた場合	法人が認めた期間

2 新規採用者(在籍出向者及び転籍出向者を除く。)で試用期間中の職員については、前項(第1号を除く。)の規定を適用しない。

(休職の手続)

第15条 職員を休職とさせる場合は、事前に当該職員から同意書を提出させるものとする。この場合、法人から 休職事由を記載した説明書は交付しない。ただし、事前に当該職員から同意書が得られない場合は、法人から 休職事由を記載した説明書を交付するものとする。

(復職)

- 第16条 休職期間中に休職事由が消滅したときは、原則として休職前の職務に復帰させる。ただし、元の職務に 復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。なお、この場合、 職員は正当な理由がなくこれを拒むことはできない。
- 2 傷病者が休職期間満了前に復職する場合は、医師の診断に基づく証明書により判断する。
- 第17条 休職者は、職員としての身分を有するが、職務には従事しない。

(休職期間の在職年数通算)

(休職中の身分)

- 第18条 休職期間中は、原則として在職年数に算入しない。
- 2 在籍出向に伴う休職期間は、在職年数に通算する。

第5節 退職及び解雇

(退職)

- 第19条 職員が次のいずれかに該当した場合は、退職とする。
 - (1) 退職を願い出て承認された場合、又は退職願を提出して14日を経過した場合
 - (2) 休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しない場合
 - (3) 死亡した場合
 - (4) 定年に達した場合
 - (5) 期間を定めて雇用されている場合で、その期間を満了した場合
 - (6) 職員が行方不明となり失踪宣告を受けた場合

(自己都合による退職手続き)

- 第20条 職員が自己都合により退職しようとする場合は、少なくとも14日前までに退職願を提出しなければならない。
- 2 職員は、退職願を提出しても、退職が承認されるまで、または、退職が承認されない場合は、14日間は従来 の職務に従事しなければならない。

(定年)

- 第21条 職員(次項及び期間を定めて採用した者(以下「有期契約職員」という。)を除く。次条において同じ。)の定年は、60歳に達した日の属する年度の3月31日とする。
- 2 教員(職員のうち、教授、准教授、講師、助教又は助手をいう。以下同じ。)及びリサーチアドミニストレーターの定年は、65歳に達した日の属する年度の3月31日とする。

(再雇用)

- 第22条 前条第1項により定年に達した職員のうち、本人が希望する場合は、定年後、65歳に達した日の属する年度の3月31日まで再雇用する。ただし、第23条第1項第1号又は第24条に定める事由に相当すると認められる場合は、再雇用を行わない。
- 2 前条第2項により定年に達した教員のうち、法人が必要と認めた者については、定年後、再雇用することがある。

(当然解雇)

- 第23条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は解雇する。
 - (1) 禁固以上の刑(執行猶予が付された場合を除く。) に処せられた場合
 - (2) 試用期間中に不適格と認められた場合
- 2 教員が次に該当したときは解雇する。

学校教育法(昭和22年法律第26号) 第9条に該当した場合

(その他の解雇)

- 第24条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は、解雇することができる。
 - (1) 心身又は身体の故障により、医師の診断に基づき職務に堪えられないと認められた場合
 - (2) 勤務実績・勤務成績が不良で就業に適しないと認められた場合
 - (3) 前2号に準ずる程度の不適切な行為があったと認められた場合
 - (4) 前各号の事由該当しなくとも社会通念上必要と判断される解雇処分に該当する事由が発生した場合は、 その状況に応じて妥当な解雇処分を行うことがある。

(解雇制限)

- 第25条 次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。
 - (1) 職務上の傷病による休暇又は休職期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後の休暇期間及びその後30日間
- 2 次の各号のいずれかに該当する事由による解雇はしない。
 - (1) 国籍又は信条
 - (2)性別
 - (3) 女性職員が婚姻し、妊娠し、出産し、又は産前産後の休暇取得をしたこと
 - (4)職員が育児休業や介護休業を申し出、又は育児休業や介護休業をしたこと
 - (5) 不当労働行為を理由としたこと
 - (6) 就業規則の違反を理由としたこと
 - (7) 労働基準監督署等の監督機関への申告

(解雇予告)

- 第26条 職員を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。
- 2 30日前に予告をしない場合は、30日分以上の平均給与を支払わなくてはならない。ただし、試用期間中(14日を越えて引き続き雇用された場合を除く。)の職員を解雇する場合、又は職員の責めに帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。

(退職又は解雇後の責務)

第27条 在職中に行った自己の青務に帰すべき業務に対する責任は免れない。

2 刑事事件の証人として出頭する場合等正当な事由なくして、自己の担当であると否とにかかわらず、在職中 知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職又は解雇の証明書)

- 第28条 職員が、退職に際し又は退職後に退職の証明書を請求した場合においては、遅滞なくこれを交付しなければならない。なお、この証明書には、次の各号のうち当人が請求する事項のみを記入しなくてはならない。
 - (1)使用期間
 - (2) 職務の種類
 - (3) その事業における地位
 - (4)給与
 - (5)退職(解雇)の事由
- 2 職員が解雇された場合も前項を適用する。

第2章 給与

(給与)

第29条 職員の給与について、その決定、計算、支払方法及びその他必要な事項については、国立大学法人総合研究大学院大学職員給与規則(平成16年法人規則第5号。以下「職員給与規則」という。)による。

第3章 服務

(服務)

第30条 職員は、職務に関する法人の指示命令を遵守し、職務上の責任を自覚し、信義に従い誠実に職務を遂行するとともに、他の職員との相互協力によりその職務を遂行し、また、大学内の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務免除期間)

第31条 職員は、次の各号の事由に該当する場合には、当該期間は職務専念義務を免除される。

	事 由	期間
(1)	勤務時間内に実施されるレクリエーションに参加する場合	参加する間
(2)	勤務時間内に労使間協議に参加する場合	参加する間
(3)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第66条、労働安全衛生規則(昭和47年 労働省令第32号)第43条から第45条までの規定に基づく健康診断を受診する 場合	受診する間
(4)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条に基づき、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置がされた場合	措置がされた間
(5)	その他学長が必要と認める事由の場合	その認める間

(遵守事項)

- 第32条 職員は次の事項を守らなければならない。
 - (1) 勤務時間を厳守すること
 - (2) 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと

- (3) 職場の整理整頓に努めること
- (4) 自己の担当であると否とにかかわらず、職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと
- (5) 職場内において政治活動、宗教活動を行わないこと
- (6) その他前各号に準じた不都合な行為は行わないこと

(職員の倫理)

第33条 職員の倫理については、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)を準用する。

(ハラスメントに関する措置)

第34条 ハラスメントに関する措置については、国立大学法人総合研究大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年法人規程第7号)による。

(入構禁止又は退構)

- 第35条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その入構を禁止し、または退構させることがある。
 - (1) 大学内の風紀秩序をみだし、又はその恐れがあるとき
 - (2) 他人又は施設設備に危害を及ぼす危険物を所持しているとき
 - (3) 衛生管理上有害と認められるとき
 - (4) その他前3号に準じ就業に不都合と認められるとき
- 2 前項の規定により入構を禁止させられたとき、または、所定の終業時間前に退構させられたときは欠勤として取り扱い、この間給与を支払わない。

(兼職・兼業の制限)

第36条 職員は、学長の許可なく他の事業を営み、または法人業務の妨げとなる他の事業に従事してはならない。ただし、職務遂行に支障がない範囲内で、国立大学法人総合研究大学院大学役職員兼業規程(平成16年法人規程第5号)に基づき、学長が許可する場合には他の事業に従事することができる。

第4章 勤務時間、休日及び休暇

第1節 勤務時間

(所定勤務時間)

第37条 1日の所定勤務時間は、7時間45分、1週間について38時間45分とする。

(始業、終業の時刻)

第38条 始業、終業時刻は次のとおりとする。

始業時刻 午前8時45分 終業時刻 午後5時30分

2 前項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、始業及び終業の時刻を変更する ことがある。

(申告型変形労働時間制の所定勤務時間)

- 第38条の2 学長は、職員(第44条の規定による裁量労働制の適用を受ける職員を除く。以下、本条において同じ。)の申告により、前2条の規定に関わらず法第32条の2の規定に基づく1ヶ月単位の変形労働時間制(以下「申告型変形労働時間制」という。)の勤務を割り振ることができる。なお、当該職員の所定勤務時間とは、1日及び1週間について、割り振られた勤務時間とする。
- 2 申告型変形労働時間制の実施にあたり必要な事項については、国立大学法人総合研究大学院大学申告型変形 労働時間制に関する規則(平成28年法人規則第7号。以下「申告型変形労働時間制に関する規則」という。) による。

(休憩)

第39条 休憩時間は次のとおりとする。

休憩時間 午後0時から午後1時

(事業場外の勤務)

第40条 出張命令により法人以外の場所で勤務する場合においては、労働時間を算定することが困難であるため、所定の労働時間を勤務したものとみなす。ただし、学長があらかじめ別段の命令をしたときはこの限りでない。

(在宅勤務)

- 第40条の2 学長は、業務その他の都合上必要と認められる場合には、一定期間、通常の勤務場所を離れて職員の自宅又はこれに準ずる場所における勤務(以下「在宅勤務」という。)を命じることがある。
- 2 在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外・深夜・休日勤務)

- 第41条 学長は、職務上必要がある場合には、次項の規定するところにより、第37条の所定勤務時間を超え、又は第45条の休日に労働を、職員に対して命ずることがある。
- 2 所定勤務時間を超える労働又は休日における労働については、法36条に基づく労使協定を締結し、これを横 須賀労働基準監督署長に届出るものとする。なお、届出がされない場合は、所定勤務時間を超える労働又は休 日における労働は命ぜられない。

(夜間待機)

- 第41条の2 学長は、職務上必要がある場合には、第38条に規定する終業時刻からその翌日の始業時刻までの間に、職員に夜間待機を命ずることがある。ただし、第38条の2に規定する申告型変形労働時間制の適用を受ける者を除くものとする。
- 2 夜間待機は、緊急時対応、外部との連絡等のための断続的な業務であって、前条に規定する所定勤務時間を 超える労働又は休日における労働に該当しないものをいうものとする。
- 3 夜間待機を命ずる場合は、法第41条第3号の規定に基づき、横須賀労働基準監督署長の許可を得るものとする。

(災害時の勤務)

- 第42条 学長の指示により災害その他避けることのできない事由によって緊急の必要がある場合においては、横 須賀労働基準監督署の許可を受け、または事後の届出により、その必要限度において所定勤務時間を延長し、 または休日に労働させることがある。
- 2 職員は、風水震火災その他非常の災害により職務を遂行できない場合、又は法人の施設設備付近にこれらの 災害が発生したことを知った場合には、自ら適切な措置を講ずるよう努めるとともに、すみやかに報告し、そ の指揮を受けなければならない。また、これ以外の場合であっても法人業務に重大な支障をきたすおそれのあ ることを知った場合も同様とする。

(出勤簿)

第43条 出勤の際は、出勤簿に自ら押印すること。

(タイムレコーダー)

第43条の2 前条の規定にかかわらず、職員(学長が別に定める者に限る。)は、出勤及び退勤の際は、タイムレコーダーに入力するものとする。

(裁量労働制)

- 第44条 業務の性質上必要が認められる職員については、法38条の3に基づく労使協定又は法38条の4に基づく 労使委員会の決議を横須賀労働基準監督署長に届出ることにより裁量労働制を適用する。
- 2 前項の適用を受けた職員は、業務の遂行手段及び時間配分はその職員の裁量に委ね、所定労働日に勤務した場合には、第37条の所定勤務時間を勤務したものとみなす。
- 3 始業・終業時刻及び休憩時間は、第38条及び第39条の時刻及び時間を基本とする。ただし、業務遂行に必要な始業・終業時刻及び休憩時間の変更は、弾力的に運用するものとし、その職員の裁量によるものとする。
- 4 休日は第45条のとおりとする。
- 5 第1項の適用を受けた職員が休日又は深夜に労働する場合は、あらかじめ、学長の承認を得ること。

6 前項により承認を受けて休日又は深夜に労働した場合においては、職員給与規則による割増賃金を支払うものとする。

第2節 休日·休暇

(休日)

- 第45条 職員の休日は次のとおりとする。
 - (1)日曜日(法定休日)
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)
 - (5) その他学長が必要に応じ定める日
- 2 学長は、第38条の2の規定による申告型変形労働時間制の適用を受ける職員のうち、申告型変形労働時間制に関する規則第4条の職員について、前項の規定による休日に加えて休日(「特例休日」という。)を設けることができる。

(休日の振替)

- 第45条の2 業務の都合上、休日に特に勤務を命ずる必要がある場合は、当該休日をあらかじめ当該休日が属する週(日曜日から土曜日まで)の休日以外の日に振り替える(以下「休日の振替」という。)ものとする。
- 2 休日の振替は1日を単位とする。

(休日の代休日)

- 第46条 前条による休日の振替ができない場合には、その休日に代わる日を代休日とする。
- 2 前項における代休日は、勤務した日を起算日とする後8週間以内に指定するものとする。

(有給休暇の種類)

- 第47条 有給休暇は、次のとおりとする。
 - (1) 年次休暇
 - (2)病気休暇
 - (3)特別休暇

(年次休暇)

- 第48条 年次休暇は、一暦年(有期契約職員の場合は一事業年度)ごとにおける休暇とし、休暇の目的及び理由 は問わない。
- 2 年次休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、その年次の翌年(有期契約職員の場合はその事業年度の翌事業年度)に繰り越すことができる。

(年次休暇の届出)

- 第49条 年次休暇の取得に際しては、その時季を事前に届出なければならない。ただし、法人業務に支障があると学長が判断した場合には、その時季を変更することができる。
- 2 年次休暇の取得単位は1日単位とする。
- 3 前項の規定に係わらず、職員からの申し出があった場合には、年次休暇の取得単位を半日単位とすることができる。
- 4 前2項の規定に係わらず、法39条に基づく労使協定を締結した場合には、年に5日を限度とし時間単位による休暇を取得することができる。

(年次休暇の付与単位)

第50条 職員(次項を除く)の年次休暇は、新規採用者においては採用時から、また、新規採用者以外の者は1月1日からそれぞれ起算し、一暦年末までの在職期間に応じ次の日数を付与する。なお、在職期間に退職が見込まれ又は退職が確定している場合は、その残在職期間に応じた日数を付与する。

在職期間	日数
1ヵ月に達するまでの期間	2日
1ヵ月を超え2ヵ月に達するまでの期間	3日
2ヵ月を超え3ヵ月に達するまでの期間	5日
3ヵ月を超え4ヵ月に達するまでの期間	7日
4ヵ月を超え5ヵ月に達するまでの期間	8日
5ヵ月を超え6ヵ月に達するまでの期間	10日
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	12日
┣━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	13日
┗ 8ヵ月を超え9ヵ月に達するまでの期間	15日
9ヵ月を超え10ヵ月に達するまでの期間	17日
10ヵ月を超え11ヵ月に達するまでの期間	18日
11ヵ月を超えた場合	20日

- 2 有期契約職員の年次休暇は、新規採用者においては採用時から、また、新規採用者以外の者は4月1日から それぞれ起算し、一事業年度末までの在職期間に応じ前項の表に掲げる日数を付与する。
- 3 新規採用者のうち在籍出向者、転籍出向者及び法人からの出向復帰者については、出向元又は出向復帰前の それぞれ前職の有給休暇残日数を考慮して法人が決定する。
- 第50条の2 前条の年次休暇を10日以上付与した職員に対しては、第49条第1項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次休暇日数のうち5日について、法人が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が第49条第1項の規定による年次休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(病気休暇)

第51条 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことが真にやむを得ないと認められる場合 には、病気休暇とすることができる。

(病気休暇の手続)

- 第52条 病気休暇については、その時期につき、事前に学長に届出をしなければならない。この場合において、学長は、法人業務に支障があると判断した場合には、その時期を変更することができる。
- 2 病気休暇の取得単位は、1日、時間及び分単位とする
- 3 7日以上連続する場合は、医師の診断書を添付する。

(病気休暇の付与単位)

- 第53条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇(以下この条において「特定病気休暇」という。) の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日(以下この条において「除外日」という。) を除いて連続して90日を超えることはできない。
 - (1) 生理日の就業が著しく困難な場合
 - (2)業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
- 2 前項ただし書、次項及び第4項の規定の適用については、連続する8日以上の期間(当該期間に含まれる要勤務日数が4日以上である場合に限る)の特定病気休暇を使用した職員(この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。)が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、所定勤務時間(所定勤務時間の一部に、育児時間、保育時間、介護休暇、生理日の就業が著しく困難である場合の時間及び分単位の病気休暇又は健康診断のための職務専念義務の免除(以下この項において「育児時間等」という。)がある場合にあっては、所定勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間)のすべてを勤務した日の日数(第4項において「実勤務日数」という。)が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。
- 3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日(以下この項において「特定負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該90日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して90日に達した場合において、90日に達した日の翌日から実勤務日数が20日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷または疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第1項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して90日を超えることはできない。
- 5 療養期間中の週休日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第1項ただし書及び第2 項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。
- 6 第1項ただし書及び第2項から前項までの規定は、試用期間中の職員には適用しない。 (特別休暇)
- 第54条 第56条の表に掲げるいずれかの事由により、勤務日又は勤務時間中に勤務しない場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる期間に従い、その勤務しない期間は、特別休暇とすることができる。

(特別休暇等の手続)

- 第55条 特別休暇については、その時期につき、事前に学長に届出をしなければならない。ただし、法令に基づく事由に該当する場合を除き、学長は、法人業務に支障があると判断したときには、その時期を変更することができる。
- 2 特別休暇の取得単位は、1日、時間及び分単位による法人が認めた範囲とする。

(特別休暇の付与単位)

第56条 特別休暇は、次の事由に応じた期間を付与する。

	事 由	期間
(1)	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、 その勤務しないことがやむを得ないと認められると き	必要と認められる期間
(2)	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(3)	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、その申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
(4)	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献するボランティア活動(地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動に限る。ただし、専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一暦年(有期契約職員の場合は一事業年度)に おいて5日の範囲内の期間
(5)	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚 に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないこ とが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚日後1ヶ月 を経過する日までの連続する5日の範囲内の期 間
(6)	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内 に出産する予定である女性職員が申し出たとき	出産の日まで申し出た期間
(7)	妊娠中または産後1年を経過しない職員が母子保健 法第10条(昭和40年8月18日法律第141号)に規定す る保健指導または同法第13条に規定する健康診査を 受けるため、並びに、保健指導または健康診査結果 に基づく指導事項があるため職務軽減を申し出たと き	必要と認められる時間
(8)	職員が出産したとき	

		出産の日の翌日から8週間を経過する日までの 期間(産後6週間を経過した女性職員が就業を 申し出た場合において医師が支障ないと認めた 業務に就く期間を除く。)
(9)	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき	1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子のその職員以外の親がその職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合には、1日2回それぞれ30分からその承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
(10)	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないこと が相当であると認められる場合	一暦年(有期契約職員の場合は一事業年度)に おいて5日の範囲内の期間(当該通院等が体外 受精及び顕微授精の場合にあっては、10日)
(11)	職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の 出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該 出産の日後2週間を経過するまでの間における 2日の範囲内の期間
(12)	職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間
(13)	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(予防接種、健康診断、負傷又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一暦年(有期契約職員の場合は一事業年度)に おいて5日の範囲内の期間(その養育する小学 校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場 合にあっては、10日)
(14)		

	日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	お		の期間(要介護者が2人
15)	亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しない		る日数(葬儀のた	め遠隔の地に赴く場合に
			親族	日数
			配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次同じ。)	7日
			父母	7日
			子	5日
			祖父母	3日(職員が代襲相続 し、かつ、祭具等の承継 を受ける場合にあって は、7日)
			子	5日
			孫	1日
			兄弟姉妹	3日
			おじ又はおば	1日(職員が代襲相続 し、かつ、祭具等の承継 を受ける場合にあって は、7日)
			父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一 にしていた場合にあっ ては、7日)
	趣旨等を記載した書き			

		子の配偶者又は1日(職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)	
		祖父母の配偶者 1日 (職員と生計を一 又は配偶者の祖 にしていた場合にあっ 父母 ては、3日)	
		兄弟姉妹の配偶 1日(職員と生計を一 者又は配偶者の にしていた場合にあっ 兄弟姉妹 ては、3日)	
		おじ又はおばの 1日 配偶者	
(16)	父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年 以内に行われるものに限る。)のため勤務しないこ とが相当であると認められるとき	1日の範囲内の期間	
(17)	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び 増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相 当であると認められるとき	一暦年の7月から9月までの期間内における、 第45条に規定する休日を除いて原則として連続 する3日の範囲内の期間	
(18)	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居 が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の 復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認 められるとき	7日の範囲内の期間	
(19)	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故 等により出勤することが著しく困難であると認めら れるとき	必要として認められる期間	
(20)	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が 出勤途上における身体の危険を回避するため勤務し ないことがやむを得ないと認められるとき	必要として認められる期間	
(21)	国立大学法人総合研究大学院大学職員の永年勤続者 表彰に関する規則(平成26年法人規程第3号。右欄 において「表彰規則」という。)第8条に規定する リフレッシュ休暇	表彰の日の翌日から1年間において、表彰規則 第3条第1号(勤続20年)に規定する者は第45 条に規定する休日を除いて連続する7日の範囲 内の期間、同条第2号(勤続30年)に規定する 者は第45条に規定する休日を除いて連続する14 日の範囲内の期間	

((22)	女子職員で生理日の勤務が著しく困難な場合で、そ の勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	2日以内で必要と認められる期間
((23)	夏季一斉休業	学長が指定する8月の第45条に規定する休日を 除いて連続する3日以内
((24)	前各号に掲げるほか、学長が特に必要と認めたとき	必要と認められる期間

(育児休業等)

第57条 育児休業については、国立大学法人総合研究大学院大学職員の育児休業等に関する規程(平成16年法人 規程第3号)による。

(介護休業等)

第58条 介護休業については、国立大学法人総合研究大学院大学職員の介護休業等に関する規程(平成16年法人 規程第4号)による。

第5章 職員研修

(職員研修)

- 第59条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進に資するため、積極的に研修を計画し、その実施に努めなければならない。
- 2 学長は、職員に対し、法人業務に必要な知識、技能を高め、業務の活性化を図り、又は資質の向上を図るため、必要な研修及び教育訓練その他の人材育成施策を行う。
- 3 職員は、常に自ら研鑽し、その能力の向上に努めなければならない。
- 4 職員は、研修及び教育訓練を受講するよう指示された場合には、特別の事由がない限り指示された研修及び 教育訓練を受けなければならない。
- 5 教員は、職務に支障のない範囲内において、常時勤務すべき場所を離れ、教員身分を有したまま短期又は長期の自主研修を行うことができるものとする。ただし、この場合は、事前に研修届を作成し、学長の承認を受けなければならない。

第6章 賞罰

(表彰)

- 第60条 職員が次のいずれかに該当する場合は、その都度審査を行い表彰する。
 - (1) 職務上有益な発明、創意工夫、業務改善を行い、法人の運営に貢献したとき
 - (2) 勤続20年間、勤続30年間、誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき
 - (3) 退職時(死亡を含む。)において、勤続30年以上誠実に勤務し、その成績が優秀で他の模範となるとき
 - (4) 事故、災害等を未然に防ぎ、又は非常事態に際し適切に対応し、被害を最小限にとどめるなど特に功労があったとき
 - (5) 社会的功績があり、法人及び職員の名誉となったとき
 - (6) 前各号に準ずる善行又は功労のあった場合で、その他学長が認める場合

(表彰の方法)

- 第61条 表彰は、賞状を授与する。その他、賞品又は記念品、賞金若しくは昇給のいずれかを行う。
- 2 表彰日時は、前条第2号の場合、勤労感謝の日の前日に行う。その他は、その都度行う。

3 前条第2号及び第3号の職員の表彰に関し必要な事項は、国立大学法人総合研究大学院大学職員の永年勤続 者表彰に関する規則(平成26年法人規程第3号)の定めるところによる。

(懲戒)

- 第62条 懲戒に際しては、事前に当該職員に弁明の機会が与えられ、その情状に応じ、次の区分により行う。ただし、その情状により懲戒の必要がないと判断した場合は処分を行わないことがある。
 - (1) 戒 告:始末書を提出させて将来を戒める
 - (2)減 給:始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることなく、また、総額が1賃金支払い期間における賃金の1割を超えることはない
 - (3) 停 職: 始末書を提出させるほか、原則として30日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない
 - (4) 懲戒解雇:予告期間を設けないで即時に解雇する
- 2 懲戒処分は、当該職員に対して次に掲げる事項を記載した文書を交付して行うものとする。
 - (1) 懲戒処分に係る職員の組織上の名称、職務の級
 - (2) 懲戒処分に係る職員の氏名
 - (3) 懲戒処分の名称
 - (4) 懲戒処分の理由
 - (5) 懲戒処分を発令した日付
 - (6) その他文書の作成にあたって必要な事項
- 3 懲戒解雇を行う場合には、事前に横須賀労働基準監督所長の認定を得なければならない。また、その理由を 当該職員に書面で明示しなければならない。また、この場合においては、法第20条に規定する30日分以上の平 均給与は支給しない。
- 4 学長は、必要に応じ職員の懲戒処分が決定されるまでの期間を、当該職員に対して停職とさせることができる。

(懲戒の事由)

- 第63条 職員が次のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、戒告、減給又は停職とする。
 - (1) 正当な理由なく無断欠勤が5日以上に及ぶとき
 - (2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠ったとき
 - (3) 過失により法人に損害を与えたとき
 - (4)素行不良で大学内の秩序又は風紀を乱したとき
 - (5) その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき
- 2 職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の服務態度その他情状によっては、 第24条に定める解雇とすることがある。
 - (1) 重要な経歴を詐称して雇用されたとき
 - (2) 正当な理由なく無断欠勤21日以上に及び、出勤の督促に応じなかったとき
 - (3) 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し10回以上に及び、注意を与えても改めなかったとき
 - (4) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示又は命令に従わなかったとき
 - (5) 故意又は重大な過失により法人に重大な損害を与えたとき
 - (6) 大学内において刑法その他法律の刑罰規定に該当する行為を行い、その犯罪事実が明らかとなったとき (当該行為が軽微な違反である場合を除く。)
 - (7)素行不良で著しく大学内の秩序又は風紀を乱したとき
 - (8)数回にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に関し、改善の見込みがないと認められたとき

- (9) 相手方の望まない性的言動等により、円滑な職務遂行を妨げたり、職場の環境を悪化させ、又はその性的言動等に対する相手方の対応によって、一定の不利益を与えるような行為を行ったとき
- (10) 許可なく職務以外の目的で大学の施設又は物品等を使用したとき
- (11) 職務上の地位を利用して私利を図り、又は取引先等より不当な金品を受け、若しくは求め、又は供応を 受けたとき
- (12) 私生活上の非違行為や大学に対する誹謗中傷等によって大学の名誉信用を傷つけ、業務に重大な悪影響 を及ぼすような行為があったとき
- (13) 法人の業務上重要な秘密を外部に漏洩したとき
- (14) その他前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき
- (15) 前14号の事由に該当しなくとも社会通念上必要と判断される懲戒処分に該当する事由が認められた場合は、その状況に応じて妥当な懲戒処分を行うことがある

(訓告等)

第64条 学長は、第62条第1項に基づく懲戒処分の必要がない者であっても、服務規律を確保するうえで必要と 判断する場合には、訓告又は注意を行うことができる。

(損害賠償)

第65条 職員の故意又は重大な過失により、職務上の事故又は災害を発生させ、法人に損害を与えたときは、そ の損害に対する損害賠償の責務を負う。また、職員の退職後に発覚した場合も同様とする。

第7章 安全衛生

(協力義務)

- 第66条 職員は、安全衛生に関し定めた事項を遵守し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 2 職員は、健康の保持増進に努め、衛生管理者その他の関係者の指示に従い、法人の行う健康に関する施策の 推進に協力し、かつ指示を励行しなければならない。

(安全衛生管理)

- 第67条 労働安全衛生法その他法令の定めるところにより、職場の安全衛生管理に当たらせるために、必要な管 理者として防火管理者及び衛生管理者の選任を行う。
- 2 職員の安全確保と健康の保持増進を図り、快適な職場の形成のため必要な措置を講ずる。
- 3 安全衛生管理については、国立大学法人総合研究大学院大学安全衛生管理規程(平成16年法人規程第2号) による。

(安全衛生教育)

- 第68条 学長は、労働安全衛生法の定めるところによるほか、必要に応じて職員に対する安全衛生教育を行う。
- 2 職員に対し、採用時、出向復帰又は配置換え等により業務内容を変更した際に、その従事する業務に必要な 安全衛生教育を行う。

(非常災害時の措置)

- 第69条 職員は、災害その他非常災害の発生する危険を予知し、又は異常を発見したときは、直ちに学長に通報し、臨機の措置をとらなければならない。
- 2 職員は、火災その他非常災害が発生した場合は、互いに協力してその被害を最小限にとどめるよう努力し、 学生等の避難誘導等適切な措置を講じなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

- 第70条 職員は、次の事項を厳守するほか、その他、職場の安全衛生のために法人が行う指示を遵守しなければ ならない。
 - (1) 火気、電気、水道、ガス等を使用した者は、その後始末を確認すること
 - (2) 喫煙は所定の場所で行なうこと
 - (3) 通路、避難口、消火設備設置場所付近に物品を置かないこと

- (4) 立入禁止、通行禁止区域には立ち入らないこと
- (5) 服装は業務に適したものとすること
- (6) 事故発生の場合の緊急連絡及び応急措置について熟知しておくこと
- (7) 資格を要する業務に無資格で従事しないこと
- (8) 法人が行う安全衛生教育で修得した事項を実行すること

(健康診断)

- 第71条 職員に対しては、毎年1回、特定有害職務に従事する者は6か月ごとに1回、労働安全衛生法第66条、 労働安全衛生規則第43条から45条までによる定期に健康診断を行う。ただし、職員が自発的健康診断を受け、 その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りではない。
- 2 職員は、正当な理由がなく健康診断を拒否することはできない。
- 3 健康診断の結果、必要と認めるときは、就業の禁止、労働時間の短縮、配置換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(就業の禁止)

- 第72条 職員が、次のいずれかに該当するときは、就業禁止とする。
 - (1) 他人に伝染するおそれのある疾病にかかっているとき
 - (2) 精神障害等のため自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるとき
 - (3) 疾病のため就業することにより病状が著しく増悪するおそれのあるとき
 - (4) 同居の家族又は同居人が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いのあるとき
- 2 前項の規定により、就業の禁止を命ぜられて勤務しなかった時間は、出勤として取り扱う。

第8章 旅費

(旅費)

第73条 法人は、業務の都合上必要がある場合は、職員に出張を命ずることがある。この場合の取り扱いは、旅 費規程による。

第9章 福利•厚生

(共済組合)

第74条 職員は、新規採用日又は出向から復帰した日から、文部科学省共済組合の組合員となり、掛け金を納める義務が生じ、反対給付として各種給付を受ける権利が発生するものとする。

(宿舎利用)

第75条 職員の宿舎利用については、国立大学法人総合研究大学院大学宿舎規程(平成16年法人規程第12号)による。

(職員のレクリエーション)

第76条 学長は、職員の健全な文化、教養、体育等の活動を通じて、その元気を回復し、及び相互の緊密度を高め、並びに勤務能率の発揮及び増進に資するため、職員のレクリエーションを計画し、その実施に努めなければならない。

第10章 災害補償

(職務上の災害補償)

第77条 職員が職務上の災害を事由とし、又は通勤途上において負傷し、疾病にかかり、傷害を負い又は死亡した場合の災害補償は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び法人が加入する労働災害総合保険の範囲内において行う。

第11章 退職手当

(退職手当)

第78条 職員(有期契約職員であって、別に定める者を除く。)が退職し、又は解雇されたときは、国立大学法人総合研究大学院大学職員退職手当規則の定めるところにより退職手当を支給する。

第12章 知的財産権

(知的財産権の帰属)

- 第79条 職員が職務上発明、考案又は創作した知的財産権は、法人に帰属する。
- 2 知的財産権出願に係る経費は、法人が負担する。
- 3 職員が職務上発明、考案又は創作した知的財産の利用については、法人内においては自由に利用することができる。
- 4 前3号において、外部資金等による法人以外の者との契約書に基づく契約がある場合は、その契約内容のとおりとする。

(知的財産権に対する報酬)

第80条 法人は、知的財産権を第三者に対して使用させることに伴う収入がある場合、その収入を適正に評価し職員に対して適正な対価としての報酬を支払うものとする。

第13章 苦情処理

(苦情処理)

- 第81条 法人は、職員から苦情処理に関する申し出があったときは、迅速かつ公平に対処するものとする。
- 2 職員は、勤務条件又は不利益処分に関し、不服又は苦情を申し出ることができる。なお、この場合の苦情処理の手続等は、国立大学法人総合研究大学院大学苦情処理規程(平成16年法人規程第6号)による。
- 3 職員は、第34条によるハラスメントに関し苦情を申し出ることができる。なお、この場合の苦情処理の手続等は、国立大学法人総合研究大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年法人規程第7号)による。

第14章 雑則

(適用の見直し)

第82条 学長は、この規則の適用状況について、必要に応じて調査を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な 措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」) 附則第4条の規定により法人の職員となった者 (以下「移行職員」という。) については、第5条、第7条から第9条まで及び第13条の規定は適用しない。
- 3 移行職員に係る第60条第2項及び第3項の適用については、国家公務員としての勤務期間を通算する。
- 4 学長は、この規則の施行後3年以内に、この規則の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成17年3月18日法人規則第1号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に有期契約職員であった者の年次休暇の繰り越し日数及び付与する日数については、第 48条及び第50条の規定にかかわらず、経過措置を学長が別に定める。
- 3 国立大学法人総合研究大学院大学職員給与規則(平成16年法人規則第5号)の一部を次のように改正する。 第41条の次に次の一条を加える。

(年俸制等の適用)

- 第41条の2 教育研究の推進を図る有期契約職員、国内外において優れた能力を有する者及び高度に専門的な技能、資格を有する者等を採用する場合の給与については、この規則にかかわらず、年俸制等を適用できるものとし、その適用範囲及び年俸の支給基準その他必要な事項は、学長が別に定める。
- 2 前項の規定により学長が年俸の支給基準を定める場合は、この規則を適用する職員の給与の支給基準を考慮 し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるようにしなければならない。

附 則(平成18年3月14日法人規則第5号)

- 1 この規則は、平成18年3月14日から施行し、第22条、附則第2項及び第3項の規定は平成18年4月1日から 適用する。
- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第22条第1項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

3 高年齢者雇用確保措置を講ずるために必要な準備期間として、平成23年3月31日までの間、高齢法第9条第2項に規定する協定をするため努力したにもかかわらず協議が調わないときは、第22条第1項の規定にかかわらず、再雇用の対象となる者の基準は、学長が別に定める。

附 則(平成19年3月14日法人規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月25日法人規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の規則第56条の規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則(平成22年3月25日法人規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月30日法人規則第9号)

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則(平成23年3月28日法人規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日法人規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日法人規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日法人規則第4号)

この規則は、平成26年3月27日から施行する。

附 則(平成28年2月22日法人規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日法人規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第38条の2及び第45条第2項の規定は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年3月30日法人規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月21日法人規則第22号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する

附則(平成29年3月22日法人規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日法人規程第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月27日法人規則第29号)

この規則は、平成30年7月10日より施行する。

附 則(平成31年3月27日法人規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日法人規則第6号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月18日法人規則第13号)

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日法人規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月23日法人規則第7号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月25日法人規則第4号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日法人規則第6号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日法人規則第15号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

機構等法人における教員の定年年齢

機構	定年年齢	根拠規程
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	65	大学共同利用機関法人人間文化研究 機構職員退職規程
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構	65	大学共同利用機関法人自然科学研究 機構職員就業規則
国立研究開発法人 宇宙航空開発研究機構	63	宇宙航空開発研究機構就業規則
大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構	63	大学共同利用機関法人高エネルギー 加速器研究機構職員就業規則
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	65	情報・システム研究機構研究教育職員 の就業の特例に関する規程

大学共同利用機関等における大学院教育について

第4期中期目標期間における大学共同利用機関の 在り方について(審議のまとめ)【抜粋(P67)】

	大学の外にあって教育に協力する方式		大学院の組織の一部を担う方式
	学生の受入	連携大学院	総合研究大学院大学
イメージ図	学生 学生 学生 の要請 ・学生受入 ・研究機関	大学院 学生 学生 について、 予め協定書 を締結 ・学生受入 ・研究機関	参加 基盤機関 教員 大学共同 利用機関
方式の概要	大学院の学生が、所属する大学院以外の研究機関等において、研究指導を受けるもの ※	大学と研究機関等との間で、学生の指導方法、研究員の派遣等の協定書を結び、研究機関の研究員に大学院の客員教授の発令を行うなど、組織的に学生の受入と指導を行うもの	左記の協力講座の方式との違いは、研究 科の専攻を編制する際に、大学共同利用 機関を基盤機関として、その一部の教員 が総研大の教員として、専攻全体が構成 されるもの
関連規定	大学院設置基準 第13条第2項	大学院設置基準 第13条第2項	国立大学法人法 別表第一 備考 二

※ 大学共同利用機関側では、「特別共同利用研究員(当該機関で研究に従事し、併せて研究指導を受ける大学院学生)」として受け入れている。

(参考)1 大学院設置基準 第13条第2項

大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

2 国立大学法人法 別表第一 備考 二 総合研究大学院大学は、大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構との緊密な連係及び協力の下に教育研究を行うものとする。